

愛知県 名勝・天然記念物

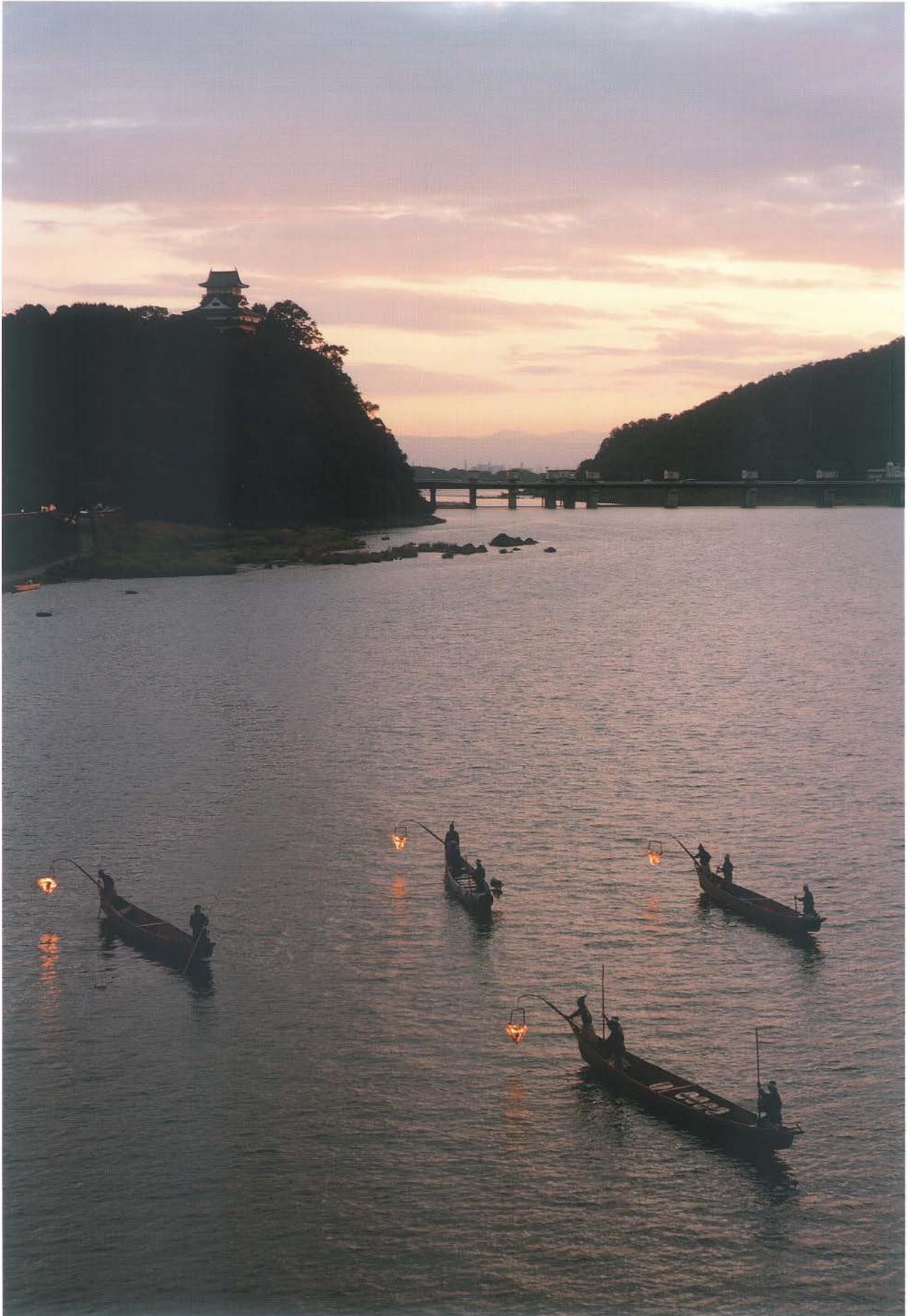
保護活用事例集

愛知県史跡整備市町村協議会
2011年3月



愛知県 名勝・天然記念物

保護活用事例集



名勝木曾川（犬山市ほか：国指定名勝）

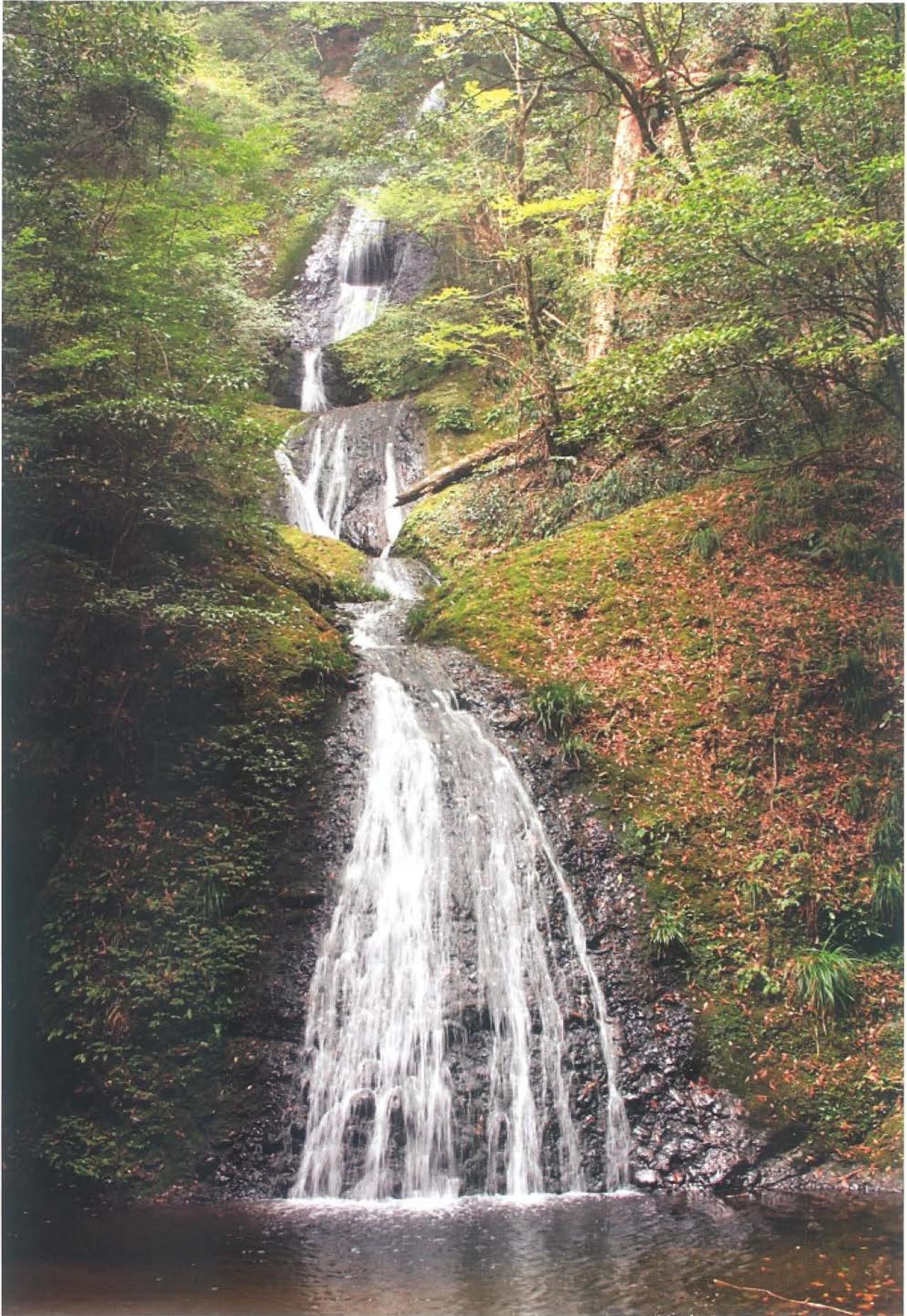
巻頭カラー図版2



鶴舞公園（名古屋市：登録記念物）



鳳来寺山（新城市：国指定名勝・天然記念物）



阿寺の七滝（新城市：国指定名勝・天然記念物）



清田の大クス（蒲郡市：国指定天然記念物）

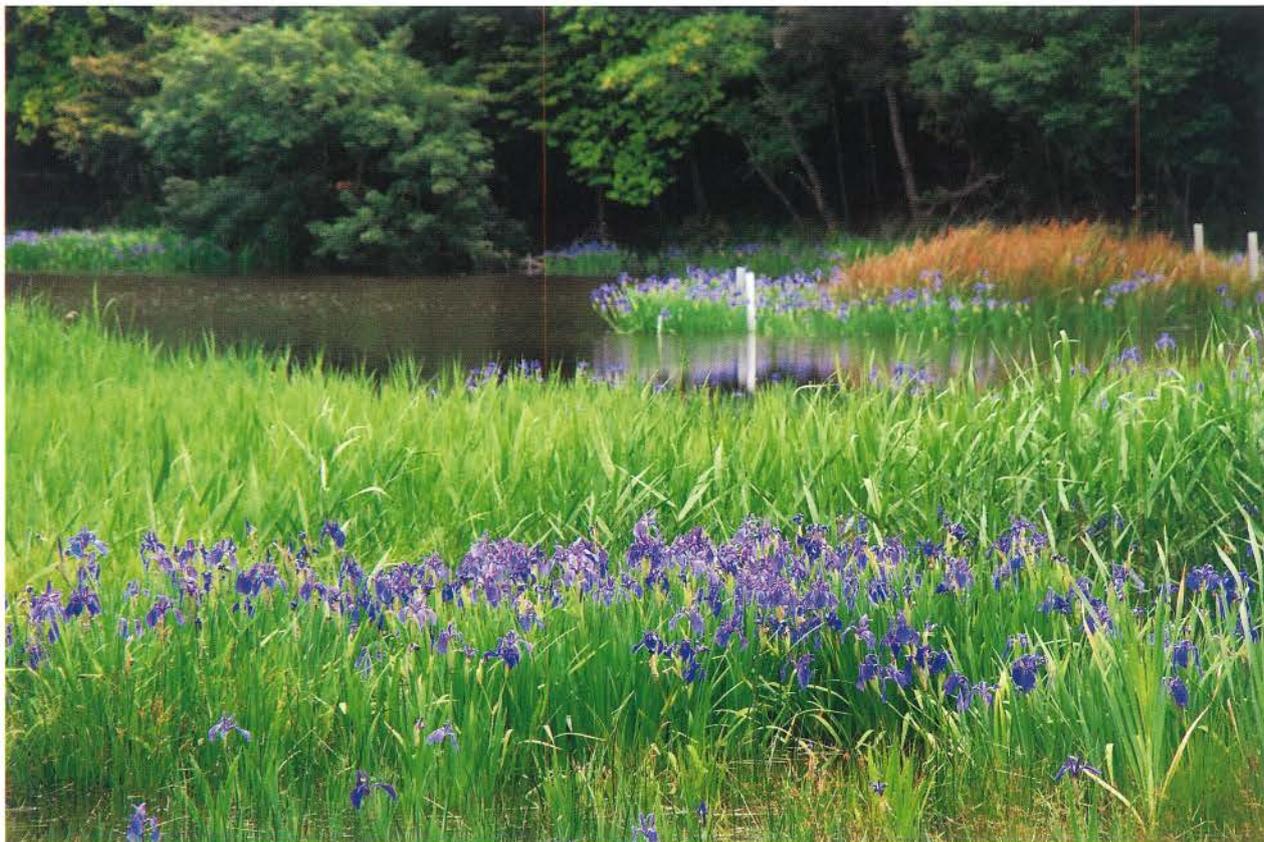


御油のマツ並木（豊川市：国指定天然記念物）



羽豆神社の社叢（南知多町：国指定天然記念物）

巻頭カラー図版6



小堤西池のカキツバタ群落（刈谷市：国指定天然記念物）



葦毛湿原（豊橋市：県指定天然記念物）



ヒトツバタゴ自生地（犬山市：国指定天然記念物）



木曾川堤（国指定名勝） 撮影場所：一宮市光明寺付近

巻頭カラー図版8



オオサンショウウオ（瀬戸市ほか：国指定天然記念物）



イタセンパラ（日進市・一宮市ほか：国指定天然記念物）

◎目 次

巻頭カラー図版

序 言

序 言－天然記念物保護活用の方向－（林 進）… 1

名 勝

| | |
|---------------|----|
| 名勝概説（洲崎和宏） | 8 |
| 事例紹介 | 9 |
| 鶴舞公園（名古屋市） | 9 |
| 木曾川堤（一宮市・江南市） | 13 |
| 内々神社庭園（春日井市） | 17 |
| 富賀寺庭園（新城市） | 19 |
| 杜若池（知立市） | 20 |
| 蓮華寺庭園（あま市） | 21 |
| 鳳来寺山（新城市） | 22 |
| 阿寺の七滝（新城市） | 24 |
| 八橋伝説地（知立市） | 25 |
| 岩古谷山（設楽町） | 26 |
| つたの淵（東栄町） | 27 |

天然記念物

| | |
|---------------|----|
| 天然記念物概説（洲崎和宏） | 30 |
| 事例紹介 | 32 |

植物 単木

| | |
|-----------------|----|
| 清田の大クス（蒲郡市） | 32 |
| 臥龍の松（日進市） | 36 |
| 永安寺の雲竜の松（安城市） | 38 |
| おみよし松（弥富市） | 39 |
| 宝円寺のシダレザクラ（豊川市） | 40 |
| 奥山田のしだれ桜（岡崎市） | 42 |
| 大安寺のシダレザクラ（豊田市） | 43 |
| 彼岸桜（江南市） | 44 |

| | |
|-------------------|----|
| 野依八幡社のシダレザクラ（豊橋市） | 45 |
| 野田小学校のホルトの木（田原市） | 46 |
| 白山社のクロガネモチ（武豊町） | 48 |
| 五万石ふじ（岡崎市） | 50 |
| とよとみ梨（岡崎市） | 51 |
| マメナシ（瀬戸市） | 52 |
| 四ツ松のアカメヤナギ（豊田市） | 53 |
| 須成龍照院イチョウ（蟹江町） | 54 |
| 教蓮寺のイヌマキ（吉良町） | 55 |
| 福田寺のイヌグス（設楽町） | 56 |

植物 並木・社叢

| | |
|-------------------|----|
| 御油のマツ並木（豊川市） | 58 |
| 桜井神社のクロマツ（安城市） | 62 |
| 実相寺の三河クロマツ群落（西尾市） | 64 |
| 東海道のマツ並木（安城市） | 66 |
| 多賀神社の社叢（常滑市） | 67 |

植物 湿地・湿原

| | |
|----------------|----|
| 葦毛湿原（豊橋市） | 69 |
| 壱町田湿地植物群落（武豊町） | 73 |
| 黒河湿地植物群落（田原市） | 77 |
| 藤七原湿地植物群落（田原市） | 79 |
| 長の山湿原（新城市） | 81 |
| 大狭間湿地（豊明市） | 82 |
| 板山高根湿地（阿久比町） | 83 |

植物 群落・自生地

| | |
|--------------------|-----|
| 小堤西池のカキツバタ群落（刈谷市） | 85 |
| 豊明のナガバノイシモチソウ（豊明市） | 89 |
| ナガバノイシモチソウ自生地（豊橋市） | 93 |
| ヒトツバタゴ自生地（犬山市） | 95 |
| 大草のマメナシ自生地（小牧市） | 97 |
| 立田赤蓮根（愛西市） | 99 |
| 川宇連ハナノキ自生地（豊根村） | 101 |
| 築水池のシデコブシ自生地（春日井市） | 103 |
| 椈のシデコブシ（田原市） | 104 |

動物

| | |
|--------------------|-----|
| オオサンショウウオ（瀬戸市） | 106 |
| 鶺鴒の山ウ繁殖地（美浜町） | 110 |
| 岡崎ゲンジボタル発生地（岡崎市） | 112 |
| 西尾のヒメタイコウチ生息地（西尾市） | 116 |
| 足助のヒメハルゼミ（豊田市） | 118 |
| ネコギギ（県下） | 119 |
| イタセンパラ（日進市ほか） | 121 |

地質・鉱物

| | |
|-----------------------|-----|
| 三河地震による地割れ（蒲郡市）…………… | 124 |
| 三河地震による地震断層（幸田町）…………… | 126 |
| 高師小僧（豊橋市）…………… | 128 |
| 中央構造線長篠露頭（新城市）…………… | 130 |
| 煮え渕及び預り渕のポットホール（東栄町） | 131 |

コラム

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 「名勝の指定」（洲崎和宏）…………… | 28 |
| 「名木の選定（「瀬戸の名木」の事例）」（服部 郁） | 57 |
| 「樹木医制度とは」（横井さつき）…………… | 68 |
| 「吉良町に所在した名松」（三田敦司）…………… | 84 |
| 「天然記念物と保存管理計画」（前田清彦）…………… | 105 |
| 「ニホンカモシカの保護と手続きについて」 （井上直己）…………… | 123 |
| 「飼育される天然記念物」（岩原 剛）…………… | 132 |

付 載

| | |
|---------------|-----|
| 名勝一覧表…………… | 133 |
| 天然記念物一覧表…………… | 134 |

例 言

- 1 本書は、愛知県内に所在する名勝・天然記念物の保護及び活用事例を集成したものである。
- 2 資料の収集にあたっては、愛知県史跡整備市町村協議会（以下「愛史協」と呼ぶ）加盟団体のみでなく、愛知県内の全市町村および愛知県を対象とし、各団体から提出されたものを愛史協企画運営委員会がまとめた。各個別事例の内容及び資料引用の取り扱いについては、各市町村に照会されたい。
- 3 本書で取り上げた事例は県内全域の事例の中から、各市町村より提出された調査票をもとに、主要な保護・活用事例を愛史協企画運営委員会が協議の上選び出したものである。
- 4 事例のうち、とくに保護・活用の方法に特色があるものや、国庫補助を受けて保存管理計画が作成されたものなどについては、1事例につき2～4頁を割いて紹介し、そのほかの事例は1頁にまとめた。なお県下のすべての名勝・天然記念物は、巻末の付載「名勝・天然記念物一覧表」に掲載した。
- 5 事例の掲載順は、種類や種別ごとにまとめたうえで、複数頁の事例を先にしながら、市町村コード順に掲載している。
- 6 編集は愛史協企画運営委員会 事例集作部会が行った。
- 7 序言、概説、コラムの執筆分担は目次及び文末に掲載した。
- 8 掲載した写真、画像、図面は愛知県および各市町村から提供を受けたほか、下記の各氏・各団体からも提供されている。
林進、浜島繁隆、鈴木達夫、国交省設楽ダム工事事務所、愛知県名古屋東部丘陵工事事務所、西尾市立八ツ面小学校

序 言 —天然記念物保護活用の方向—

岐阜大学名誉教授・犬山里山学研究所理事長 林 進

本稿では、天然記念物の保護活用を図るに当たって、どのような方向性が見られるかについて考察する。ここに示す方向性のもとで、次項以下に示す各地の事例が現れている。

I 天然記念物保護活用の方向

1 地域の財産は、住民自らがかかわって守る。

近年多くの地域において、「地域の財産は、自らかかわって守る」という住民意識が定着している。これは、行政依存では地域の貴重な財産、とりわけ自然や文化にかかわる財産は守っていけないことを、多くの住民が理解するようになったことと深く関係している。

自然や文化財産を守ることを、いわゆる「行政サービス」に委ねていたのでは、増加し多様化する行政需要の中に埋もれてしまうことに住民が気づいたこと。他方行政側も、短期に結果がでず、また「費用対効果」の計算ベースに乗りにくい自然・文化行政に力点を置けなくなったこと。自然・文化財産は、ひとたび喪失されれば再び元に戻すことができないこと。このようなことが、社会的理解として普及してきたことが重要な契機になっている。

一言でいえば、「社会にとって必須のものは、自らが直接かかわって守る」という住民活動が定着してきたとあってよい。

2 守る仕組みづくりに取り組む。

特に天然記念物は、地域固有の財産であり、地域住民が長い間にわたって眺め、かかわってきた存在である。地域固着の価値、時間的な価値といったものに支えられている価値であるといってもよい。したがって、一般の市民活動のようにイベント的にかかわったり、一過性の関わりで何かかが実現できるものではない。まして、地域にとって重要な場に生育する場合にはなおさら、地域外のものが簡単には手を出せないものとなる。

地域固着性は、場合によっては閉鎖性につながることもあり、保護や活用を停滞させることになりかねない。この弊を打破するのは、地域組織の動向以外において他にはない。地域内に置かれている区や町会組織、神社なら総代会や氏子組織、このような地域組織が有効に動かなければ、持続性をもち、地域に根ざした活動は形成できない。

近年注目されるのは、概して硬直化していると見なされがちな地域組織が、実に柔軟に自然・文化財産の保全活動にかかわっていることである。この事例は各地においてみられるが、例外なくいえることは、その活動が内部から自発的に提起されてきたことである。行政にはもちろん強制力を発揮する余地はなく、地域組織もまた同様である。

守る仕組みづくりが、このように地域内部から編成されてくる契機や動機を十分に理解することが、持続

的な天然記念物保護活用体制を組み立てていく上で、必須の要件となっているといつてよい。

3 正しい知識や技術を学び、実践する仕組みづくり。

天然記念物の保護活用に当たっては、正しい知識や技術を持って当たらなければ取り返しのつかない結果をもたらす危険が発生しかねない。住民組織や地区組織内に必ずしも専門家がいないわけではない。また、随時専門家に指導を個別に仰ぐことも現実的には不可能に近い。

そこで、中心となる専門機能の充実が急務となる。これを、各地域独自に組み立てることは、決して容易ではないだろう。したがって、この機能は広域的に編成される必要がある。専門機能を備えた仕組みは、知識や技術を地域に伝えるだけでなく、必要に応じて地区・住民活動へのコンサルティングや実地指導機能をも備えなければならない。

行政が計画を基盤に機能を発揮するとすれば、この専門機能は臨機に作動することが要請される。行政の仕組みの中では非効率化せざるを得ない部分を、行政の枠外に確立することにより、現場に即した知識や技術を適期に地域に伝えることができ、天然記念物の保護活用に係る住民が、正しく有効な成果を習得することができる。

4 多様な展開を目指す。

天然記念物の「保護」となれば、どうしても限定的な関与になり、さらに「活用」となれば必要以上に臆病になりがちである。その結果、「敬遠」すべき対象として、天然記念物は日常から遠ざかる。保護には目的がなければならない。そして目的は多くの人々が共有する必要がある。そうすると自ずと「目的の多様性」が俎上に載せられることになろう。単一の目的では、多くの人々の共感を得ることができず、したがって参加も得ることができない。

天然記念物・文化財は、社会的財産である。それは、本来的に「活用」を内在している。「存在価値」とともに「活用価値」が一体化している、それが文化財の本質である。人々は、自分との関わりを認めてきたからこそ、対象を維持しようとしてきたのであり、自分にかかわる存在としての「財価値」を評価してきたのである。普段私たちが接する文化財とは、このように社会にとっての「関係的価値物」であるといつてよい。

天然記念物にかかわるきっかけづくりや動機づけを多様におこなうことにより、その存在や価値に気づく人たちを増やしていくことができる。あるいは世代を超えて伝えていく基盤をつくることもできる。対象はひとつでも、関わり方は無数にある。永年月を経て形成されてきた天然記念物ならではの世界を、できる限り多様に展開すること、それが文化財としての価値を広め、高めていく道筋を切り開く。

II 各地に見る事例

1 子どもたちの学習に生かす～愛知県一宮市尾西・富田一里塚

愛知県一宮市尾西（旧尾西市）富田地区に「富田一里塚」がある。美濃路に設置された一里塚で、今も東西一対の塚とエノキが残っている。史跡ではあるが、指定要件として塚上に植栽されたエノキが示されている。エノキは天然記念物ではないが、ここでは同等に扱う。

両側のうち西側のエノキは台風被害を受け、幹裂けと枝折れを起こし、衰退傾向にあったものを、5年前から本格的な樹勢回復処置を実施し、今では旺盛な成長を見せるに至っている。裂けて枯死・腐朽した幹部

分も特殊なプレポリマーを使って処理され、安定した状態になっている。

このように示せば、「ごく普通の保護事業」の実行として受け取られるであろう。しかし、この事例における独自性は、保護技術にあるわけではない。エノキの保護にかかわって、子どもたちに「富田一里塚を知ろう」「エノキの保護体験に参加しよう」と呼びかけ、子どもたち（小学生）の参加の下で保護活動をおこないながら、郷土の文化を学ぶきっかけづくりをおこなってきたことに、文化財保護・活用の貴重な事例を見ることができる。



子どもたちの参加で守る一宮市尾西富田一里塚のエノキ

保護作業の実施に先立って、一里塚の意味を伝え、一对の塚を守り、伝えてきた郷土の誇りを伝え、いま、子どもたちがかかわることの意義を理解してもらおうプロセスを経て、実際の作業を体験する。樹勢回復作業の実施に先だって、樹木学や樹木医学の知識を平易に解説するプログラムが設定されている。眼前に江戸時代から生育するエノキを見ながら、子どもたちは事前学習に聞き入り、自らかかわることへの意欲をかき立てていく。

作業は幹部の安定化への薬剤浸透作業と、根系育成のための発根促進剤散布の二本立てで構成されている。いずれも、薬剤・作業工程とも無害なものとして編成されており、子どもたちは安心して実地体験に専念できる。自分たちの活動が、エノキのいのちを長らえることにつながると話すと、子どもたちの目は輝く。

一里塚を通じて日本の歴史の一端を学び、エノキを通じて樹木にかかわる知識を少しだけだが学び、使った薬剤等の材料により化学や微生物学の世界を垣間見ることは、子どもたちにとって貴重な体験になっている。2010年8月の夏休み企画の際には、「将来、木を守る仕事をしたい」とまで語る子が生まれるに至っている。また、継続して参加し、「中学生になっても来ていいですか」と尋ねる子も出てきた。

地道だが、持続し、多様な知識を伝える中での実地学習は、文化財保護・活用のひとつの、しかし重要な方向を示すものとして評価できよう。

2 地区の一体性を築く～愛知県豊川市御油

地域社会が疎遠・無縁化している現在、地区を一体化する絆をどこに求めるかが課題になっているところが多い。愛知県豊川市御油地区では、史跡・天然記念物の「御油の松並木」の保護・活用を軸に、この課題に対応している。最古木が300年をこえる松並木とマツが植栽されている堤（堤塘）の両方を維持管理するには、相当数の人手がいる。

また、樹勢が衰退しているマツ個体には、回復処置のための作業も必要になる。これには事前診断と実地技術の習得が必須になる。さらに全体の保全状態確認のための定期的な見回りも欠かせない。御油ではこの課題を、区の組織が中軸になった愛護会組織を立ち上げ、作動させてきた。教育委員会、専門家の支援のもとで、愛護会組織は充実した活動を展開している。区の役員も、任期中だけではなく、その後も自主的に参加し、蓄積した経験を後発者に伝える役割を果たしている。

特に、毎冬実施される樹勢回復作業は、学びと技術習得とを実践活動の中に組み込んで実施されてきており、参加者の結びつきを一層に強める基盤となっている。地区組織と愛護会組織とが一体化していることは、地縁組織と目的組織とが密接につながっていることを示す。同時に、天然記念物の存在が地区の一体性・共同性を高める基盤となっていることを示す。

「御油ならでは」の仕組みかもしれないが、単に一地域の事例にとどめるには惜しい事例といえるのではないか。地域の絆を天然記念物に求める、それでこそ文化財が地域の財産として根付いていく地平を望めるのではないか。ところによっては、天然記念物・文化財の存在を迷惑がり、負担から逃れようとする風潮も見られる現在において、御油の事例はひとつのモデルというよりも、地域づくりへの重要なプロセスを提示してくれる意義を持つと評価しても過大ではない。

地縁組織の中に目的組織を埋め込むことができれば、天然記念物の保護活用が、より一層内発的に進むのではないだろうか。そのような期待を抱かせるに十分な質を、私たちは御油の事例に見ることができる。

3 祈りの場の再構築

天然記念物は、多くの場合神社・仏閣にある。この場所は、地域にとって重要な「祈りの場」となっている。そこは祖先とのつながりを感じ取り、またふるさとで同時代を生きる住民たちが「魂」を共有する場でもある。近年、「ふるさと意識」の希薄化が進行し、それに付随して「地域の祈りの場」を守る仕組みも崩壊しているところが多くなってきた。

元来、自分たちで守り育ててきた社叢も放置され、顧みられなくなり、何か起こったときにも業者任せにしてしまう事例も増えている。社叢の管理どころか、祭りさえもが廃れた地域も増えている。社叢やそこに生育する「ご神木」の存在は、地域がずっと安全な場所であり、長い間にわたって住民が心身ともに平穏を保ってきたことを物語る。そこで人々は祈り、連綿とつながるいのちの流れに感謝を捧げてきた。この場が放置されることは、地域の過去と現在、そして未来に住民たちが自ら目をふさぐに等しい。

巨樹・古木の生立する社叢は、時には地域の「歴史的・文化的景観」を形成する核心ともなる。人々はそこに「心の拠り所」を求めてきた。森や樹木を育てる過程に関わり続けることが、自らの「いのちの証」ともなってきたのである。樹木のいのちに自らの齢を重ね、さらにつながって行くであろう世代への願いを込めて、人々は森と樹木にかかわり続けてきた。

今、この流れを消すまいと力を合わせる人々がいる。長い間祈りの場となってきた神社の樹木が、ふと気づくと急速に衰弱している、この木が枯れたら地域の未来はない、自分たちがすごしてきた年月も無に帰してしまう、その危機感が人々を突き動かした。「祈りの場を取り戻そう」「地域の歴史を語る木を守ろう」「魂のよすがを失うまい」、このような心が一体となって、「ともに汗を流して」木を守り、育てる行為が根付いている。

常滑市多賀神社オガタマノキ

愛知県知多半島に立地する多賀神社、ここに神木オガタマノキ（招魂樹）がある。神社境内の故か、長年の踏圧が原因で急速に衰弱していた。救える方法は、まず人手により土壌を改良するしかない。その処置の後、根系育成策を講じる、いずれにしても膨大な人手が必要となる。

私が訪れたとき、神社総代たちが待ち受けていた。主力は「高齢者」に属する人たちであった。しかし、「自分たちで守る」という意識は、年齢とは無関係に若々しく、強固であった。「招魂樹が枯死したら、自分たちの魂を抱いてくれる木がなくなる」、私はその叫びを聞いた気がした。

文化財は、愛情・愛着を持ってしか守れない、これが私の信念である。木のいのちを信じるからこそ、木もまた私たちの心に応えてくれる、私はそう確信している。多賀神社で、この考えを共有する人たちがいた。だからこそともに汗を流すことができた。愛情を持って、丁寧に固くしまった土壌を掘り、衰弱した原因要素を突き止め、それを取り除いていく、ゆっくりと着実な作業が実を結ぶ、そう信じる仲間たちがいた。

「3年間待つて欲しい」、私の願いに応じて、毎年同じ作業をくりかえした。延べ人数は見当もつかない。費用計算もできない。しかし、結果が注いだ労力と心に比例して、私たちの期待に沿って現れてきたとき、このような「計算」は無駄となった。「無償の行為」が「無限の価値」を生む、関わった人たちが共有したのは、この一点であったとあってよい。

取り戻した「祈りの場」、ある年私はこっそりと初詣に多賀神社を訪れた。人混みに紛れて、生き生きと働く「仲間たち」の姿を見た。力を合わせて再生を願ったご神木を見た。「文化財は、このようにしてこそ守られるのだ」、私は、至上のお年玉を戴いた気がしていた。

武豊町白山神社クロガネモチ

多賀神社と同じことが知多半島の小さなまち・武豊町の白山神社でも見られる。ここではクロガネモチが対象となっている。ここでは区の役員、神社総代、地区有志が一体となって、クロガネモチの樹勢回復に取り組んでいる。初夏の新芽時期と夏の旺盛な成長期の二回にわけて、根系育成と幹部の保全作業に取り組んでいる。午前10時から午後3時過ぎまで、少しの昼休みをはさんで一日仕事である。結構きつい作業をこなさねばならないし、高所作業も必要である。

ふるさとを愛し、祈りの場を尊ぶ心なしに勤まる仕事ではない。しかも連携仕事はほとんどなので、参加者の意思疎通と協同精神がなければ、仕事がかどらないばかりか、場合によっては危険が伴う。

しかし、ここでは「こともなげに」すべてが進行する。道具や機械さえも、「うちに帰って持ってくる」と、身軽に人々が動く。それぞれが持つ得意技も生かしながら、私が計画した作業工程を滞りなく実施していく。「祈りの場を共有するとは、こういうことなのか」、作業現場に接した人は誰しもがこう思うだろう。そしてそこに「文化」を支える住民の存在を実感するだろう。

人が文化財を育てる、そして文化財が人を育てる、この関係こそが重要である。文化財は単なる「実体的存在」ではない。人が関わってつくる「関係的存在」である。現場に接してしか感じ取れない「真実」である。このことは決して「概念」ではない。「事実」そのものである。

「祈りの場の再構築」は、天然記念物・樹木と地域住民とが、いのちと心とを介して結びあうとき可能となる。「結い」のかたちが、ここにはっきりと見えてくる。天然記念物の存在は、まさしく「無限の価値」を、地域にもたらし続ける存在だといってよい。

4 資材と力を寄せ合う～愛知県蒲郡市清田

愛知県蒲郡市清田、ここに「清田の大クス」と呼ばれているクスの大木がある。里山の丘陵をバックにし、ミカン畑の中にそびえる姿はまるで小山のようで、遠くからでも視認できる。ミカン畑に囲まれてきたため、大きな環境変化を受けることもなく、また丘陵部から流れ来る地下水にも恵まれて、このクスは大きく育ってきた。

10年ほど前に枝の先端に少し衰退部分が見られるということで、私が診断し、根元を囲っていたコンクリート製の柵を撤去してからは、特に根の伸長が見られるようになり、樹勢も上向き傾向をたどっ



住民パワーで根元掘削・土壌入れ替え
蒲郡市清田 清田の大クス

てきた。しかし、長年にわたり根元まわりの土壌がかまわれることなく経過してきたため、固く締まり、通気性・透水性共に悪くなっていたため、近い間に改良する必要があると私は考えていたが、特段の緊急性もなかったため、事業化されることはなかった。

その間も私は幾度となくこのクスを訪れたが、その度に近所の住民から樹勢増進の訴えや、根本的な土壌改良への要望が寄せられてきた。それ程このクスへの思い入れの強い人たちが、地区に住まいしているということであった。だから私は、根本的な対策を講じなければならなくても、この人たちがきっと協力してくれると確信してきた。

平成 21 年、この地を強力な台風が通過した。大クスも多大の被害を受け、遠目にも嵩高くそびえていた枝葉が多数引きちぎられ、透けて見えるまでになった。また、潮風が吹き付けたため、変色し、しおれ状態の枝葉も多く発生した。この状態を憂慮した地元（住民、教育委員会）から、樹勢への影響診断と、早期の枝葉の再生策の依頼が県教育委員会に寄せられた。

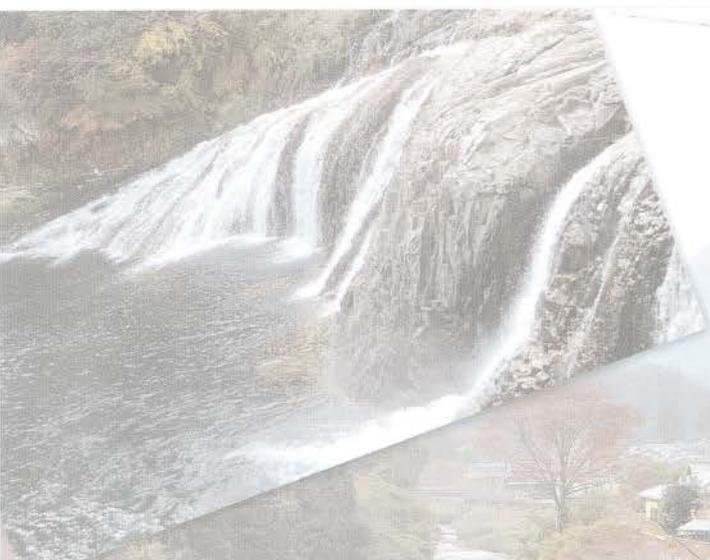
これまでの経緯と、台風被害の現実とが重なって、いよいよ念願の根本対策、すなわち土壌改良と根系育成とによる成長力増進策が現実課題になったのである。この対策により、吹き飛んだりしおれ、枯れた枝葉を早く代償し、以前にも増して樹勢を旺盛にする方針が決定された。この課題を選択する予備調査の際にも、多くの住民が立ち会い、協力の申し出があったのは、皆さんが「心待ち」にしていた対策がやっと講じられるという期待のためであったと考えてよい。

かくして 2010 年、新葉が展開し、クスが成長過程に入った頃を見定めて、一斉に作業が開始された。2010 年 7 月上旬の蒸し暑い 2 日間、大クスの根元まわりの掘削と、粘土質や固結した土壌の撤去・改良土との入れ替え作業が実施された。もちろん機械力は一切使えないので、ただひたすら手作業である。全員汗だくで、しかし「意気に感じて」共同作業をおこなうので、作業の進捗は早い。

改良した後は、市内で集めた「不要なよしず」を敷き詰め、踏圧防止と、夏季の乾燥防止に備えた。不要なよしずの回収により、経費節減と共に「エコ素材の活用」を図ったわけである。まさに「住民主体」でなければ生まれない方法であった。

作業実施時には、この年の夏が猛暑で、なおかつ極端な小雨になろうとは予想すらしなかったが、結果的によしず敷きのおかげで土壌乾燥が防止でき、根系育成と細根発生にとって好適な環境維持ができたのだから、この「蒲郡方式」の効果は、絶大であったといってよい。地域住民の「汗を流す」はたらきと、必要な資材を不要品回収・利用でまかなう方式が定着していけば、「お金がないから文化財を守れない」などということは発生しないであろう。住民の智恵と労力提供とで守り抜く文化財、蒲郡市清田の大クスはこのことを私たちに示しつつ、今日も小山のような姿でミカン畑の中に立っている。





名勝



名勝概説

「名勝」とは、辞書的な定義で「景色のよい有名な所」のように説明される場合が多い。端的に言えば「名」とは有名であること、「勝」は景色が勝れていることで、両者を兼ね備えた場所を指すと考えてよい。文化財保護法では、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの〔第2条第1項第4号〕」と定義されており、さらに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準において以下のように細分されている。

| | 指定基準 | 県内の国指定名勝 |
|---|----------------------|------------------------------|
| ① | 公園、庭園 | 名古屋城二之丸庭園〔名古屋市〕 |
| ② | 橋梁、築堤 | |
| ③ | 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所 | 木曾川堤（サクラ）〔一宮市・江南市〕、鳳来寺山〔新城市〕 |
| ④ | 鳥獣、魚虫などの棲息する場所 | 鳳来寺山 |
| ⑤ | 岩石、洞穴 | 鳳来寺山、乳岩及び乳岩峽〔新城市〕 |
| ⑥ | 峡谷、瀑布、溪流、深淵 | 木曾川〔犬山市〕、阿寺の七滝〔新城市〕、乳岩及び乳岩峽 |
| ⑦ | 湖沼、湿原、浮島、湧泉 | |
| ⑧ | 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼、 | |
| ⑨ | 火山温泉 | |
| ⑩ | 山岳、丘陵、高原、平原、河川 | 木曾川、鳳来寺山、乳岩及び乳岩峽 |
| ⑪ | 展望地点 | 鳳来寺山 |

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準における名勝の指定基準

県内では、国指定6件（2県以上にまたがるもの1、天然記念物との重複指定4）、県指定5件、市町村指定18件、合計29件の名勝が指定を受けている。国指定名勝は、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準でさらに11の基準に細別されているが、大きくは「人が造り出したもの（人文的名勝）」と「自然が造りだしたもの（自然的名勝）」に大別することができる。前者には①と②が、後者には④～⑩が該当し、③には両者が当てはまる。全国では国指定名勝の約半数が庭園であるが、本県では名古屋城二之丸庭園に限られている。また、4件が新城市の旧鳳来町域に集中しており、鳳来寺山以外はすべて自然的名勝の要素で構成されている。旧鳳来町を中心とした東三河一帯が中央構造線の交差する地質・鉱物の宝庫であり、特徴ある自然的景観を形成しているためである。また、河川の名勝指定は全国で木曾川1件のみである。

県指定名勝に明文化された指定基準はないが、内々津神社庭園〔春日井市〕、蓮華寺庭園〔あま市〕、満光寺庭園〔新城市〕の3件は①に、八橋伝説地〔知立市〕は③に、北設山岳公園岩古谷山〔設楽町〕は⑩に該当する。市町村指定について国と同様の指定基準をもつのは豊田市のみであり、あとは例示するにすぎないが、富賀寺庭園〔新城市〕など2件が①に、桜淵〔新城市〕など3件が③に、目鼻石〔瀬戸市〕など2件が⑤に、大滝〔豊田市〕など12件が⑥に、明神山〔東栄町〕1件が⑩に、旧「年魚市湯」展望地〔名古屋市〕など4件が⑪に概ね該当する（複数の基準に該当するものがある）。

また、平成21年（2009）、本県初の登録記念物（名勝地）として鶴舞公園〔名古屋市〕が登録された。記念物の登録制度は、将来的に極めて重要な価値を持つ可能性のある文化的資産のうち、価値評価が定着しないまま毀損・滅失の危機にあるものについて、その価値が詳しく調査されないまま消滅することを防ぎ、緩やかな保護措置のもとに継承していくためのもので、主に近代に属するものが対象とされている。鶴舞公園は登録基準のうち「造園文化の発展に寄与しているもの」に該当している。

（洲崎和宏：愛知県教育委員会）

つる ま こう えん
鶴舞公園

名古屋市



鶴舞公園の全景

指 定 区 分：登録記念物（名勝地関係）（平成21年7月23日登録）

員数、指定面積：222,888.24㎡

所 在 地：名古屋市昭和区鶴舞一丁目101番ほか

所 有 者：名古屋市

管 理 者：（財）名古屋市みどりの協会（指定管理者）

保護活用にかかる事業費：173,567,000円（単年度）

保護活動実施期間：通年

補 助 金：－

委 託 団 体：－

保護・整備の報告書：－

条 例 ・ 規 則：都市公園法
名古屋市都市公園条例

公 開 状 況：随時見学可能

交 通 手 段：JR中央本線「鶴舞」下車すぐ
地下鉄鶴舞線「鶴舞」下車4番出口ほか

連 絡 先：〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1-168
緑化センター 電話：052-733-8340

概要、登録理由:

(1) 概要

鶴舞公園は、当時の名古屋市街地の東部田園地を埋め立てて設置された名古屋市初の市立公園として明治42年11月19日に開園した。

名古屋開府300年を記念した第10回関西府県連合共進会の会場として整備が続けられ、会場の玄関には古典的円堂形式の噴水塔で飾られ、明治43年3月から6月の90日間の会期中に延べ260万人が来場し大盛況となった。

共進会閉幕後、日比谷公園を設計した東京帝大の本田清六を設計顧問に迎え、全体設計を名古屋高等工業学校教授の鈴木禎次が担当して、共進会会場に建設された噴水塔、奏楽堂などを取り込んだ公園の再整備が始まった。日本庭園部分の築造は、松尾流の宗匠松尾宗吾と裏千家の茶人村瀬玄中に依頼し、大正9年頃にほぼ完成をみた。

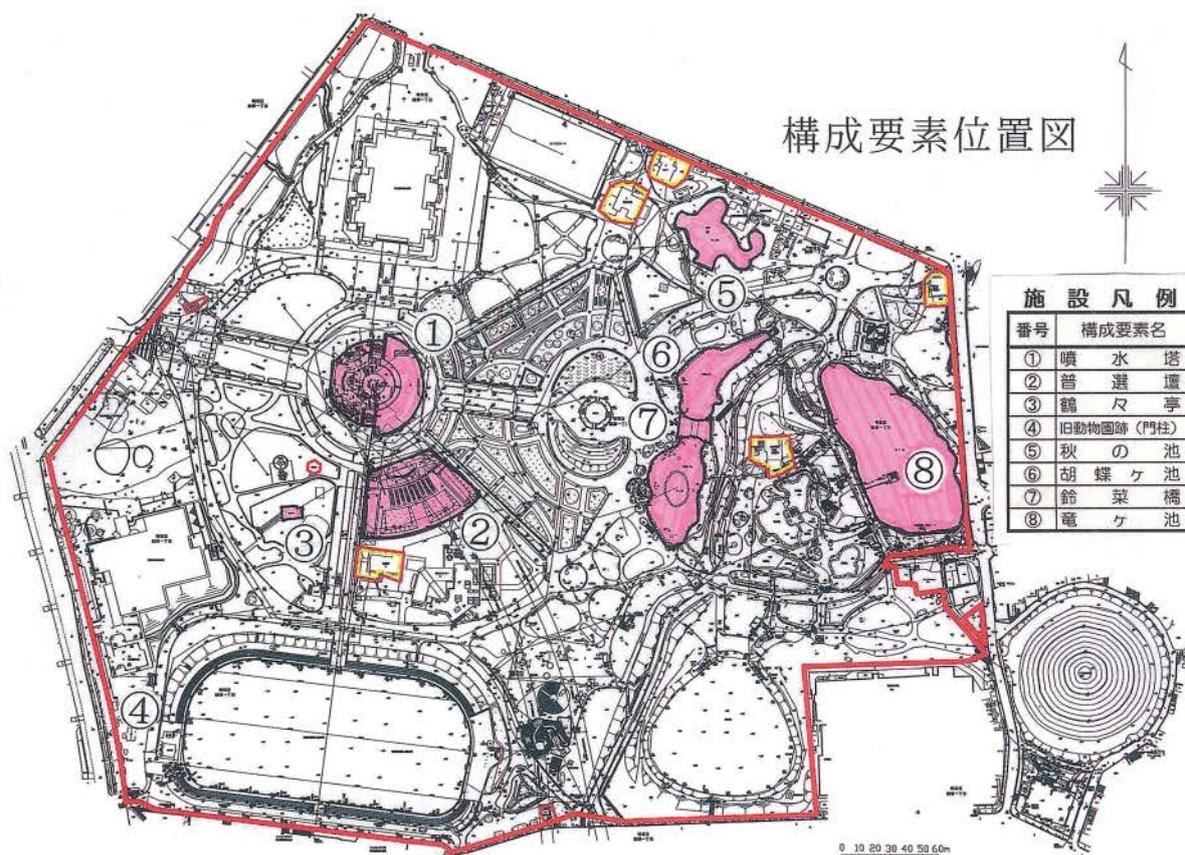
大正年間に市立動物園、市立名古屋図書館も併設され、更に昭和3年に普選壇が、昭和5年には市公会堂も建設され名実ともに名古屋市の中央公園として姿を整えた。

市立動物園は、昭和12年に東山公園へ移設され門柱のみ残る。さらに第二次世界大戦で聞天閣や茶室などの施設を失ったが、当時の様式や施設の多くを今に伝える歴史的にも貴重な都市公園といえる。

鶴舞公園開園100周年となる平成21年に、愛知県では初めてとなる登録記念物（名勝地関係）に登録された。

(2) 特徴

明治の欧化思想の影響を受け、近代イギリス式の洋風庭園と回遊式日本庭園を併せ持った名古屋市初の総合公園である。庭園の東西中軸線上に、ローマ様式の大理石柱に岩組みを組み合わせた和洋折衷の



鶴舞公園全体図

大噴水や、イタリアルネッサンス風の建物で細部にアールヌーボーのデザインを施した奏楽堂などの建造物を配し、南西部には大運動場（後に陸上競技場となる）を備えている。

園内には四季折々の花卉草本類のほか、公園以前から生育していると推察されるアカメヤナギの大木や関西府県連合共進会開催時に植えられたという樹高21mを超えるセコイアメスギ等の大樹もみられる。

鶴舞公園は近代的な庭園を目指しながらも日比谷公園で実現できなかった伝統的な日本庭園を取り込むという設計顧問本多清六の意図が的確に表現された公園である。

(3) 登録について

登録理由:明治の欧化思想の影響を受け、整形式の洋風庭園と回遊式の日本庭園を併せ持った名古屋初の総合公園。明治43年の第10回関西府県連合共進会の会場として利用され、その大都市名古屋の中央公園として発展しながら、当時の様式や施設の多くを今に伝えており、造園史上の意義が深い。

構成要素:登録文化財の構成要素として以下の8ヶ所がある。

- ①噴水塔:明治43年におこなわれた第10回関西府県連合共進会の正面広場を飾り、鶴舞公園のシンボルとなっている。設計は鈴木禎次、ローマ様式の大理石柱に岩組みという和洋折衷式である。地下鉄3号線工事のため一時撤去されたが昭和52年に復元、昭和61年市文化財（建造物）指定。
- ②普選壇:普通選挙（大正14年施行）を記念した野外劇壇。設計は日比谷公会堂などを設計した佐藤功一が担当し、昭和3年建造された。昭和61年市文化財（建造物）指定。
- ③鶴々亭:昭和3年に鶴舞公園一帯で御大典奉祝名古屋博覧会が開催され、名古屋材木商工会が参考館として出展した茶席で、最高級品の木曾檜材が使用されている。
- ④旧動物園跡（門柱）:大正7年私営浪越動物園より寄贈を受け、昭和12年に東山に移るまで私立動物園が設置されていた。面積1.2ヘクタール、250種800点の動物が飼育された。
- ⑤秋の池:明治43年の共進会終了後に造られた池。当時の設計では竜ヶ池、胡蝶ヶ池から秋ノ池へ、その後、春の池、夏の池へと水を流す予定であった。
- ⑥胡蝶ヶ池:明治43年の共進会にあわせて造られた池で蝶が羽を広げた形をした、廻遊式日本庭園の中心に位置付けられる。戦後ベビーゴルフ場になっていたが昭和30年に復元された。
- ⑦鈴菜橋:明治43年の共進会時から廻遊式日本庭園の入口となっていた橋。当初は純日本式の木造太鼓橋であった。戦後進駐軍による接収中に取り壊されたが、昭和30年鉄筋コンクリート橋として復元された。
- ⑧竜ヶ池:灌漑用のため池であったものを、日本庭園の修景池として、ボート乗りの池として残されたもの。

保護の方法:本市を代表する都市公園として、現状を基本として良好に保存管理する。

活用、普及事業:都市公園として市民に親しまれている。

課題:登録に際して除外した部分については、将来的に除外要件が無くなった時点で追加登録する方針である。

指定等の経緯と保護・活用までの道程:

平成16年度 文化財保護法改正、記念物の登録制度ができる。

平成17年度 文化庁からの登録記念物の候補照会に対して、鶴舞公園を提出する。

平成21年1月 文部科学大臣あて意見具申

平成21年5月15日 文化審議会答申

平成21年7月23日 告示

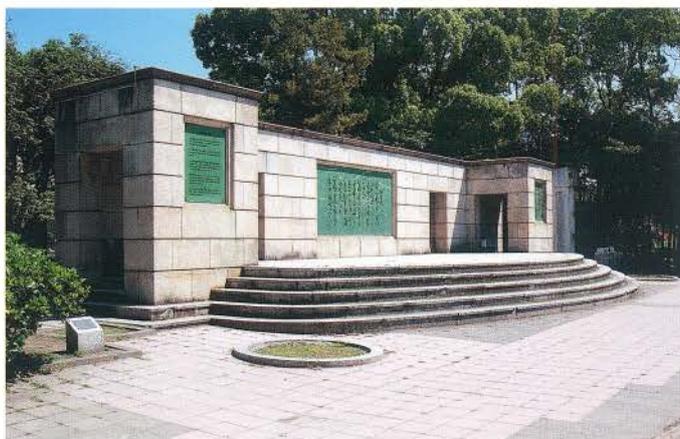
専門委員会と職員体制:専門委員会はなし

指定管理者の職員体制 (所長 1、課長 2、主査 1、主事 5、技師 1、臨職 3)

現在の管理体制:指定管理者 (上に同じ)



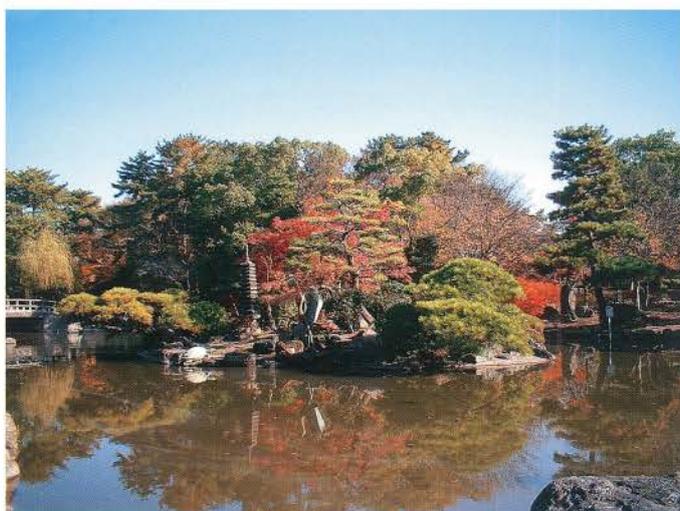
噴水塔



普選壇



鶴々亭



胡蝶ヶ池



竜ヶ池

木曾川堤 (サクラ)

一宮市・江南市

指定区分:国指定名勝及び天然記念物 (昭和2年8月11日指定)

員数、指定面積:1、木曾川左岸二線堤のうち延長約9kmの区間

所在地:江南市草井町～一宮市北方町

所有者:国土交通省

管理者:愛知県 (管理団体)

保護活用にかかる事業費:2,535,000円 (愛知県:平成22年度天然記念物樹勢回復事業の例)

補助金:1,260,000円 (平成22年度国庫補助)

委託団体:-

保護・整備の報告書:愛知県教育委員会2010『国指定名勝及び天然記念物木曾川堤 (サクラ) 樹勢調査報告書』



開花期の木曾川堤(サクラ)(平成22年3月)

条例・規則:-

公開状況:随時見学可能

交通手段:名鉄一宮駅前バスターミナル・JR尾張一宮前からバス利用

連絡先:〒460-8534 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室 電話052-954-6783

概要、指定理由:

(1) 指定概要

木曾川堤 (サクラ) は、江南市草井町から一宮市北方町まで約9kmにわたる木曾川の堤防上に植栽されたサクラと堤防のことをいう。この堤防は、別称「御囲堤 (おかこいづつみ)」と呼ばれ、徳川家康の命により慶長13年 (1608) から同14年 (1609) の2年間でほぼ完成した、現在の犬山市から弥富市に至る木曾川左岸の約47kmにおよぶ長大な堤防の一部である。



木曾川堤(サクラ) 指定範囲

サクラが植栽されたのは明治18年（1885）のことである。前年の洪水で損傷を受けた堤防が補修される際、当時の愛知県知事勝間田稔の要請に応じた地元有志により苗木が寄付され、堤の両側に植樹されたことに始まる。その後も度々補植が行われることで徐々にサクラ並木としての景観が整えられ、開花時の景観とサクラ並木としては他に類を見ない樹種（エドヒガン・シダレザクラ・ヤマザクラ）の貴重さから昭和2年（1927）に国の名勝及び天然記念物に指定された。

(2) 木曾川堤（サクラ）の現状

木曾川堤では、指定当時約1800本を数えたサクラも枯損と度重なる開発行為で失われ続け、平成11年（1999）の調査記録では一宮市で417本、江南市で247本にまで減少していた。

一宮市域のサクラ並木は、平成13年（2001）に実施された補植事業により往時の姿を取り戻しつつあり、市により維持管理が行われているが、老木の衰弱等検討すべき課題もある。また、江南市域では指定種が激減する一方、地元愛好家らの手により植栽されたソメイヨシノが大幅に増加し、市教育委員会及び管理団体である愛知県も現状を具に把握できなくなっていた。

愛知県教育委員会（以下「県教委」）では、木曾川堤（サクラ）全体の現況を詳細に把握し、今後の保護・管理に活用するため、平成20～21年度の2か年で緊急調査を行った。この調査でサクラの総本数が1417本であることが確認された。全体の本数ではかなり増えたように見えるが、エドヒガン・シダレザクラ・ヤマザクラの3種の合計は780本に過ぎず、本来の指定種数では最盛期（約1800本）の半分に満たない。さらに指定種の9割以上は一宮市に偏在しており、江南市域の指定種はわずか56本しかない。指定種が失われた空隙はソメイヨシノが主体の一般的なサクラ並木となり、文化財としての価値が損なわれているのが現状である。

| 樹種 | 一宮市 | 古木 | H13 補植木 | 江南市 | 合計 |
|---------|-----|-----|---------|-----|------|
| エドヒガン | 411 | 158 | 253 | 19 | 430 |
| シダレザクラ | 212 | 80 | 132 | 23 | 235 |
| ヤマザクラ | 101 | 30 | 71 | 14 | 115 |
| ソメイヨシノ | 97 | 97 | 0 | 487 | 584 |
| オオシマザクラ | 1 | 1 | 0 | 30 | 31 |
| カスミザクラ | 16 | 1 | 15 | 4 | 20 |
| ヤエザクラ | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 839 | 367 | 472 | 578 | 1417 |

木曾川堤(サクラ)の樹種別本数(網かけは指定種)

保護の方法:

(1) 日常の保護・管理体制と関係機関の連携

木曾川堤（サクラ）の管理団体には愛知県が指定されているが、実情として、臨時的な剪定・施肥以上の維持管理行為は実施してこなかった。一宮市は指定地内のサクラに対する維持管理を行っており、例年剪定・木質強化措置・施肥等の作業を実施してきた。また、江南市は平成21年度に、ソメイヨシノを含むサクラの支障枝の剪定作業を実施した。

指定地は木曾川の二線堤であり県道・市道としても活用されているので、その維持・管理には多くの行政機関が関わっている。そのため、県教委は平成16年（2004）に「木曾川堤（サクラ）関係担当者連絡会（以下「担当者連絡会」）」を組織した。担当者連絡会は、年1回の全体会と事案の発生に応じて臨時に招集される部会で構成されている。これにより現状変更協議を含む関係機関の連絡調整が円滑化し、堤防の治水機能と道路交通の安全性を確保しながら、関係機関の総合的判断に基づくサクラの保護・管理活動を実施することが可能になった。

また、現在まで保存管理計画が策定されていないが、担当者連絡会を通して『保存・管理マニュアル』がまとめられ、文化庁の指導助言を経て運用されている。このマニュアルでは各関係機関の立場と維持

| 対象 | 立場 | 国 | 県 | 一宮市 | 江南市 |
|--------------|----------|---------------|---------|-------|--------|
| 堤防 | 所有・管理者 | 国交省木曾川上流河川事務所 | — | — | — |
| 道路 | 県道管理者 | — | 一宮建設事務所 | — | — |
| | 市道管理者 | — | — | 維持課 | 土木建築課 |
| 緑地 | 緑地管理者 | — | — | — | まちづくり課 |
| 文化財 (サクラ) | 所有者 | 国交省木曾川上流河川事務所 | — | — | — |
| | 補植サクラ所有者 | — | — | 公園緑地課 | — |
| | 管理団体 | — | 愛知県 | — | — |
| | 所管機関 | 文化庁 | 教育委員会 | 教育委員会 | 教育委員会 |

木曾川堤(サクラ)の関係機関とその立場

管理上の役割分担、現状変更手続き等が明らかにされており、これらの機関が保護・管理に関する共通認識を形成し、連携して維持・管理を行うのに役立っている。

(2) 保護・回復事業の実施

調査事業 木曾川堤(サクラ)については、平成11年(1999)以降指定地全域の調査情報がなく、今後の保護・活用のため最新データの収集が必要であった。県教委では文化庁の指導の下、有識者と関係機関からなる「木曾川堤(サクラ)保存管理検討委員会(以下「検討委員会」)」を設置して検討を行い、平成20・21年度事業(国庫補助事業)として現況調査を行った。サクラの位置・本数・樹種・樹勢等基礎的情報と、保存管理上の総合的判断に必要な情報(道路交通・家屋への支障状況等)を収集し、データベース化して一覧表にまとめ、それを基に基本台帳を作成した。さらに、GISによる台帳参照システムを構築し、今後の維持管理に活用できるようにした。これらの結果を取りまとめ、平成22年(2010)に『国指定名勝及び天然記念物木曾川堤(サクラ)樹勢調査報告書』を作成し、調査成果を公表した。

樹勢回復事業 県教委では調査事業の結果に基づき、木曾川堤(サクラ)の再生・保護・活用を促進することを目的に、平成22年(2010)から「天然記念物樹勢回復事業」(国庫補助事業)を開始した。本事業は県教委直営事業と委託事業で構成されている。

直営事業では、愛知県立稲沢高校(以下「稲沢高校」)の協力を得て、サクラの生育環境整備・不定根の育成・施肥・病虫害抑制等の現地作業を行う。樹勢回復作業として、本来なら根系の土壌改良が有効だが、堤防の掘削は治水上実施が困難である。不定根法は、樹幹から発生させた根(不定根)を成長させて土壌まで誘導し、水分・養分の供給を増すことで樹木を再生する方法である。

また、委託事業では「検討委員会」の指導の下、処置が必要と判断されたサクラについて、順次、今後の適切な維持・管理が可能のように剪定・腐朽防止措置・施肥等を業者委託により実施していく。また、直営事業・委託事業の作業及び経過観察記録を既存の管理台帳へ追記し、サクラの管理履歴の保存を図る。

補植事業 堤防という立地上、木曾川堤では新規の植樹が難しい。しかし、サクラ並木再生を願う市民の強い要望を受け、一宮市は市制80周年記念事



稲沢高校生徒による樹勢回復作業(不定根法)



二世エドヒガン(写真左手前)と古木(写真中央奥)

業として「木曾川堤桜二世植樹祭」を実施した。市は公園緑地課・教育委員会が連携して計画を立案し、関係機関と協議・調整を行った。平成8年（1996）に10000粒の種子を採取・播種し、翌年から4年をかけて苗木を育成した。成長した苗木のうち543本が、平成13年（2001）10月に二世サクラとして市民の手により植樹された。二世サクラについては一宮市が所有者として河川敷地の占有許可を受け、維持管理の責を負っている。以後10年が経過し、約1割が何らかの原因で枯れてしまったものの、残りのサクラの生育は順調で平均樹高は5mを超え、エドヒガンやヤマザクラでは樹高8m台にまで成長したものもある。今後のサクラ並木の充実が期待される。

活用普及事業：

樹種銘板の設置 県教委の調査で、指定地内にある全てのサクラの樹種が確認され、管理番号が付与された。一宮市ではプラスチック製の樹種銘板が装着されていたが老朽化したため、調査を契機に一宮市教委は銘板の更新を計画し、江南市教委も新規作成を決めた。樹種銘板作りは地元小学校6校の協力を得て、児童の手で行われた。児童らは杉材の樹種銘板に樹種ごとに決まった色で管理番号と樹種名を書き込み、一部の樹名板については児童が自らの手で樹名板の取り付け作業を行った。サクラ並木に自分で作った樹種銘板が取り付けられることで、子供たちが木曾川堤（サクラ）に関心と愛着を抱き、今後の保護・活用に積極的に参加してくれることが期待される。



地元小学生の作った樹種銘板

「自然観察会」・「保護体験講座」の実施 県教委は普及啓発事業として、サクラの観察や樹勢回復作業を主な内容とする「自然観察会」（平成20・21年度）と「保護体験講座」（平成22年度）を実施した。この事業では計画段階から稲沢高校の協力を得た。また、事前の広報活動や当日の会場使用等について、一宮市・江南市両教委と一宮市公園緑地課から多大な協力と配慮を受けた。



平成20年度自然観察会

当日は稲沢高校教諭が講義と実技指導を行い、稲沢高校環境デザイン科生徒が作業を補助した。参加者はサクラを観察し、周囲の清掃活動を行った後、不定根法による樹勢回復作業を体験した。

参加者には毎年参加してくれる方々もあり、事業に対する真摯なご意見もいただいている。地域住民のサクラ保護に対する関心の深さ・意識の高さを痛感するとともに、それを今後の保護・活用に結びつけるためにも、普及啓発事業を続行する必要を強く感じている。

整備・活用の課題：木曾川堤（サクラ）の現状と保全・活用に係る経緯及び実施状況について述べてきたが、紙数もあり、すべてを報告し尽くしたとは言いがたい。特に日常の維持管理については、突発的な事故・自然災害もあり、関係機関の間の軋轢も解消されたとはいえず、試行錯誤は続いている。しかし、多くの人出でにぎわう開花時に現地を訪れると、木曾川堤（サクラ）程活用されている文化財は他にないのではないかとの思いを抱く。地域住民には身近な存在であるが、民間・行政を問わず文化財としての価値が広く認められ、保護・活用に対する共通理解が形成されるためには、木曾川堤（サクラ）についての情報を広く効果的に発信し続けることが必要であり、その手法をさらに追求しなければならない。最終的には地域住民による積極的な保全・活用が図られることこそ理想であるが、その段階に至るまで、行政の役割は重く長期にわたるものとの覚悟が必要である。

う つ つ じん じゃ てい えん
内々神社庭園

春日井市

指 定 区 分: 県指定名勝 (昭和42年 8 月28日県指定、昭和58年 3 月30日追加指定)

員数、指定面積: 5316.54㎡

所 在 地: 春日井市内津町

所 有 者: 宗教法人 内々神社

管 理 者: 宗教法人 内々神社

保護活用にかかる事業費: 362,000円 (単年度)

保護活動実施期間: 通年

補 助 金: 50,000円

請 負 団 体: 内津区・内々神社文化財
保存会

保護・整備の報告書: 春日井市教育委員会『内々
神社庭園現況調査報告書
(2009)』



庭園の遠景

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 随時見学可能

交 通 手 段: JR中央線高蔵寺駅から名鉄バス「内々神社」行きで「内々神社」下車すぐ。
駐車場有。

連 絡 先: 〒480-0301 春日井市内津町24番地
内々神社 電話: 0568-88-0553 (日曜日のみ)
〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1
春日井市教育委員会文化財課 電話: 0568-33-1113

概要、指定理由:

(1) 立地

内々神社庭園は、愛知県春日井市の東北端、岐阜県多治見市との県境にある内津峠の西南、県道内津勝川線 (旧国道19号) 沿いに位置する。約400m北には中央自動車道、100m北には国道19号が通り、山々に囲まれた、急傾斜地に面した谷地にある。

庭園周辺は、愛知高原国定公園に含まれ、東側の山腹には東海自然歩道が南北に通っている。

(2) 指定理由

内々神社庭園は、内々神社社殿の裏側にあり、南北朝時代の名僧、夢窓疎石 (国師) によって作庭された回遊式林泉型と伝えられている。

神社の裏山には自然の岩が巧みに取り入れられ、三大巨石、特に中央の天狗岩が高くそびえ、^{ようごう}影向石 (神仏が来臨して一時姿を現す石) をなしている。その下に丸池が掘られ、出島・中島があり、石組み・庭樹の茂みなど山の斜面や池畔を美しく飾っている。

(3) 歴史的記述

古くは、秀吉が朝鮮出征の折、この庭園から杉木7本を伐採し、軍船の帆柱にしたと伝えられている。『太閤記 名護屋の陣』には、「庭前おのずからなる岩岨を用い自然の美景さらにはいわん言の葉もなし。尾州内津虎溪の山水もこれにはいかで増らじと思ふ」と古くから記述が残されている。また、名古屋の俳人横井也有が『鶉衣』の中の「内津草」に記しているように度々訪れていたようである。庭園右手山腹には「すみれ塚」として句碑が建てられている。

(4) 庭園の概要

本殿の北には南北約25m、東西約15mの池とその周囲を石組等で修景された庭園が広がる。池庭は、護岸に多少の入り組みを持ちながらも全体としては南北に長い楕円形状であり、中島を一つ配している。

本殿背後には池の南側護岸に据えられた厚みのある礼拝石と中島、そして池中の立石(岩島)である。

その姿が近景の大きな見所となっている。

中島の護岸は比較的小さな石で生まれ、島上のいくつかの石の天端が水平に据えられることにより、一定のリズム感と緊張感を感じさせる。池の周囲に園路が設けられて回遊できるようになっている。中島には西側から木製の板橋がかかり島に渡ることができ、池の東南端にも板橋がかかっており、回遊園路につながる。



庭園の中島



庭園の巨石

池庭の東側には、山が迫り、北東には天狗岩と呼ばれる岩盤がそびえ、その足元には巨石群が広がる。池の北には土塁が見られる。西は池から3~7m離れたところに幅約3mの内津上町川が流れる。北東部に山が迫り急傾斜地の狭間に位置するため、庭園の景観は立体的で力強く感じられる。庭園全体は、池庭ゾーン、天狗岩及び巨石群ゾーン、背景林ゾーンと3つのゾーンで構成されている。

池庭の北端の護岸からは、北東約20mの位置に天狗岩があり、天狗岩の庭園に面し垂直に近く岩盤が立ち上がる。庭園から見て天狗岩の最初の頂点の高さは約38mあり、そこから北東へ露岩部はいくつかの塊となってさらに高く続く。

現在はコケ、かん木等の植物が岩肌に繁茂し、また手前に樹木が生い茂っているため、池庭側から見ると岩盤の気配を感じることができる。

保護の方法:年2回、春と秋に樹木剪定を行い、下草刈りや清掃等については、内津区及び内々神社保存会によって常時行なわれている。

活用普及事業:春に内津文化財祭を開催している。

課題:高齢化により、日常の管理が困難になってきている。



秋の内々神社



雪の庭園風景



秋のすみれ塚

ふ か じ てい えん
富賀寺庭園

新城市

指 定 区 分:市指定名勝 (昭和61年6月6日指定)

員数、指定面積:768. 2㎡

所 有 者:宗教法人 富賀寺

管 理 者:宗教法人 富賀寺

保護活用にかかる事業費:平成21年度事業費2,968,350円

保護活動実施期間:平成2年度

(南側枯れ滝部分修復、乱杭整備)

平成20年度 (植栽整備)

平成21年度

(北側枯れ滝修復、乱杭整備等)



北側枯滝石組

補 助 金:-

請負団体・業者:日本庭園研究会

保護・整備事業に関する報告書:吉川功 1992 「富賀寺庭園の枯滝石組」『庭研』第277号 等

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:入場料/無料

交 通 手 段:JR飯田線 野田城駅下車 徒歩 85分

JR飯田線 新城駅下車 新城市Sバス 栄町~中字利 下車 徒歩 5分

主要地方道豊橋新城鳳来線 沿い

連絡先(問合せ先):〒441-1392 新城市字東入船 6-1

新城市教育委員会 文化課 電話:0536-23-7655

概要、指定理由:

庭園の作庭家及び築造年代は明らかではないが、客殿及び山門が元禄5年(1692)の建立であることや客殿から燈籠への踏石や客殿からの降り口等の様から江戸時代初期と推定される。

池を中心として、中島、石橋、歩石、築山、滝石組などから構成され、この時期の作庭様式の典型を表わす価値が認められ、客殿からの観賞に優れた池泉庭園である。

保 護 の 方 法:檀家らによる草取り等の日常管理を実施している。

活 用 普 及 事 業:-

課 題:庭園の価値を分かり易く伝える手段を検討中。



庭園の遠景



南側枯滝石組と中島

かきつばた いけ
杜若池

知立市

指 定 区 分:市指定名勝(昭和40年1月1日)

員数、指定面積:約300㎡

所 在 地:知立市八橋町寺内

所 有 者:無量寿寺

管 理 者:知立市

保護活用にかかる事業費:平成21年度事業費 4,000千円(概算額)

保護活動実施期間:平成21年度4月1日～平成22年3月31日

補 助 金:-

委 託 団 体:各種団体・業者

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 の 状 況:随時見学可能

交 通 手 段:名鉄三河線三河八橋駅下車、徒歩5分

連 絡 先:〒472-0053 知立市南新地二丁目3番地3

知立市教育委員会 生涯学習課 電話:0566-83-1133

概要、指定理由:

無量寿寺の庫裏座敷前にある心字池の杜若池は、八橋売茶翁が文政年中(1818-1829)に、以前からここにあった池や庭を煎茶式に改造したものとされている。この庭の特色としては、回遊式、借景式、刈込式、川玉庭の形式をとった庭園である。

保 護 の 方 法:植替え、施肥、草取り、施設維持管理、清掃等

活 用 普 及 事 業:かきつばたの開花時期となる4月27日から5月26日にかけて、知立市、知立市観光協会主催で史跡八橋かきつばたまつりを実施し、期間中、かきつばたを写す会や茶会など各種行事を実施している。また、観光ガイドボランティアによる同所及び周辺の史跡等のガイドをおこなっている。

課 題:-



杜若池

れんげじていえん 蓮華寺庭園

あま市

指 定 区 分: 県指定名勝 (昭和40年5月21日指定)

員数、指定面積: 1,479.2㎡

所 在 地: あま市蜂須賀大寺

所 有 者: 蓮華寺

管 理 者: 蓮華寺

保護活用にかかる事業費: 清掃、除草、剪定費等年間費用は蓮華寺で対応

保護活動実施期間: 平成2年9月20日 (台風19号による傾木被害の修復)

平成5年11月頃 (樹木の白アリ駆除、被害部分他修復)

補 助 金: -

請負業者、委託団体: 蓮華寺庭園保存会

事 業 報 告 書: 愛知県自然環境保全地域「蓮華寺寺叢」

平成7年3月 愛知県

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 常時非公開 (蓮華寺へ直接申込をすれば可能)

交 通 手 段: 名鉄津島線 青塚駅下車、北へ徒歩10分

連 絡 先: 〒490-1292 あま市花正七反地1番地

あま市教育委員会生涯学習課文化振興係

電話052-442-8522 美和歴史民俗資料館内

概要、指定理由:

蓮華寺寺院に面する庭園は、愛知県指定名勝に指定され、その庭園の中に愛知県指定天然記念物の樹齢400年といわれるカヤの木 (昭和33年指定) が生い茂り庭園のシンボルツリーになっている。さらに北一面は、愛知県自然環境保全地域第1号の指定 (昭和50年) を受けている。庭園の中央に池を配置し、その北に北東から西南に高さ1mから3mの5つの築山を配し、池の東北から堀川を導き、1枚岩の橋を架けている。往古は西方に養老の山脈や伊吹山を望遠出来たと思われる。この庭は石組をほとんど用いず、無技巧を特色とし、今なおよく原形をとどめている。様式上、室町時代以前に遡ることの出来る県内でも類例の少ない古式の庭園の1つとされている。

保 護 の 方 法: 蓮華寺により清掃、除草、剪定が行われ、日常管理がされている。

活 用 ・ 普 及 事 業: -

課 題: 公開に関しては監視が必要となる。書院から拝観となれば、家人がつかないかなければならない。遊歩道はなく、大勢の散策となれば踏み荒らされる心配もある。



県指定天然記念物
カヤの木 (中央奥)

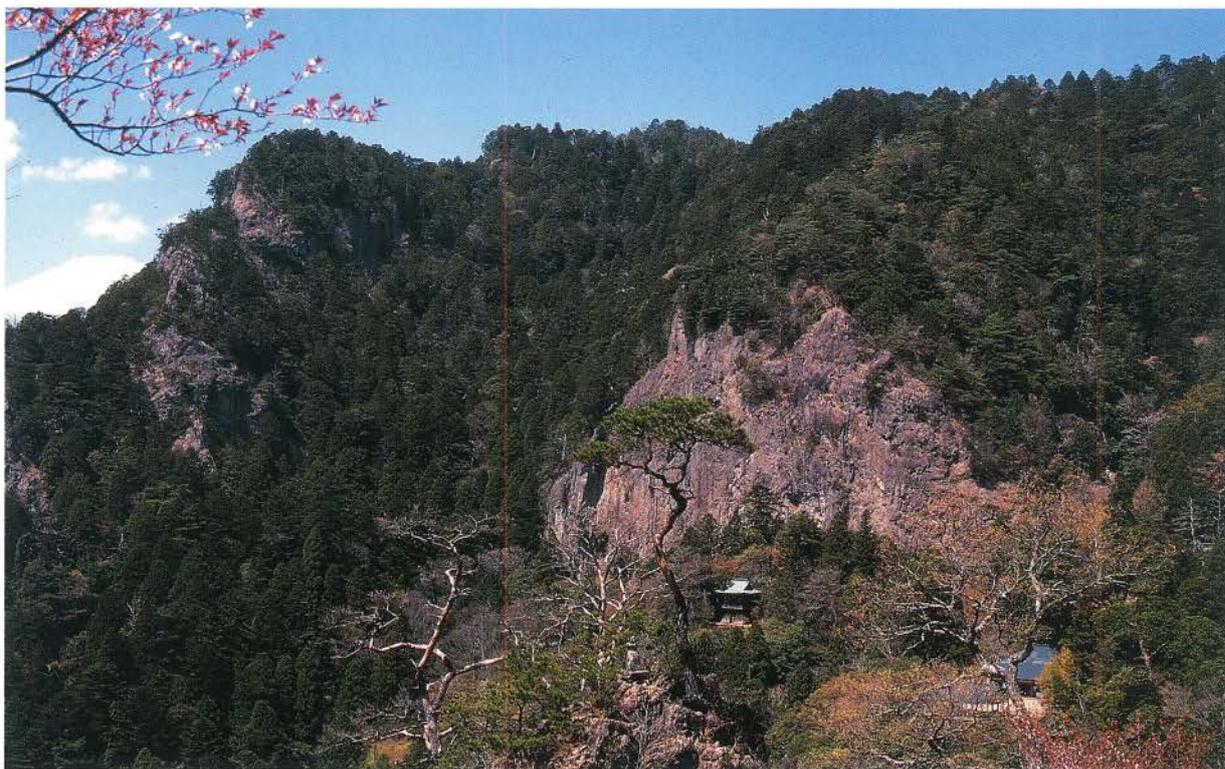


蓮華寺庭園 (西から東を望む)



ほうらいじさん
鳳来寺山

新城市



鳳来寺山と山を代表する鏡岩（屏風岩）

指 定 区 分:国指定名勝・天然記念物（昭和6年7月31日指定）

員数、指定面積:1,257,663㎡

所 有 者:宗教法人 鳳来寺、宗教法人 東照宮

管 理 者:宗教法人 鳳来寺

保護活用にかかる事業費:平成21年度 事業費 4,281,000円（落石防護網の更新）

平成22年度 事業費 3,832,500円（災害復旧（倒木等処理））

保護活動実施期間:山内に東海自然歩道が設定されているため、パトロール員が通年で見回り等を実施している。

平成21年度（落石防護網の更新） 12月～3月

平成22年度（風倒木の処理） 7月～9月

補 助 金:地域活性化・経済危機対策臨時交付金、国宝重要文化財等保存整備費補助金

請負団体・業者:地元等の専門業者

保護・整備事業に関する報告書:－

条 例 ・ 規 則:自然公園法（天竜・奥三河国定公園）

公 開 状 況:常時、見学可。

鳳来寺山パークウェイ駐車場利用の場合は、駐車料金が必要。

交 通 手 段:東名高速道路 豊川ICより国道151線を北上し、60分

連絡先(問合せ先):〒441-1392 新城市字東入船6-1

新城市教育委員会 文化課 電話:0536-23-7655

概要、指定理由:

“ブッポウソウ”と鳴くコノハズクの声を聞くことのできる鳳来寺山は、奥三河に分布する鳳来寺山旧火山群の最南端に位置し、標高は695mを測る。名勝指定当時は、「砂岩、泥灰岩ノ層より成レル第三紀新層ノ上ニ噴出セシ石英組面岩ノ塊状火山」といわれていたが、その後の研究によって「火山には間違いないが火山活動以後1千万年以上経過しており、火山特有の山形は全くなくなっているため塊状火山（または鐘状火山）とはいえない」とされている。地殻の変動と風化浸蝕作用によって原形を失い、現在の険しい岩山になっているが、その特異の山容は古くから信仰の対象となり、人為的な改変をほとんど受けぬまま豊かな自然が残され、多くの伝説や文学作品が生れている。また、浸食された岩盤の急斜面に樹齢数百年を経た杉の巨木が多数林立して、荘厳な景観を形成しており、指定地内に所在する鳳来寺、東照宮の寺域、神域として、自然的景観が良好な状態で保持されており、昭和44年には天竜奥三河国定公園にも指定されている。

保護の方法:-

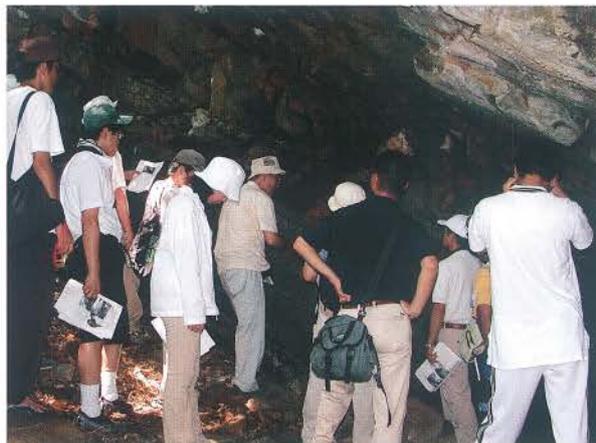
活用普及事業: 鳳来寺山の山麓に位置している鳳来寺山自然科学博物館では、予約制による通年のガイドツアーを実施。

このツアーは鳳来寺山の地質（鉱物）、動植物などの自然を観察しながら、四季の自然を通じて、博物館学術委員や学芸員等が講師となり鳳来寺山の自然や楽しさ、魅力を知ってもらうために行っている。

課題: 山内の樹木が成長して古木や高木化しているため、早期の指定地内の保存管理計画の策定が必要であると考えられる。



ガイドツアーの様子（初夏の生き物）



ガイドツアーの様子（地質と岩石）

いわごやさん
岩古谷山

設楽町

指 定 区 分: 県指定名勝 (昭和30年5月6日指定)

員数、指定面積: 標高800m

所 在 地: 設楽町荒尾・和市・平山

所 有 者: 設楽町

管 理 者: 設楽町

保護活用ににかかる事業費: -

保護活動実施期間: 通年

補 助 金: -

委 託 団 体: -

保護・整備の報告書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 随時登山可能

交 通 手 段: 基幹バス東栄設楽線岩古谷下車

連 絡 先: 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前14

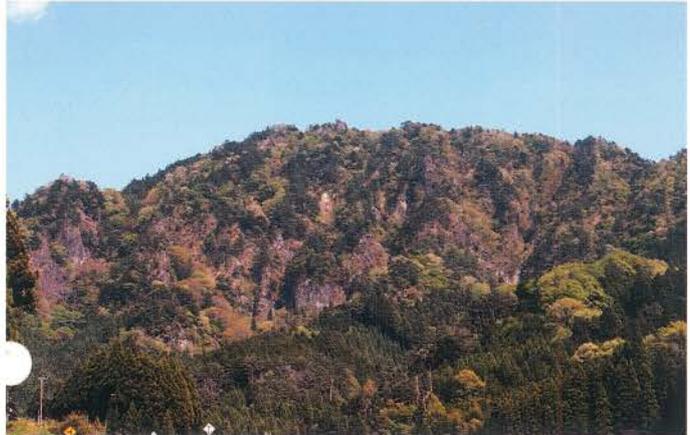
設楽町教育委員会 電話: 0536-62-1105

概要、指定理由: 天竜・奥三河国定公園の代表的名勝地である。標高800m、主として石英安山岩よりなる一大巖塊である。暖地系のカゴノキ・オオツツラフジが繁茂し、また、寒地系のイワシャジン・コメツガ等があり、寒暖両系の植物が接触して見られ、頂上付近には植物の種類も豊富で、植物分布の上からも貴重な地域である。

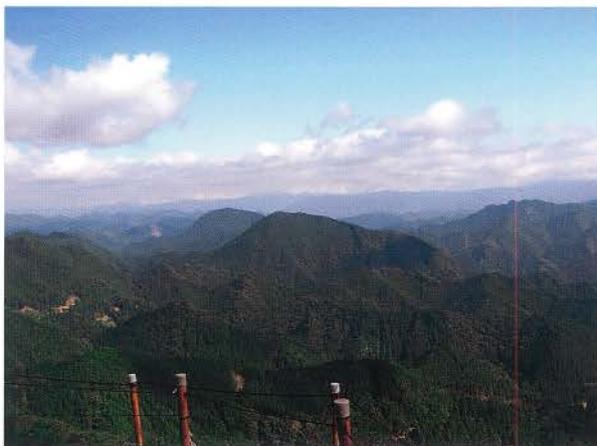
保護の方法: 東海自然歩道の経路となっており、パトロール員が、登山道の補修・清掃活動等を行っている。

活用普及事業: 東海自然歩道の経路としてPR

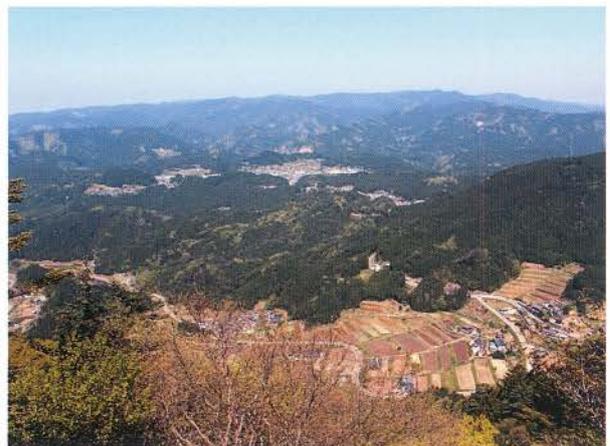
課 題: -



岩古谷山遠景



岩古谷山頂眺望



岩古谷山頂眺望

つたの^{ふち}湫

東栄町

指定区分:町指定名勝(昭和44年12月21日指定)

員数、指定面積:周辺一帯

所在地:東栄町大字本郷及び下田

所有者:国土交通省(河川敷)

管理者:国土交通省(河川敷)

保護活用にかかる事業費:-

保護活動実施期間:指定後、特別な保護措置はとっていない

補助金:-

請負団体:-

保護・整備の報告書:-

条例・規則:-

公開状況:-

交通手段:J R飯田線東栄駅下車、町営バス利用とうえい温泉下車、徒歩3分

連絡先:〒449-0214 東栄町大字本郷字大森1

東栄町教育委員会 社会教育係 電話:0536-76-1266

概要、指定理由:町の中央部を西から東へ流れる大千瀬川流域のほぼ中程にかかる滝で、差別浸食によるもの。幅30mの川幅一杯に流れ落ちる様は実に壮観で、「奥三河のナイアガラ」の異名がある。

保護の方法:隣接する「とうえい温泉」を管理運営する「とうえい」により周辺の除草・清掃などの環境整備を実施している。

また、町により滝の展望台と夜間照明(ライトアップ)施設が整備されている。

活用普及事業:-

課題:滝の存在価値を広くPRする手段を検討中。



つたの湫の遠景

今年（平成22年）6月に開催された文化庁主催の記念物保護行政担当者会議において、記念物課の各担当調査官より部門別所管事項の伝達、報告が行われた。その際、名勝部門の調査官から過去20年間に名勝の指定・登録がなかった都道府県の数公表された。地域別に、東北地方2県、関東地方2県、中部地方1県、北陸地方1県、四国地方2県、九州地方1県ということである。

愛知県は…と言えば、答えはセーフである。名勝概説でも述べている通り、平成21年（2009）に国の登録記念物（名勝地）として鶴舞公園〔名古屋市〕が登録されている。県内では日鼻石〔市指定、瀬戸市〕の指定が最も新しく、平成7年（1995）のことである。ちなみに本県の名勝指定第1号は、昭和2年（1927）に国の名勝及び天然記念物に指定された木曾川堤（サクラ）である。

さて、現状では国指定記念物の中で名勝の指定件数が最も少ない（史跡1643、天然記念物941、名勝321、平成22年11月1日現在）。その要因として、先述の会議資料では「地域に庭園・景勝地の専門家がない」「都道府県・市町村の文化財保護審議会に名勝専門の委員がない」などが挙げられている。つまり、名勝の新規指定・登録のため、対象となる庭園（公園）や自然の景勝地の価値を発見できる人材が乏しいということである。ただし、「それでも、センスのある職員のいるところでは、名勝としての価値の発見は進んでいる。」といささか辛口ともとれるコメントもあったのだが…。

では、地域の文化的資産の中から、どのようなものを指定対象として「発見」するかである。文化庁では今後重点的に指定する名勝について、以下のような見解を示している。

我が国の国土美として欠くことのできないものであって、芸術的、名所的あるいは学術的価値の高いものについて、以下のものを中心に指定する（中略）。

イ. 各地方の伝統的な庭園のうちから、当該地域の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を代表しているもの。ロ. 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復原が予定されているもの、又は修理・復原によって甦ったもの。ハ. 近代以降に作庭又は開園された庭園・公園のうち、時代の特色を表して優秀であると認められるもの。ニ. 古来詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの。ホ. 海洋国、山岳国としての特色を反映し、滝・温泉地・水郷など、信仰又は行楽などの場として独特の風致景観を形成してきたもの（下線は引用者による）。〔「当面重点をおいて指定する記念物について（平成10年9月、記念物課）」「名勝について」（平成21年6月改訂）〕

この基準は、国指定名勝に限らず、県指定、市町村指定についても現状における指針となり得るものであろう。ちなみに県教委では、文化庁や市町村保護部局あるいは専門家と協議する中で、上記イ、ロ、ハの各項目にあたる数件の候補物件が存在することを認識している。

また、文化庁では近代の庭園・公園等の名勝地について、その所在状況と概要を網羅的に把握することを目的に全国的な調査を計画している。そこでは、対象となる近代（幕末以後～築50年以上を経たもの）の名勝地が「庭園」「公園」「植物園」「墓園」「並木道」「施設内（構内）園地」「その他」という7つの類型に分類されている。各市町村においても、上記の類型にあたる物件が文化財として指定・登録の対象となり得ることを意識して、文化的資産の発見に努めていただきたいと考えている。

記念物に限らずあらゆる文化財について、文化財保護法、文化財保護条例により「指定」することが保護の第一歩である。この指定の意味するところは、祖先が私たちに伝えてくれたように、私たちもそれを後世に伝えていくという意志を、法令に則って示すことにある。登録記念物についても同様である。本県においても文化財保護行政に携わる各人がセンスを磨きあげ、地域の文化的資産の中から名勝の名に値する価値を発見していくことが望まれる。

（洲崎和宏：愛知県教育委員会）

天然記念物



天然記念物概説

文化財保護法で「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの〔第2条第1項第4号、下線は引用者による〕と定義されているとおり、天然記念物は動物、植物、地質鉱物という区分に大別することができる。各区分が特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準でさらに細分されているため、それぞれの指定基準とその適用を受けた愛知県内の国指定天然記念物を以下に列挙し説明する。

| 天然記念物 | 動物 | 植物 | 地質・鉱物 | 合計 |
|-------|----|-----|-------|-----|
| 国指定 | 7 | 16 | 3 | 26 |
| 県指定 | 5 | 49 | 5 | 59 |
| 市町村指定 | 13 | 396 | 13 | 422 |
| 合計 | 25 | 461 | 21 | 507 |

愛知県内の指定天然記念物件数（平成22年3月31日現在）

(1) 動物

- ① 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地：イタセンパラ、ネコギギ
- ② 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地：鶉の山ウ繁殖地〔美浜町〕、岡崎ゲンジボタル発生地〔岡崎市〕、オオサンショウウオ
- ③ 自然環境における特有の動物又は動物群聚：大島ナメクジウオ生息地〔蒲郡市〕
- ④ 日本に特有な畜養動物：養曳鶏
- ⑤ 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- ⑥ 特に貴重な動物の標本

「動物」については、便宜上、指定方法により大別されることがある。「自然種」と「飼育種」、「種指定」と「地域指定」という分類である。前者については、上記基準の①～③及び⑤が「自然種」、④が「飼育種」に該当する。後者は、「地域を定めず」指定されたものを「種指定」、それ以外の何らかの形で指定範囲が定められているものを「地域指定」といいならわしているものである。「種指定」とは、国内のどこにあってでも天然記念物として保護されるべきものであることを意味するのに対し、「地域指定」には「生息地」「繁殖地」あるいは「渡来地」という種の保存にとって重要な地域が明示されている。逆にいえば、この地域を保全することが種の保存にとって不可欠なことなのである。なお、「種指定」の動物についても一定の分布域がみられるため、国はそれらの分布域を都道府県別に分け「主な生息地」として指定目録に記載している。本県はイタセンパラ、ネコギギ、オオサンショウウオ及び養曳鶏の主な生息地とされている。また、本県の北部山間部には特別天然記念物カモシカが生息しているが、昭和9年（1934）の指定当時には県内での生息が確認されていなかったため、主な生息地とはされていない。県指定天然記念物としては、西尾のヒメタイコウチ〔西尾市〕など地域指定の自然種（すべて三河地域）が4件、四尾の地金が種指定の飼育種に該当している。

(2) 植物

- ① 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢：木曾川堤（サクラ）〔一宮市・江南市〕、清田の大クス〔蒲郡市〕、八百富神社の社叢〔蒲郡市〕、神明社の大シイ〔西尾市〕、名古屋城のカヤ〔名古屋市〕、羽豆神社の社叢〔南知多町〕、牛久保のナギ〔豊川市〕、杉本の貞観杉〔豊田市〕、御油のマツ並木〔豊川市〕、甘泉寺のコウヤマキ〔新城市〕
- ② 代表的原始林、稀有の森林植物相：鳳来寺山〔新城市〕、黄柳野ツゲ自生地〔新城市〕、宮山原始林〔田原市〕
- ③ 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落：石巻山石灰岩地植物群落〔豊橋市〕

- ④ 代表的な原野植物群落
- ⑤ 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- ⑥ 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- ⑦ 洞穴に自生する植物群落
- ⑧ 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域：小堤西池のカキツバタ群落〔刈谷市〕
- ⑨ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木：鳳来寺山〔新城市〕
- ⑩ 著しい植物分布の限界地：川宇連ハナノキ自生地〔豊根村〕、黄柳野ツゲ自生地〔新城市〕
- ⑪ 著しい栽培植物の自生地：椈のシデコブシ自生地〔田原市〕
- ⑫ 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地：ヒトツバタゴ自生地〔犬山市〕、川宇連ハナノキ自生地〔豊根村〕

「植物」の分野では、県内で16件が国の天然記念物に指定されており（木曾川堤（サクラ）と鳳来寺山は名勝との重複指定）、そのうち10件に①の基準が適用されている。また、11件が東三河地区に所在するのも特徴である。県指定及び市町村指定天然記念物についても同様であり、大部分が①の基準に該当し、特に単一樹木の指定件数が多い。その一方で、学術的に希少な種が数多く生育する湿地や湿地性植物群落も注目される。国指定の小堤西池のカキツバタ群落〔刈谷市〕、県指定の黒河湿地植物群落〔田原市〕、長の山湿原〔新城市〕、壺町田湿地植物群落〔武豊町〕、葦毛湿原〔豊橋市〕など多くの指定がある。

(3) 地質・鉱物

- ① 岩石、鉱物及び化石の産出状態：猿投山の球状花崗岩〔豊田市〕、鳳来寺山、阿寺の七滝〔新城市〕、乳岩及び乳岩峽〔新城市〕、馬の背岩〔新城市〕
- ② 地層の整合及び不整合
- ③ 地層の摺曲及び衝上
- ④ 生物の働きによる地質現象
- ⑤ 地震断層など地塊運動に関する現象
- ⑥ 洞穴：乳岩及び乳岩峽
- ⑦ 岩石の組織：猿投山の球状花崗岩、鳳来寺山、乳岩及び乳岩峽
- ⑧ 温泉並びにその沈澱物
- ⑨ 風化及び侵蝕に関する現象：阿寺の七滝、乳岩及び乳岩峽
- ⑩ 磁気孔及び火山活動によるもの
- ⑪ 氷雪霜の営力による現象
- ⑫ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

「地質・鉱物」については、県内で5件の国指定がある。（鳳来寺山、阿寺の七滝、乳岩及び乳岩峽は名勝との重複指定）が、そのうちの4件が新城市の旧鳳来町域に集中する。旧鳳来町を中心とした東三河一帯が中央構造線が交差する地質・鉱物の宝庫といわれる所以である。県指定では玄武岩〔豊田市〕が①に、高師小僧〔豊橋市〕が①に、熊野社の五枚岩〔小牧市〕が①⑨に、三河地震による地震断層〔幸田町〕が⑤に、預り測、煮え測ポットホール〔新城市〕が①⑨にそれぞれ該当している。

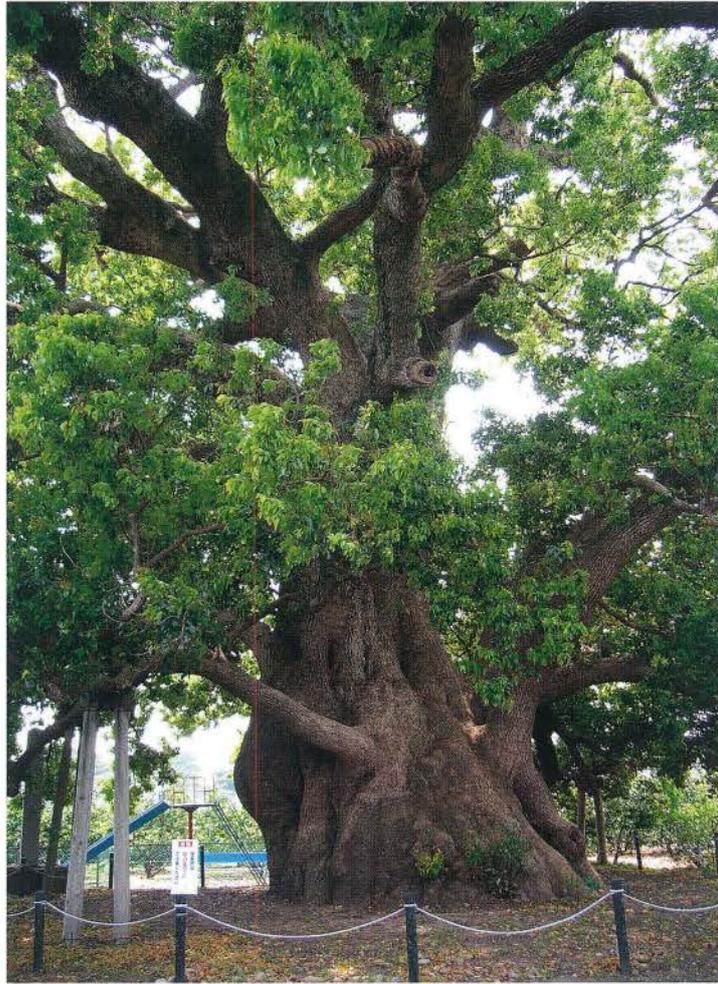
(4) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域（天然保護区域）

この指定区分は本県にはない。代表例として釧路湿原〔北海道〕、月山〔山形県〕、南硫黄島〔東京都〕等を代表例としてあげておく。全国で23件（うち特別天然記念物を4件含む）ある。

（洲崎和宏：愛知県教育委員会）

せい だ おお
清田の大クス

蒲郡市



清田の大クス近景

指 定 区 分：国指定天然記念物（昭和4年12月17日指定）

員数、指定面積：1樹、198㎡

所 在 地：蒲郡市清田町下新屋91

所 有 者：蒲郡市

管 理 者：蒲郡市

保護活用にかかる事業費：H21 620,016円 H22 116,666円（予定）

保護活動実施期間：通年

補 助 金：-

請負業者、委託団体：市内造園業者、清田の大クス愛好会（市民愛護グループ）

事 業 報 告 書：-

条 例 ・ 規 則：-

公 開 状 況：自由

交 通 手 段：蒲郡駅から徒歩60分、見学者駐車場有

連 絡 先：〒443-0035 蒲郡市栄町10番22号

蒲郡市博物館 電話：0533-68-1881

概要、指定理由:

言い伝えによれば、明治時代の初め頃までこの周辺はクスの大木が繁り、樹海の様をなしていたという。楠林山の山号をもつ古刹安楽寺（開山1408年）もこの近くにあり、昔の様子をうかがうことができる。また、八幡太郎義家東征の記念樹であるという伝説も残っている。樹齢1000年といわれる所以である。この巨樹を近辺の人々は「大クス」と呼び、生活と密接なかかわりを持ち、神樹としてあがめ奉ってきた。昭和4年、中部地方におけるクスの代表的巨樹として国の天然記念物に指定された。

平成10年の林教授（次項参照）の実測によると、幹周（地上1.2mで計測）14.3 m、根回り13.6 mである。高さは22 mと推定されている。

保護の方法:

(1) 平成10年の林教授による樹勢診断

地元の人たちの「最近、大クスが衰弱しているのでは？」の声を受け、平成10年9月29日、樹木医学の第一人者である林進岐卓大学教授（現名誉教授）に依頼して樹勢診断を実施した。まず樹勢として「全体として樹勢は盛んであり、衰退傾向はみられない。樹冠上部、枝先端部の葉のしおれや枯れもみられない。ただ、最下部の枝にやや衰えがみられる」とのことであった。併せて、次のような保護策を講ずれば外科的手術は全く不要であるとし、①根元回りを巡るコンクリート柵の基礎によって吸収根が圧迫されているので除去した方が良く、②根元が踏み固められているので、茅を裁断して敷き詰めると良く、③支柱は可動式のものが良い。現在の固定式は、枝の首を絞めている状態である、④洞は、蓋を被せるより中へ木炭・パーライトなどを入れた後、シュロの皮で覆うと良く、⑤届く範囲での枯れ枝の除去。

このような指導を受け、蒲郡市博物館では、コンクリート柵の撤去、支柱の改善、空洞の処置、カヤの敷き詰め、枯れ枝の除去などを平成11年度末までに終えた。

林教授は、全体の印象として「自分の感覚では、鹿児島県の蒲生の大クスに次いで二番目のクスの巨木だ。1000年と伝えられる樹齢もうなずける。しかも、まだ若々しく自然な状態に戻してやれば、100年以上は大丈夫。いずれにしろ、日本の大クスとしては5本の指に入る」ということであった。

(2) 平成21年の林教授の診断

前回の調査から10年を経過し、市民愛護グループである「清田の大クス愛好会」も平成20年度に発足したことから、現況について再度、林教授の診断を仰いだ。

平成21年10月13日に実施したが、台風18号通過から5日目のことであった。林教授の診断は、「樹高成長は限界に達していると考えられるが、樹勢について衰退傾向はみられない。この点、最上部の枝の根が相当深く、地下水も豊富であることが樹勢を維持しているものと思われる。また、地表面から5~10cm下に、2、3年目位の若い根が生えていることも認められ、樹勢そのものは健全であることを示している。10年前と比較した場合、台風18号の影響からか、葉が乾燥しており、枝ぶりに勢いが無いように思われるが、下部の枝張りは均衡しており、樹勢自体は回復している。回復の要因としては、コンクリート柵の撤去が一番であろう。今後の傾向として、樹高はこれ以上望めないが、依然成長を続けており、幹周は膨らんで、全体的に丸みを帯びたような形になる。保存の如何によって樹勢は無限に維持できる。」とのことであった。

このときの指導により、「土壌改良」（ボランティア作業、次項参照）と「洞の蓋改善」「枕木の周囲設置（落葉の飛散防止）」（以上業者発注）を実施した。

(3) 診断を受けての土壌改良

林教授から、「根回りの地表面が踏み固められており、吸収根や細根の生育が妨げられている。また、根元付近は、枝張りが傘の役目をして雨水が浸透しにくい状態が続くため乾いた状態が続く、土壌が硬化しやすい。これを改善すれば、今後の樹勢維持と向上が図れる」の指摘を受け、土壌改良作業に取りかかった。

林教授の指導の下、作業は「清田の大クス愛好会」があたり、県教委文化財保護室職員と蒲郡市博物館

職員も携わった。総勢15名ほどである。

平成22年1月9日に作業要領の把握を行い、同年7月6日から7日の2日間で本格的な作業を行った。手順としては、先端がV字のドライバー様のものやツルハシで、深さ20～50cm程度、根が見えるまで掘り返しながら、石や赤土は除去し、埋め戻す際に、ススキの裁断したもの・割炭・活根剤（バイオピリオン）を混入させた。埋め戻した後に、ヨシズを敷き詰め、軽く土を被せた。大きな根は、なるべく露出させたままにした。混入材は、根の乾燥を防ぐための保湿対策であり、ヨシズは保湿効果と併せてクッション効果を狙ったものである。

今後については、土壤改良範囲を南側へも広げ、今回実施箇所については、1年様子を見ることになった。
活用、普及事業：平成20年5月27日、市民グループ「清田の大クス愛好会」が発足した。会員は24名。市内外への情報発信や愛護活動を目的としている。現在、ホームページの立ち上げを準備中。

課題：根元周辺だけが市の所有地であるため、枝張りのかなりの部分が民地へはみ出ている。ミカン栽培の日陰障害となったり、落下枝などが家屋を傷めたりしている。周りの土地の公有化が望ましいが、なかなか進展していないのが実情である。

指定等の経緯と保護・活用までの道程：

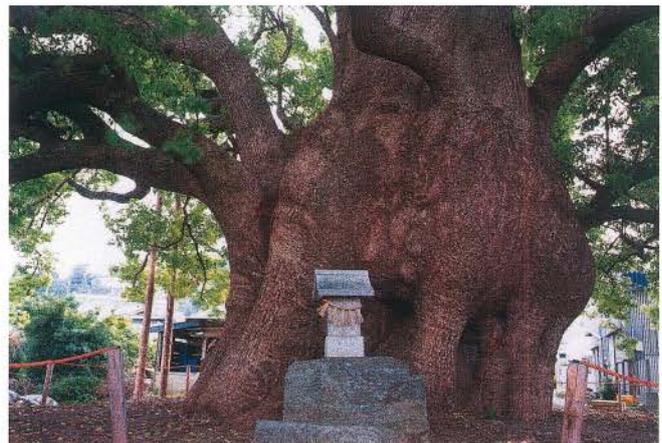
戦前の指定であるが、指定にあたっては、昭和初期に発足した「蒲郡保勝会」（市観光協会の前身）が尽力したと伝えられている。

保護・活用の専門委員会と職員体制：－

現在の管理体制：蒲郡市博物館が管理を担当している。



遠景



根元付近

清田の大クス土壤改良作業（平成22年7月）



林教授による根の生育状況観察（平成22年1月）



掘り返した後、割炭と活根割をまく



短く切ったススキと落葉を、土に混ぜて埋め戻す



地表面にヨシズを敷く



根回り付近の土壤改良完了

が りゅう まつ 臥龍の松

日進市

指 定 区 分：市指定天然記念物（昭和55年3月4日指定）

員数、指定面積：1樹

所 在 地：日進市岩崎町小林

所 有 者：妙仙寺

管 理 者：妙仙寺

保護活用にかかる事業費：約600,000円（単年度）

保護活動実施期間：通年

補 助 金：約300,000円（補助額は、事業費の2分の1、上限50万円）

委 託 団 体：臥龍の松保存会

保護・整備の報告書：日進市教育委員会他『臥龍の松調査業務委託調査書（1996）』

条 例 ・ 規 則：-

公 開 状 況：随時見学可能

交 通 手 段：日進駅からくるりんばす中コース「岩崎橋西」下車、徒歩2分。

連 絡 先：〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

日進市教育委員会生涯学習課 電話：0561-73-4190

概要、指定理由：

(1) 現状と本松の特徴

臥龍の松（以下本松）は、クロマツとして市内唯一の巨木であり、剪定等により整えられた美しい樹形が龍の臥す姿に似ていることから名付けられたといわれている。高さ約6.7m、幹まわり（地際）約2.5m、枝張（東西）約11.5m、（南北）約12.3m。本松は、日進市内の北部に位置し標高約130mの御嶽山東南麓に立地する妙仙寺境内にあり、妙仙寺が開山した頃から自生または植樹されたと推定され、樹齢は約400年を超えるといわれている。周辺の地形は、御嶽山から東南に傾斜するなだらかな丘陵地となっており、東南側を竹田川が、南側に菊水川が流れている。妙仙寺は、小牧長久手の戦いで重要な役割を果たした岩崎城の北東部に存在した曲輪と菊水川を挟んで近接する。近年周辺の景観は宅地化が進み県道が開通するなど、激変している。本松は、老樹であることによる衰えを食い止めるために平成8（1996）年度に大がかりな樹勢回復治療が施されたほか、松枯れの防除等慎重な保護管理が行われている。

(2) 本松の貴重性

県内では、マツノザイセンチュウを原因とした松枯れ被害により松の大木は消滅しつつある中で、樹齢約400年と推定される本松は貴重な存在である。また、岩崎城主丹羽氏の菩提寺として岩崎城北縁に成立した妙仙寺境内に立地するという豊かな歴史的環境におかれた本松は、歴史を物語る存在として、今後も保護を図る必要があると考えられる。

保護の方法：

本松は、所有者である妙仙寺のご協力のもと、文化財保護担当課が保護柵、解説板を設置し、周知をはかっている。また、保護事業に対して補助金を支出している。保護事業として、平成17（2005）年度より、剪定を毎年2月ごろに実施している。剪定作業は、下枝まで日照を得て生育を助長することを目的としている。また、平成10（1998）年から毎年、松枯れの原因となるマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリを駆除するため、飛来する時期である5月～7月に全6回の薬剤散布を実施しているほか、こも巻きを12月～2月に実施している。また樹幹が空洞化しているため、重みを受け止め枝折れを防ぐ支柱を設置し、支柱の腐食が認められた場合には、随時更新を行っている。

活用、普及事業：市民への周知と保護意識の醸成を目的に、文化財マップに掲載している。

課題：引き続き所有者である妙仙寺のご協力を得ながら、保護活動を行い、市民への周知をいっそう進めることが課題である。

指定等の経緯と保護・活用までの道程：

- 1538年 妙仙寺開山。本松は、開山時より自生または植樹されたと推定されている。
- 1980年 日進市指定文化財（天然記念物）に指定。
- 1995年 樹木医による樹木診断。
- 1996年 調査業務委託。樹木医による治療方針策定 解説版の設置
- 1997年1月～3月 樹木医による大規模治療（土壌改良、排水処理、支柱、幹の腐朽治療等）。
- 2000年 樹木医による簡易診断。
- 2003年 樹木医による簡易診断。
- 2005年 山門前の松並木がマツノザイセンチュウの感染により枯死
- 2005年 ふるさと樹木診断事業による診断（樹木医）。
- 2006年 樹木医による簡易診断。
- 2007年 樹木医による簡易診断。
- 2008年 ふるさと樹木診断による診断（樹木医）。



臥龍の松（2010年2月撮影）



剪定の様子（2009年2月）



防虫のための薬剤散布作業の様子（2008年5月）

えい あん じ うん りゅう まつ 永安寺の雲竜の松

安城市

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (昭和60年11月25日指定)

員数、指定面積: 1 樹

所 在 地: 安城市浜屋町北屋敷17

所 有 者: 永安寺

管 理 者: 永安寺

保護活用にかかる事業費: 3年ごとに50,000円程度

保護活動実施期間: マツクイムシ防除薬注入

補 助 金: -

委 託 団 体: -

保護・整備の報告書: -

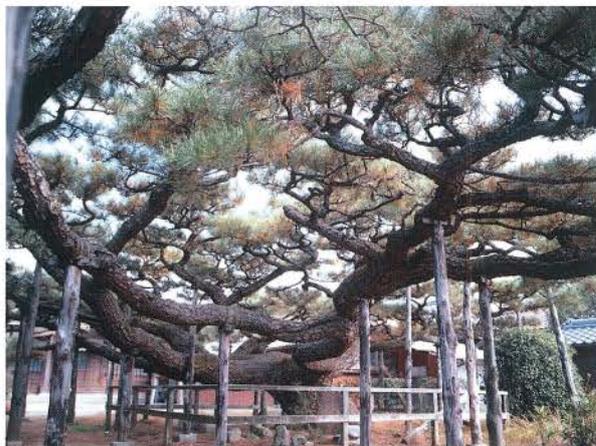
条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 外観のみ

交 通 手 段: 名古屋鉄道本線「新安城」駅から徒歩25分

連 絡 先: 〒446-0026 安城市安城町城堀30番地

安城市教育委員会 文化財課 電話: 0566-77-4477



近景

概要、指定理由:

樹高4.5m、根囲3.9m、胸高周囲3.7m、枝張り東西17m、南北24mの個体である。この松は種名クロマツであるが、一般に、松の主幹は直上して伸びるのに対し、本個体は横に伸びて広がる形状を持っている。主幹は、高さ1.5mのところから真横に、北西・南及び東の3方向へと伸びている。北西の枝は基周り2.65mを測り、0.8m先で北と西に枝分れしている。それぞれの枝の基周りは、北が1.9m、西1.77m、南1.95m、東1.53mの大きさである。また各枝の長さは北で10m、南13m、東7mに及び、たなびく雲のようであり、また臥せる竜のようでもあるため、「雲竜」の名称が冠せられている。旧東海道に面してある永安寺は、江戸時代に茶屋があった大浜茶屋村にあり、樹齢は300年と推定されている境内のクロマツが往時を偲ばせる。

保 護 の 方 法: -

活 用 普 及 事 業: -

課 題:

支柱の取替えや軽微な剪定などの毎年の維持管理費は、全て所有者負担である。永安寺は無住であるため地域の数名で実質管理しており、金銭的負担が大きい。今後、継続的に維持管理していきけるかが課題である。



全 景

おみよし松^{まつ}

弥富市

指 定 区 分:市指定天然記念物（昭和51年12月10日指定）

員数、指定面積:1本

所 在 地:弥富市平島町西新田

所 有 者:弥富市

管 理 者:弥富市

保護活用にかかる事業費:毎年 約350,000円

保護活動実施期間:5月～3月 殺虫剤散布、草刈り、施肥

補 助 金:-

委 託 団 体:造園業者

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:常時見学可（樹木周囲は立ち入り禁止）

交 通 手 段:弥富市役所より車で5分

連 絡 先:〒498-0017 弥富市前ヶ須町野方731

弥富市教育委員会 社会教育課（歴史民俗資料館）電話:0567-65-4355

概要、指定理由:

樹高約21m、幹周り5.25mのクロマツで17世紀中頃の新田開発当時の植樹と伝えられる。津島の天王祭の神馱（みよし）が流れついたのを記念して名付けられた。新田開発とかかわりの深いこの地域の歴史を伝える上で重要な樹木。

保 護 の 方 法:樹木周囲を柵で囲い、保護している。

活 用 普 及 事 業:史跡めぐりウォーキングコースに組み込み、ガイドの派遣を行っている。

課 題:中学校跡地にあり、跡地利用を含め今後の活用方法に課題が残る。また松枯れ対策として薬剤散布を行っているが、完全な対策にはなっていない。



おみよし松

ほう えん じ 宝円寺のシダレザクラ

豊川市

指 定 区 分: 県指定天然記念物（昭和41年1月17日指定 天第41号）

員数、指定面積: 1樹、樹木を中心として66㎡

所 在 地: 豊川市上長山町田川

所 有 者: 宝円寺

管 理 者: 宝円寺

保護活用にかかる事業費: 地元の方々の奉仕活動に支えられている。材料等の一部は市教委から支給。

保護活動実施期間: 通年

補 助 金: -

委 託 団 体: 宝円寺の檀家総代や世話人会

事 業 報 告 書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 随時見学可能

交 通 手 段: J R 飯田線「長山駅」から徒歩38分

東名高速道路「豊川 I C」から車で8分

連 絡 先: 〒441-0292 豊川市赤坂町松本250

豊川市教育委員会生涯学習課文化財係 電話:0533-88-8035

概要、指定理由:

宝円寺の参道入口、本宮山砥鹿神社奥宮の登山道脇にあって、推定樹齢450年の老木である。同寺の開山が手植えしたとの由緒を持つ。樹高は4.7m、枝張りは南北9m、東西15mを測る。主幹は2つに裂け、西と東に倒れこむように分かれつつ、それぞれ支柱に支えられながら横方向に拡がっている。かつて1本だった主幹が昭和54年秋の台風16号で倒れ、主幹が割れた後に形成層が発達して現状のようになったものである。明治末年に志賀重昂が「街道一の銘木ナリ」と評したことも本樹の価値を一層高らしめている。

なお、指定対象ではないが、本樹のすぐ傍らには戦後すぐに指定木から茎伏せによって人工的に繁殖させたシダレザクラの若木が成長している。満開時には2本のシダレザクラが重なるように花を咲かせて趣を添えている。

保 護 の 方 法: 保護柵により踏圧害を防ぐ。枝吊りや支柱により樹形を保持することにより、木の重心を保ち、幹折れ等を防ぐ。枝吊りや支柱の結束を随時やり直して、食い込みを避ける。腐朽部をキガタメールで硬化させ、幹の強度を高める。また、その後も同所を乾燥状態に保つ。中途半端に落とした枝を根元まで切り戻して、樹皮の巻き込みを促進させる。土壌改良や施肥等で樹勢を強くする。周囲を清掃し、ヨシ等を敷き詰めて土壌の乾燥害を防ぐ。

活用、普及事業: 活用・普及のための特別な事業は実施していないが、花の見頃の時期には大勢の観光客が訪れる。宝円寺の檀家有志により花見の宴も催され、遠来の客も交えて大いに賑わう。

課 題: 本樹の枝が隣家の門口に覆い被さるよう伸び、隣家の車の出入りに支障となっている。随時、枝を剪定して切り戻すものの、根本的な解決には至っていない。

指定等の経緯と保護・活用までの道程:

1905年 志賀重昂が雑誌『太陽』に「街道一の銘木ナリ」として紹介。

1966年 愛知県指定文化財となる。

1979年 一宮町教育委員会が説明板を設置。

2004年 岐阜大学名誉教授の林進先生にはじめて現地指導を仰ぐ。枝吊り等の保護策を講じるなど、宝円寺の檀家有志による保護活動が始まる。

2006年 本樹のすぐ傍を通る市道が第二東名の工事用道路となる。本樹に配慮して道路が拡幅され、本樹の枝を迂回するように車が通行できるようになった（これ以前は、本樹の生育により、枝が道路敷まで伸長し、自動車等の通行の支障となっていた）。

2007年 社団法人愛知県緑化推進委員会によるふるさと樹木診断を受ける。

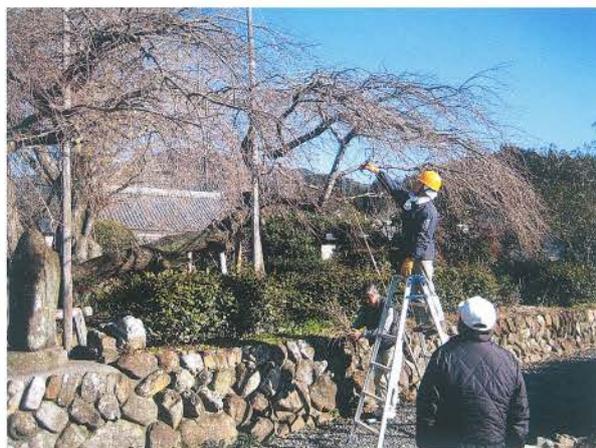
2010年 檀家有志が林進先生の現地指導を受け、今後の保護策について学ぶ。

保護・活用の専門委員会と職員体制: 随時専門家の指導を受けているが、委員会はない。県教委および市教委の職員が樹勢回復作業等に随時参加している。

現在の管理体制: 宝円寺の檀家総代や世話人会が中心となって有志を募り、樹勢回復作業や枝の剪定などの日常管理にあたっている。



満開時の状況 (H20.3.27)



住職と檀家総代による枝の剪定 (H21.2.2)



林進先生による現地指導の様子① (H22.7.5)



林進先生による現地指導の様子②

おく やま だ
奥山田のしだれ桜

岡崎市

指定区分:市指定天然記念物(昭和38年5月8日指定)

員数、指定面積:1本

所在地:岡崎市奥山田町字屋山田

所有者:奥山田のしだれ桜保存会

管理者:奥山田のしだれ桜保存会

保護活用ににかかる事業費:平成21年度事業費 246,000円

保護活動実施期間:平成21年度(剪定、土壌改良) 246,000円

補助金:平成21年度市指定文化財奥山田のしだれ桜保存事業費補助金 123,000円

委託団体:奥山田のしだれ桜保存会

保護・整備の報告書:-

条例・規則:-

公開状況:随時見学可能

交通手段:名鉄東岡崎駅より名鉄バス奥殿陣屋方面「北斗台会館前」下車 徒歩15分
岡崎市役所より主要地方道岡崎足助線を北斗台口で右折 車で30分

連絡先:〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市教育委員会 社会教育課 文化財保存管理班 電話:0564-23-6177

概要、指定理由:約1300年前、持統天皇が村積山へ行幸の際にお手植えした桜と伝えられている。
現在の樹高12.5m、幹周3.2m、根周3.2m、枝張り東西・南北ともに22mのエドヒガンザクラである。

保護の方法:保存会による草取り等の日常管理を実施している。

活用普及事業:-

課題:開花期には遠方から多くの見学者が訪れ、そのほとんどが車であることから周辺の交通安全に配慮が必要。



開花期の奥山田のしだれ桜

だいあんじ 大安寺のシダレザクラ

豊田市

指定区分:市指定天然記念物(昭和58年11月22日指定)

員数・指定面積:1株

所在地:豊田市大野瀬町

所有者:宗教法人大安寺

管理者:宗教法人大安寺

保護活用にかかる事業費:-

保護活動実施期間:-

補助金:-

委託団体:-

保護・整備の報告書:-

条例・規則:-

公開状況:桜の花の最盛期(4月)には地域の方が資料をおいて案内している。

交通手段:名鉄豊田線浄水駅より、とよたおいでんバスさなげ足助線「足助病院」下車、
とよたおいでんバス稲武足助線に乗換え、「稲武」下車、
稲武地域バス根羽線に乗換え、「大野瀬口」下車徒歩約3分

連絡先:〒471-0079 豊田市陣中町1-21

豊田市郷土資料館 0565-32-6561

概要、指定理由:根回り320cm。旧稲武町内では瑞竜寺のシダレザクラについて2番目に大きなシダレザクラ。枝ぶりも見事で、開花時の壮麗さは瑞竜寺のものに匹敵し、県下でも有数のものとされた。



ひ がん ざくら
彼岸桜

江南市

指 定 区 分：市指定天然記念物（平成10年3月7日指定）

員 数：1本

所 在 地：江南市田代町西の丸

所 有 者：久昌寺

管 理 者：江南市

保護活用にかかる事業費：平成21年度 42,000円

保護活動実施期間：－

補 助 金：－

請負業者、委託団体：－

保護・整備の報告書：－

条 例 ・ 規 則：－

公 開 状 況：随時見学可能

交 通 手 段：名鉄布袋駅より車で5分

連 絡 先：〒483-8701 江南市赤童子町大堀90

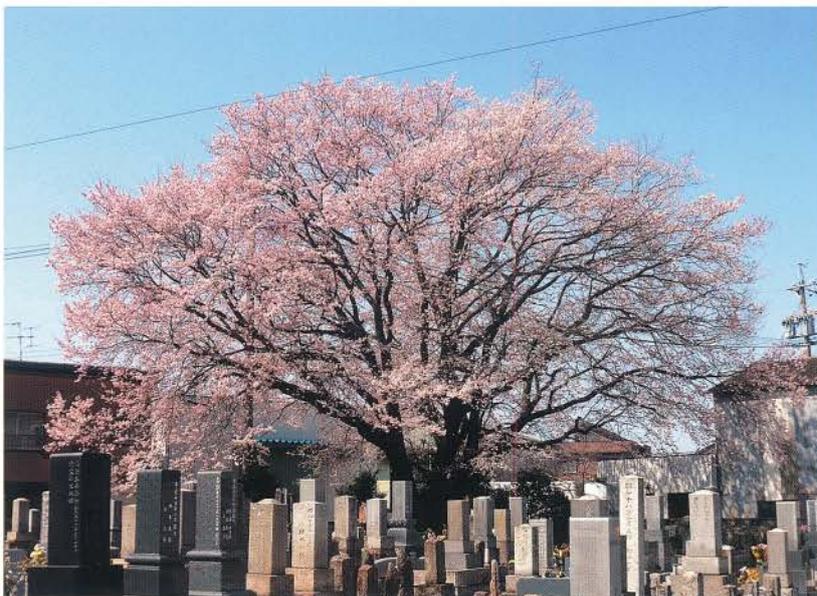
江南市教育部 生涯学習課 電話：0587-54-1111

概要、指定理由：織田信長の室である吉乃の方が茶毘に付された場所に植えられており、地元では「吉乃桜」と呼ばれている。根元には吉乃の方の供養のために刻まれた観音像があり、この彼岸桜も観音像と同じく、400年以上前に植樹されたものであると推定される。樹高15.6m、目通り3.85mと大きなものであり、市内では他に類を見ない。

保護の方法：消毒、剪定を行っている。

活用、普及事業：歴史散策道のコースに組み込まれており、文化財めぐりや中学生歴史教室の折に訪れている。また、市発行のパンフレット類に掲載し、周知を行なっている。

課 題：墓地内であるため、剪定や樹勢回復作業を行なうことが困難である。



彼岸桜の全景



観音像

のより はち まん しゃ 野依八幡社のシダレザクラ

豊橋市

指定区分：市指定天然記念物（平成11年2月22日指定）

員数、指定面積：1樹

所在地：豊橋市野依町字八幡1

所有者：野依八幡社

管理者：野依八幡社

保護活用ににかかる事業費：平成12年度 2,850,000円（樹勢回復治療）

平成13年度 713,160円（樹勢回復工事・木製→金属製支柱設置）

平成16年度 216,000円（支柱増築工事）

保護活動実施期間：-

補助金：有り（上記事業費に対し各年度に2／3補助）

委託団体：-

保護・整備の報告書：-

条例・規則：-

公開状況：常時公開し

交通手段：豊橋駅前から豊鉄バス三本木線「西高師」バス停下車、南へ徒歩20分

連絡先：〒440-0801 豊橋市今橋町3-1

豊橋市美術博物館 電話：0532-51-2879

概要、指定理由：樹高7.5m、目通り3m、枝張りは10m四方に及び古木で平地には珍しいシダレザクラであり、社伝及び古文書から樹齢300年以上の古木と推定されている。幕末の暴風のため地上2mのところまで幹が折れ、さらに伊勢湾台風の影響により近年は幹の腐食など樹勢の衰えが目立ったため、指定後に回復作業を実施した。

保護の方法：野依八幡社の氏子を中心となって、経常的な管理を行っている。

活用普及事業：野依八幡社の主催で、毎年3月の桜の開花期にあわせて桜祭りを実施している。

課題：樹勢回復作業により勢いを取り戻したが、長く延びる枝に対処するため、樹木医の指示にもとづき短期間に2度にわたる支柱設置工事を行った。当分は追加工事を行う予定は無いが、今後は有識者による指導に基づく保護措置が求められる。



金属製支柱設置前



金属製支柱設置後（枝を上を持ち上げた）

野田の小学校のホルトの木き

田原市

指 定 区 分：市指定天然記念物（平4年6月25日指定）

員数、指定面積：2本

所 在 地：田原市野田町籠田

所 有 者：野田進雄神社

管 理 者：田原市

保護活用にかかる事業費：樹勢回復・害虫防除委託（H21年度実績）551,161円

保護活動実施期間：随時

補 助 金：-

委 託 団 体：ボランティアが自主的に、散水、施肥等を行っている。

保護・整備の報告書：-

条 例 ・ 規 則：-

公 開 状 況：自由に見学可能。

2号木については、周囲を囲い土壌の保全のため立ち入りを禁止している。

交 通 手 段：豊橋鉄道渥美線 三河田原駅下車

豊鉄バス伊良湖本線約15分 野田下車徒歩1分

連 絡 先：〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市教育委員会 文化財課 電話：0531-23-3635

概要、指定理由：本ホルトノキは、野田地域においては、小学校の校歌の中でも表わされていることや、地区名や団体名においても『ホルト』として愛称されていることなど、シンボル樹として親しまれている。こうしたことから、保護すべき文化財として既に野田小学校旧校庭南側（野田市民館東隣：樹高12.0m、幹周3.7m、樹齢 推定250年）及び野田小学校体育館北側（樹高15.0m、幹周3.0m）の2本の大樹が、「野田小学校のホルトの木」として市指定となっている。

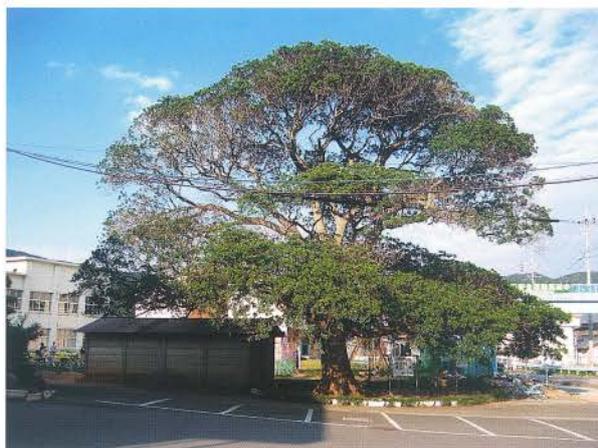
保護の方法：指定木周辺の、アスファルト等をはがし、樹木に水分がいきわたるようにしている。また、以前からあった構造物を極力除去している。指定木に隣接してあった通路は自主的に使わないようにし、木の根への負担がないように配慮する。また、指定木周囲を柵等で囲み、立ち入らないようにしている。現在ファイトプラズマと呼ばれる病原菌に感染し、樹勢が弱まっている。回復の作業実施にあたっては、土地の管理者の小学校、地権者の神社、文化財保護審議会委員、校区代表により協議をし、作業を実施している。実際の施工については、樹木医が実施している。樹幹注入（マイコシールド）、病原菌感染防止のための殺虫剤散布を実施している。

活用普及事業：-

課 題：樹勢は現状維持か、やや低調であり完全な回復は望めない。また、ホルトノキが生育する小学校が、移転により周囲の建物や樹木が取り払われたうえ、跡地はコンクリートを破碎した碎石敷きとなってしまった。水道、周辺土壌の質、風当たりなどホルトノキに対し劇的な環境変化が起きている。これらの変化が、ホルトノキにどのように影響するか継続的な観察が必要であるし、その検証も必要となろう。また、極力保全整備する反面十分な活用の域には達していないため、今後は活用方法を検討する必要がある。



2号樹、感染発覚直後 2005年9月撮影



2009年10月撮影



1号樹のようす 全盛時には2号樹もこれくらいの樹勢があった

はくさんしゃ 白山社のクロガネモチ

武豊町

指定区分：県指定天然記念物（昭和43年12月11日指定）

員数、指定面積：1本

所在地：愛知県知多郡武豊町大字富貴字郷北101番地

所有者：白山社

管理者：白山社

保護活用にかかる事業費：68,000円（単年度）

保護活動実施期間：通年

補助金：-

委託団体：-

保護・整備の報告書：-

条例・規則：-

公開状況：-

交通手段：名鉄電車=富貴駅から約1km、徒歩20分

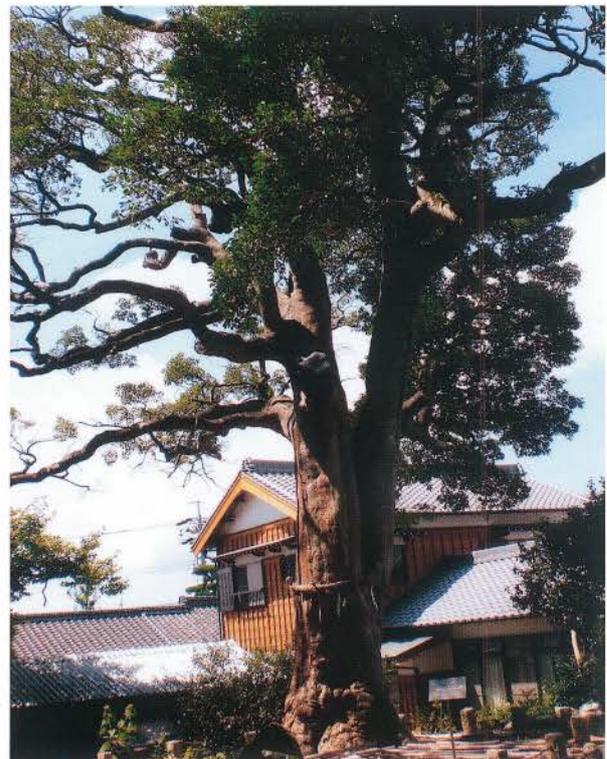
連絡先：〒470-2336 武豊町字山ノ神20番地1

武豊町歴史民俗資料館 電話：0569-73-4100

概要、指定理由：白山社のクロガネモチが県指定の天然記念物に指定されたときの状況は、樹高18m、根回り5.2m、胸高囲3.5m、推定樹齢350年、枝張りは東西16.3m、南北17mもあり、地上2mのところから東西2枝に分かれる。雄株であるが老樹のため葉の出方が少なく、枝や幹は裸の状態に近くなっている。また、この木は白山社のご神木として崇められ、しめ縄が張られている。



白山社入口と案内看板



経過観察中のクロガネモチ

保護の方法：地元区の富貴区・富貴市場区の区民が草刈り、枝払い等定期的に管理をしている。

活用普及事業：-

現状、課題：

平成19年に地元区の区長よりクロガネモチの樹勢が衰えてきている状態であるが、処置の方法がわからない旨の相談があった。その対処方法について愛知県に相談したところ、樹木医をご紹介いただいた。

樹木医の指導と県の文化財保護室の支援をいただきながら、地元区の方々と一日も早く青葉の茂る元の姿に戻ることを祈りながら、樹勢回復作業を継続して実施している。樹勢回復のための措置として、まず、樹木医にクロガネモチの診断をいただいた。その結果を受けて次のような作業を行った。

- ①樹勢が衰えてきた要因のひとつにクロガネモチの周辺にある竹の根や雑木が生い茂ってクロガネモチの生育を妨げており結果として根をいじめているので、竹は根から除去し、周辺の雑木は伐採をした。
- ②続いて、土に隙間を作り、根を伸ばすため、竹の葉をころも土(山砂に粘土質が混じった土)にまぜ、根周りにすだれを敷き、炭と樹勢回復剤をまいた。
- ③竹などの抜根により裸状態となった法面は保水性(乾燥防止)と崩落防止のため竹を敷き詰めた。
- ④クロガネモチの痛んだ表皮をはがした表面や切り株には防食のための薬剤を塗布した。

以上のような作業や措置を継続して行いながら経過を観察している。



ご まん ごく 五万石ふじ

岡崎市

指 定 区 分:市指定天然記念物（昭和38年5月8日指定）

員数、指定面積:7株、800㎡

所 在 地:岡崎市康生町561-1 岡崎公園内

所 有 者:岡崎市

管 理 者:岡崎市

保護活用にかかる事業費:-

保護活動実施期間:-

補 助 金:-

委 託 団 体:-

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:随時見学可能

交 通 手 段:名鉄東岡崎駅より名鉄バス「岡崎公園前」下車 徒歩5分
東名岡崎インターより国道1号線を名古屋方面に車で10分

連 絡 先:〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市教育委員会 社会教育課 文化財保存管理班 電話:0564-23-6177

概要、指定理由:東西40m、南北50mの三角形の藤棚で、1～3本の寄せ植えで7箇所点に点在し、ぎっしりと枝を伸張させている。最も古いものは樹齢120年以上と推定され、花穂は長いもので1mにもなる。本市の花がふじ（昭和45年制定）であるのは、この五万石ふじにちなんだものである。

保 護 の 方 法:公園管理のなかで草取り等の周辺環境保護を行っている。

活 用 普 及 事 業:-

課 題:特になし。



開花期の五万石ふじ

とよとみ梨

岡崎市

指 定 区 分:市指定天然記念物
(平成2年7月6日指定)

員数、指定面積:1本

所 在 地:岡崎市烏川町字中貝津

所 有 者:個人

管 理 者:個人

保護活用にかかる事業費:平成21年度事業費 596,400円

保護活動実施期間:平成21年度

(剪定、根巻き、立て起し、支柱設置)

補 助 金:-

委 託 団 体:-

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:随時見学可能

交 通 手 段:額田支所より県道豊川額田線を豊川方面に約7km 車で15分

連 絡 先:〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市教育委員会 社会教育課 文化財保存管理班 電話:0564-23-6177

概要、指定理由:ナシの野生種(原種の自生地)である。かつては樹齢300年と推定される幹周り4mの巨樹であったが、伊勢湾台風の影響で本幹が枯死している。その後、分岐枝が成長し現在の姿となった。しかし、これも平成21年10月8日の台風18号の強風により根幹から倒木した。

平成22年度巨樹・古木林等保全管理推進事業に採択され、樹木医による専門的な治療が施された。

保 護 の 方 法:所有者が日常管理を行っている。

活 用 普 及 事 業:平成22年度巨樹・古木林等保全管理推進事業に関連し、日本樹木医会愛知県支部と共同で地元住民、地元小・中学生を中心に、公開治療及び治療体験会を開催した。

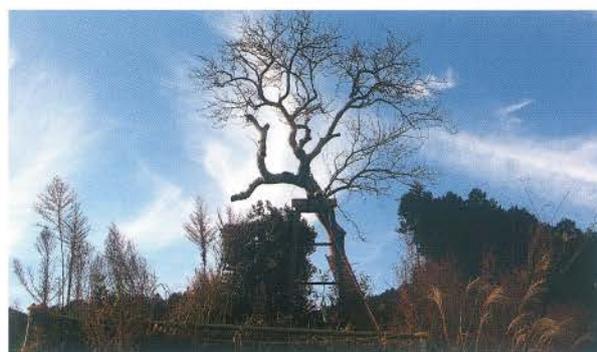
課 題:平成21年の台風による倒木をうけ、種の保存・自生地の保護を目的に必要な処置を現在実施中である。また、近接する新東名高速自動車の建設工事による地下水流の変化が予想され、人工的な水分供給が必要となる。



倒木前のとよとみ梨



倒木時の状況



現在の状況

マメナシ

瀬戸市

指 定 区 分:市指定天然記念物（平成16年2月6日指定）
 員 数:1本（樹高12.8m、幹周1.5m（平成23年1月現在））
 所 在 地:瀬戸市東松山町（瀬戸市立水南小学校内）
 所 有 者:瀬戸市
 管 理 者:瀬戸市
 保護活用にかかる事業費:－
 保護活動実施期間:毎月1回 保護活動団体による観察会
 補 助 金:平成21年度10万円（瀬戸市市民活動促進補助金として）
 保 護 活 動 団 体:せとマメナシ観察会
 保護・整備の報告書:－
 条 例 ・ 規 則:－
 公 開 状 況:小学校敷地内であり解放
 交 通 手 段:名鉄瀬戸線新瀬戸駅より国道155号を北上し、水南小学校まで車で2分
 連 絡 先:〒489-0846 瀬戸市白山町1丁目46
 瀬戸市交流活力部 文化課文化財係 電話:
 0561-21-1951

概要、指定理由:更新世（最終氷期）の遺存植物で世界的にも稀少な種類（愛知県のレッドデータブックでは絶滅危惧種IA類（CR））。日本では愛知県・三重県等の極めて狭い地域に分布が限られており、愛知県内では主に尾張東部に点在している。瀬戸市は愛知県内のマメナシの東限となる。バラ科の落葉高木で、溜池などの湧き水のある場所に生育する。かつては瀬戸市でも東松山町から進陶町にかけて群落がみられたが、現在では水南連区ほかに8本が確認されているのみである。

保護の方法:特になし

活用普及事業:保護活動団体が、表示板を自主的に建て、実生の苗木を市内外のイベントで配布するなど普及広報活動を行っており、自生地である水南小学校と連携した保護育成活動を精力的に行っている。

課 題:指定木周辺は宅地化し、本来の群落環境に戻りえず、現状のままでは種の世代交代が難しい点。



マメナシ指定木全景



花



果実

よ つ まつ 四ツ松のアカメヤナギ

豊田市

指 定 区 分:市指定天然記念物 (昭和58年 3月25日指定)

員数・指定面積:1株

所 在 地:豊田市四ツ松町

所 有 者:四ツ松自治会

管 理 者:四ツ松自治会

保護活用にかかる事業費:-

保護活動実施期間:-

補 助 金:-

委 託 団 体:-

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:-

交 通 手 段:-

連 絡 先:〒471-0079 豊田市陣中町1-21

豊田市郷土資料館 0565-32-6561

概要、指定理由:樹齢(伝承)300年

樹高12.0m 幹周3.9m 下枝高1.5m

枝張7.0m(東へ)、5.9m(南へ)、9.0m(西へ)、6.2m(北へ)

アカメヤナギとしては、県下最大のものである。



す なり りゅう しょう いん 須成龍照院イチョウ

蟹江町

指 定 区 分:町指定天然記念物（昭和58年3月1日指定）

員数、指定面積:1樹

所 在 地:蟹江町大字須成字門屋敷

所 有 者:龍照院

管 理 者:龍照院

保護活用にかかる事業費:平成20年度事業費 1,131,858円

保護活動実施期間:平成21年2月

補 助 金:565,000円（町補助金）

請 負 団 体:株式会社柴田庭石蟹江営業所

保護・整備の報告書:愛知県樹木医会 平成21年3月

「龍照院の秀吉お手植えの銀杏樹勢回復工事 調査報告書」

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:随時見学可能。

交 通 手 段:JR関西本線蟹江駅より徒歩15分 東名阪自動車道蟹江インターから車で5分

連 絡 先:〒497-0040 蟹江町城一丁目214番地

蟹江町教育委員会 生涯学習課 文化財保護係（蟹江町歴史民俗資料館）

電話:0567-95-3812

概要、指定理由:樹齢400年以上とも言われ、乳嘴状の枝張りのある古木である。「太閤お手植えの銀杏」として伝承され、信仰の対象となっている。

保 護 の 方 法:周囲を柵等で囲み、保護している。

活 用 普 及 事 業:-

課 題:老木であり、継続して定期的に保護事業をおこなっていく必要がある。



須成龍照院イチョウ

きょう れん 教蓮寺のイヌマキ

吉良町

指 定 区 分:町指定天然記念物（昭和53年1月25日指定）

員数、指定面積:1本

所 在 地:吉良町大字荻原字川中24-1

所 有 者:教蓮寺

管 理 者:教蓮寺

保護活用にかかる事業費:平成15年度 3,465,000円

補 助 金:平成15年度の保護処置実施時に町補助金を支出

公 開 状 況:境内拝観自由

交 通 手 段:名鉄吉良吉田駅より北へ約1.4km（徒歩約25分）

連 絡 先:〒444-0524 吉良町大字荻原字大道通14-1（町立図書館内）

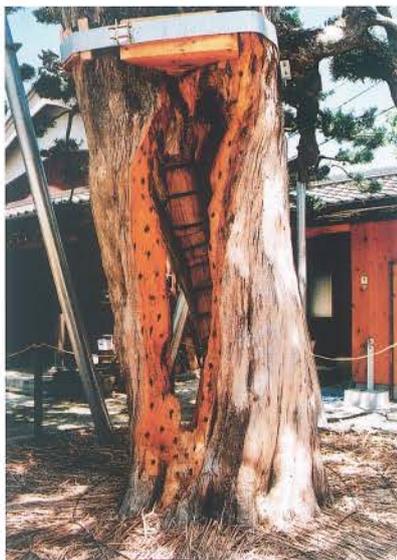
吉良町教育委員会 生涯学習課文化財担当 電話:0563-32-3400

概要、指定理由:県内で最も大きなイヌマキとみられ、枝ぶりも見事である。推定樹齢は500年とされ、応永2年（1468）の教蓮寺創建当初に植えられたとみられる。目通り3.1m、根回り4.4m、高さ11m。

保 護 の 方 法:樹木の周りに柵を設置し保護している。

保 護 増 殖 措 置:平成15年度、所有者から町教育委員会に対し、イヌマキの幹の枯死部分に詰められていたコンクリートがはずれ、二股に分かれた幹が自重に耐えきれず裂けかかっているとの相談が寄せられた。吉良町では補助事業として、岐阜大学名誉教授の林進氏の指導を得て保護処置を実施することとした。幹の枯死部分は、腐食部分を切除し滅菌処理を行い、痩せた幹の強度を確保するため硬化剤（キガタメール）を注入した上で、腐食部分の乾燥防止のために被覆を行った。また、二股に分かれた幹が裂けるのを防止するため、両幹間を鎖で固定し、ステンレス製の支柱を設置した。

さらに、樹木の生育環境の改善のため、根元周辺に細根発根促進材を鋤きこんだ後、柵の設置を行った。現在、処置後6年を経過しているが、幹の裂け目の進行は止まっており、樹勢も旺盛である。



枯死部分の処置
切除・滅菌・硬化剤注入・被覆



保護処置終了後

福田寺のイヌグス

設楽町



福田寺のイヌグス

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (昭和31年 5月18日指定)

員数、指定面積: 根周り11m、標高約14m、枝張り東西10m、南北9m

所 在 地: 設楽町田口字玉ノ木

所 有 者: 福田寺

管 理 者: 福田寺

保護活用にかかる事業費: 毎年 8,000円

保護活動実施期間: 7月ごろ 草刈り・清掃

補 助 金: -

委 託 団 体: 地元区

保護・整備の報告書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 随時見学可能

交 通 手 段: 設楽町役場すぐ東

連 絡 先: 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前14

設楽町教育委員会 電話: 0536-62-1105

概要、指 定 理 由: 暖地性の植物で、日本では九州や四国・本州の海岸沿いに多く、県下では渥美・知多・幡豆の沿岸地方に生育している木である。当地のような寒冷な地域に生育しているのは珍しい。

保 護 の 方 法: 記念物指定の標識を立て、周辺の草刈清掃を行っている。

活 用 普 及 事 業: -

課 題: 過去にあった付近の火災のため、根元が腐り樹勢は衰えている。

名木の選定(「瀬戸の名木」の事例)

瀬戸市教育委員会では、平成9年に市内の名木・森の図録「瀬戸の名木」を刊行した。これは、市内に所在する巨木や老木、社叢林などの悉皆調査を行い、代表的な名木・森の紹介を行ったものである。

この調査に至る直接的な契機は、昭和61年に「瀬戸市史資料編 自然編」が編纂され、その中で市内の植物調査が実施された際に、植生上貴重な植物や巨木が確認されたことに始まる。その後、市内の諸開発によりこうした植物が消滅する危険があり、保存について検討する必要性が生じた。しかし、貴重な植物等については公開により乱獲される恐れがあるため、調査者や研究者がその所在を明らかにしない場合が多く、現地での工事が始まってからその保存についての申し入れがされることが多かった。また、植物の保護についての市の担当窓口も環境課や各事業課などに分かれており、その対応も不統一であった。

市の文化財課では、市史編纂の経緯もあり、自然編の植物調査担当者から名木や貴重な植物の保護要請を受け、工事事業者や市の担当課と協議を行っていた。しかし、工事直前や工事中での協議のため保存が困難な場合が多く、今後の天然記念物候補として市内に所在する名木等の把握を必要としていた。市史植物調査者と協議した結果、乱獲等の恐れのない樹木について公表し「瀬戸市の名木」として周知を図ることとした。調査にあたっては「瀬戸市の名木調査会」を組織し、市史自然編の調査にあたったメンバーと市内小中学校の理科教諭で組織される「瀬戸市理科教育研究会」の植物担当教諭が調査にあたった。調査は平成6年度より8年度にかけての3ヶ年、主に小中学校の夏休み期間に実施された。

調査対象は樹木とし、市史自然編調査の際に確認された樹木を中心として、市街地及び丘陵地を回って確認し、規模の大きな木や地域のシンボルとして知られる木、植生上貴重な木などを採集した。また、同時期に実施されていた「瀬戸市市内遺跡詳細分布調査」の作業員に名木調査会のメンバーが参加しており、主として丘陵地の踏査を担当していたため、丘陵地内の窯跡や古墳、散布地等の踏査の際に周辺の樹木についても確認することができた。詳細分布調査は秋から冬にかけて、市内丘陵地全域を対象に踏査を行っており、ここで確認された樹木は夏休みの調査期間中に計測・写真撮影する形で調査が進行した。そのため通常の調査では確認することが困難な丘陵・山地の樹木についても微地形である尾根・谷ごとに位置確認が可能となり、精度の高い悉皆調査となった。

調査の結果、418本の樹木が踏査されてデータが得られた。報告書のとりまとめにあたっては、科ごとに代表木を掲載する形とし、主に樹高、幹回の計測値が大きな木について写真等を掲載した。また報告書を名木のガイドブック的に利用できるものとするため案内図を掲載した。ただしこれは一般の人が近くまで訪れることが可能なものに限定しており、訪れることが困難あるいは危険な木については所在する町名のみを示した。

報告書刊行後は名木観察会の開催やプレートの設置を行って周知に努め、「マルバタラヨウ」と「マメナシ」については市の天然記念物に指定された。開発協議等で報告書を基に事前に照会される場合もあり、保存への配慮も行われるようになった。但し、保存樹等の制度化されたものではなく、事業者に自主的に配慮を求めるものであるため、十分な保存措置には至っていない。また、周知を行ったことにより花の時期などに多くの見物人が訪れ、そのマナーの悪さで所有者が迷惑を被るなどの問題も生じてきた。

本調査をきっかけに、市の環境課が市内の植物調査を名木調査会とともに実施するなど、行政と調査・研究者が連携して保護活動が行われるようになり、非公開ではあるが、貴重種等の所在場所も市の担当者が把握できるようになった。市の環境行政と調査・研究者の間に信頼関係を形成することができたことが本調査の最大の成果であったと思われる。

(服部 郁:瀬戸市文化課)

ご ゆ なみ き 御油のマツ並木

豊川市

植物／並木・社叢



御油のマツ並木全景

指 定 区 分：国指定天然記念物（昭和19年11月7日指定、平成20年7月28日・平成22年2月22日追加指定）

員数、指定面積：豊川市御油町美世賜と赤坂町の境界に至る県道長沢国府線の道路及び堤塘敷（北側約560m、南側約520m）

所 在 地：豊川市御油町美世賜と赤坂町の境界に至る県道長沢国府線の道路及び堤塘敷

所 有 者：愛知県ほか

管 理 者：豊川市

保護活用にかかる事業費：2,117,000円（平成21年度実績）

保護活動実施期間：通年

補 助 金：－

委 託 団 体：御油松並木愛護会

事業報告書：豊川市教育委員会『国指定天然記念物御油のマツ並木環境調査報告書（2004）』、
豊川市教育委員会『国指定天然記念物御油のマツ並木保存管理計画（2006）』

条 例 ・ 規 則：－

公 開 状 況：随時見学可能

交 通 手 段：名鉄本線「御油駅」から徒歩20分、「名電赤坂駅」から徒歩20分。駐車場有。

連 絡 先：〒441-0292 豊川市赤坂町松本250

豊川市教育委員会 生涯学習課文化財係 電話：0533-88-8035

概要、指定理由：**(1) 現状**

豊川市御油町美世賜から赤坂町の境界に至る県道長沢国府線の道路及び堤塘敷北側約560m、南側約520mに整備されたクロマツの並木である。

現在（平成22年8月）の総本数は274本。

(2) 景観

江戸幕府による街道整備や並木政策の結果、東海道をはじめとする五街道では、宿場などの集落や山間部を除き、ほぼ全行程で松を主体とした並木景観が見られるようになった。

江戸時代の景観が現在まで残っている地域は他にもあるが、御油の松並木の場合、並木管理に関する史料が多く残っていることから、今後の整備に際し、往時の並木景観を再現することができる。

(3) 指定概要

御油のマツ並木は、江戸時代の初めには東海道の並木として御油・赤坂宿間に整備され、幕府によって管理されていた。

明治に入って宿場制度が解体されてからは管理責任の所在もはっきりせず、なかば放置の状態が続いたが、地元御油町で細々と保護管理を行ってきた。その後、太平洋戦争時に燃料として多くのマツが切り倒されるのを憂慮し、地元では指定に向けた働きかけを行った。その結果、「東海道の松並木として代表的なもの」との理由により昭和19年11月7日に国指定天然記念物となった。

保護の方法：

昭和51年の豊川市の管理団体指定の前年、愛知県教育委員会、愛知県土木部、豊川市教育委員会の三者で覚書を取り交わした。この三者と県林務課や愛護会も交えた打合せ会（三者会議）を毎年開催し、マツ並木の保護・管理について相互の連絡調整を行ってきた。

平成18年度には、昭和53年度に策定した「天然記念物御油ノ松並木保存管理計画」を見直し、「国指定天然記念物御油のマツ並木保存管理計画」を新たに策定した。この計画に基づき保護活動が行われている。

活用、普及事業：

愛護推進活動として、地域住民により堤塘敷の草刈や清掃美化、パトロールが行われている。また、その他に愛護会及び御油連区が、松並木や隣接する旧御油宿一帯で天然記念物指定50周年記念「松並木フェスタ」（平成6年）・東海道宿駅制定400年記念（平成13年）などを開催し、まちづくりのシンボルとしても活用されている。

市教委が毎年定期的実施している事業には、地上散布防虫消毒（6月）及び保存工事（支柱修繕等：冬期）があり、その他愛護推進事業、樹勢回復補修作業やマツ苗植樹作業を地元御油松並木愛護会に委託している。平成21年度から5カ年計画で進められている「御油の松並木景観整備事業」においては、愛護会とともに、地元御油小学校の6年生が卒業の思い出作りの一環として参加するなど地域と連携した活用を図っている。

また、豊川市が隣接地に計画している「御油松並木公園」では、マツに親しむためのイベントや後継樹の育苗場として活用できるような整備が進められている。

課題：

保存管理計画に基づき、三者（県道管理者・天然記念物の管理団体・松並木公園管理者）を中心とした協議によって保存が図られているが、天然記念物としての歴史的景観の保全に重点を置く文化財保護部局と、並木を街路樹として捉える道路管理者とでは、管理上の立場の違いから意見が対立することがある。マツ並木の生育環境の改善を図るためには、並木の道路敷（県道長沢国府線）のアスファルト舗装を撤去し、一般車両の通行を排除することが理想ではあるが、現況は周辺住民の生活通路及び通過交通の役割を担う重要な路線であるため、早急な実現は困難である。

当面、天然記念物の並木と県道の街路樹とを兼ねる「御油のマツ並木」の保全には、関係者の立場を超えた協力体制を構築していくことが課題である。

指定等の経緯と保護・活用までの道程：

| 年 度 | 保護関連事業等の概要 | 年 度 | 保護関連事業等の概要 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和19年度 | 御油のマツ並木が国の天然記念物に指定される | 平成6年度 | 国指定50周年を記念して、愛護会により「松並木フェスタ」が開催される |
| 昭和47年度 | 御油松並木愛護会結成 | 平成7年度 | マツ並木の保存区域を15mから8mに変更することを市が内部決定 県林務課の「ふるさと樹木診断」により、樹勢回復措置の必要がある古木があることが判明 |
| 昭和49年度 | 愛護会の呼びかけによるマツ並木の大々的な補植（219本） 県教育委員会・県土木部・市教育委員会によるマツ並木管理の覚書締結 | 平成8年度 | 豊川市がNo187の樹勢回復補修事業を実施 |
| 昭和50年度 | 豊川市が文化庁から御油のマツ並木の管理団体に指定される | 平成12年度 | 市の依頼により地元樹木医会が古木の診断を実施 |
| 昭和51年度 | 豊川青年会議所と愛護会の共催で「御油並木祭り」が開催される | 平成13年度 | 豊川市がNo49の樹勢回復補修事業を実施 |
| 昭和53年度 | 豊川市が国庫補助事業として保存管理計画を策定 | 平成14年度 | 豊川市が国庫補助事業として御油のマツ並木緊急調査（環境調査）に着手 |
| 昭和53年度～56年度 | 豊川市が国庫補助事業として補植、施肥等の保存修理事業を実施 | 平成15年度 | 市の環境調査の2年目、調査結果を調査報告書として刊行 |
| 昭和58年 | 「日本の名松100選」に選ばれる | 平成16年度 | 豊川市が保護増殖事業開始。（平成18年度までの3ヵ年事業）保存管理計画策定委員会組織 愛護会により「いきいきフェスタIN松並木」が開催される |
| 昭和60年度～63年度 | 豊川市が国庫補助事業として保護増殖事業（樹幹注入防虫消毒）を実施 | 平成17年度 | 新編「御油のマツ並木保存管理計画」策定豊川市が補植（20本） |
| 昭和63年度 | 御油公民館敷地内に御油松並木資料館開館 | 平成18年度 | 豊川市が補植（25本） |
| 平成元年度 | 並木周辺の開発計画に対する規制の代替措置として、市が初めて保存区域の用地買収を実施（豊川市土地開発公社による先行取得：後の公園計画区域） | 平成19年度 | No49折損を機に古木の上部診断が行われ危険木11本を伐採 |
| 平成4年度 | 市が並木橋反対側に観光用駐車場用地を確保 | 平成20年度 | 保存区域の一部（市所有地）を追加指定（7筆：935.96㎡） |
| 平成5年度 | 市内部の御油マツ並木周辺整備に関する検討会議により、並木北側と音羽川との間の区域について公園整備を行うことに内部決定 | 平成21年度 | 松並木愛護会・御油小学校6年生によるマツの補植（15本） 保存区域の一部（民有地）を追加指定（3筆：653.87㎡） |

保護・活用の専門委員会と職員体制：

(1) 保存管理

平成17年度に策定した「国指定天然記念物御油のマツ並木保存管理計画」に基づき、豊川市教育委員会（天然記念物の管理団体）、愛知県東三河事務所（道路管理者）、豊川市建設部（御油松並木公園管理者）の三者を中心に並木の保存管理についての協議を定期的に行っている。

(2) 保護対策

平成14・15年度の環境調査の際には調査検討委員会、また平成16・17年度保存管理計画見直しには保存管理計画策定委員会を組織し、林進氏（岐阜大学名誉教授）ら専門家の指導を仰いでいる。

現在、日常管理については御油松並木愛護会を中心として行っているが、樹勢回復作業等専門的な指導が必要な場合、随時専門家を招聘し、県教委および市教委の職員も作業に参加している。

現在の管理体制：

愛知県（県道路管理者）、豊川市教育委員会（管理団体）、豊川市（御油松並木公園管理者）の三者で覚書を取り交わし、並木の管理に関するそれぞれの役割分担を定めている。生涯学習課が天然記念物としての管理を担当し、樹勢回復作業や日常管理を御油松並木愛護会に委託して行っている。



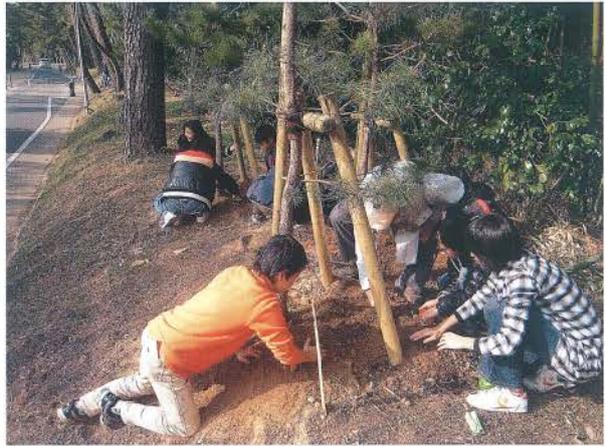
地上散布防虫消毒（豊川市教育委員会実施）



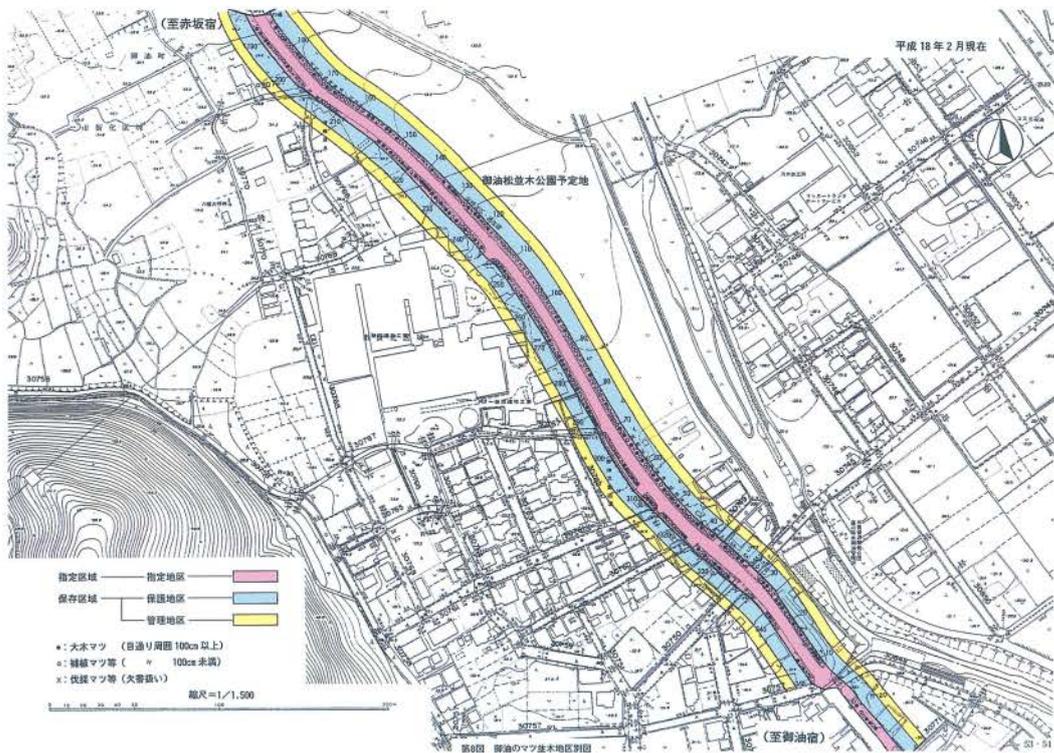
専門家指導による樹勢回復作業（市教委・愛護会実施）



草刈などの日常管理（愛護会実施）



景観整備事業による植樹（愛護会・御油小学校実施）



御油のマツ並木地区別図

さくら い じん じゃ
桜井神社のクロマツ

安城市

植物／並木・社叢



二の鳥居から神社を望む

指 定 区 分：市指定天然記念物（昭和49年2月13日指定）

員数、指定面積：桜井神社参道

所 在 地：安城市桜井町桜林17

所 有 者：桜井神社

管 理 者：桜井神社

保護活用にかかる事業費：毎年1,100,000円程度

保護活動実施期間：6月草刈

2月マツクイムシ防除薬注入

補 助 金：-

委 託 団 体：-

保護・整備の報告書：-

条 例 ・ 規 則：-

公 開 状 況：外観のみ

交 通 手 段：名古屋鉄道西尾線「堀内公園」駅から徒歩10分

連 絡 先：〒446-0026 安城市安城町城堀30番地

安城市教育委員会 文化財課 電話：0566-77-4477

概要、指定理由:桜井神社の長い参道の両側に生い茂る松並木である。戦前には200余本の老松が14,700㎡の境内にあった。昭和34年（1959）、伊勢湾台風の被害でややさみしくなったとはいえ、一の鳥居から三の鳥居までの参道に従いつつ拝殿へ導いていく景観は、実に見事である。胸高囲3m、樹高25mに達するものもあり、境内地の空間を縦に貫いている。

保護の方法:-

活用普及事業:-

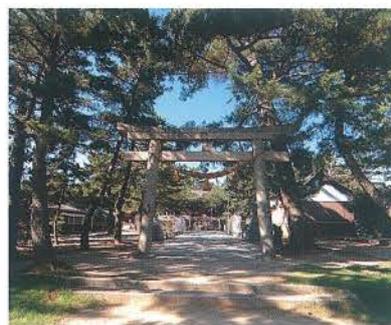
課題 桜井神社は三河三白山として市史跡に指定されており、大祭では囃子（市指定無形民俗文化財）、棒の手（県指定無形民俗文化財）の奉納なども行われている。地域の歴史的景観としての当神社の松並木は、今日の社会情勢からみると極めて重要な社叢と位置づけられる。「社叢全体の管理の方針」に基づき、保護されることが望ましい。また、県内でも少なくなったマツグミが多く寄生しており、重大な原因とは言えないものの、樹勢を阻害する要因になり得るため注意が必要である。



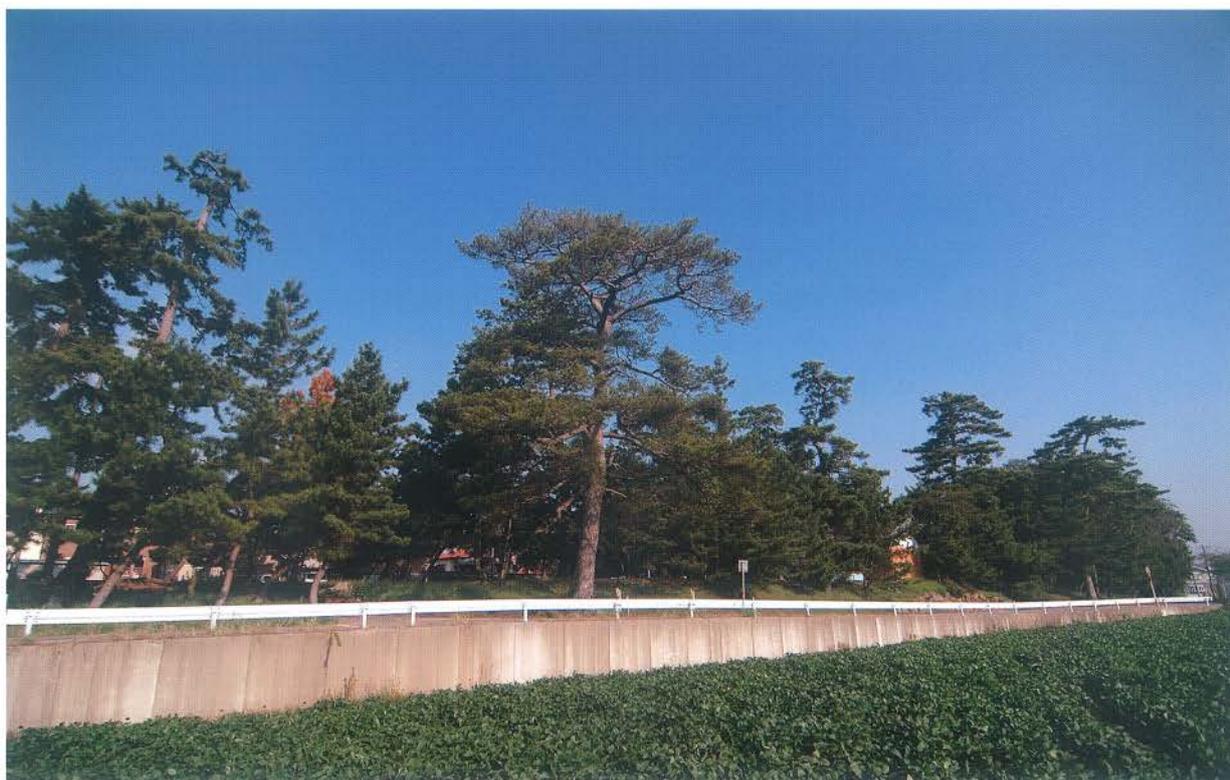
遠景



一の鳥居から神社を臨む



三の鳥居から神社を臨む



全景

じっ そう じ み かわ ぐん らく 実相寺の三河クロマツ群落

西尾市

指 定 区 分:市指定天然記念物 (平成22年 1月18日指定)

員数、指定面積:保存木17本 育成木31本 13,390㎡

所 在 地:西尾市上町下屋敷

所 有 者:宗教法人 実相寺

管 理 者:宗教法人 実相寺

保護活用にかかる事業費:-

保護活動実施期間:通年

補 助 金:-

事 業 報 告 書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:常時公開

交 通 手 段:名鉄西尾線西尾駅下車

北西へ約 2 km

連 絡 先:〒445-0847 西尾市亀沢町480

西尾市教育委員会文化振興課 電話0563-56-2459

概要、指定理由:実相寺は文永8年(1271)、西条城主吉良家の三代満氏の建立で開山は聖一国師円爾弁円を招聘したと伝わっている。実相寺には釈迦堂、釈迦堂内に安置されている釈迦三尊像など県指定文化財4件、市指定文化財6件、国登録有形文化財2件を有している。マツ群落については実相安国寺伝記の記事の中に「西条竹崎の浦並木の叢に」との記載があり、かねてより海岸に近い並木の中に伽藍が建てられた様子がうかがえ、また、元禄5年(1692)の境内図には参道両脇や西側から裏山にかけて多くの松が描かれており、以前から寺叢として松を多く有していたことが想定できる。

現在、この元禄頃の松は残っていないが、推定樹齢200年から250年くらいのもので5本(図内緑色の●印)、伊勢湾台風以前からのもの(樹齢50年以上)12本(図内青色の●印)が保護されている。また、その後も松を植栽し、育成に努めている(図内黒色の●印)。このようにクロマツが継続的に植生され、境内の樹林として現在の実相寺の景観の重要な部分を占めている。また、近年クロマツは虫害等で姿を消しつつありこうした点からも希少な保存樹木である。

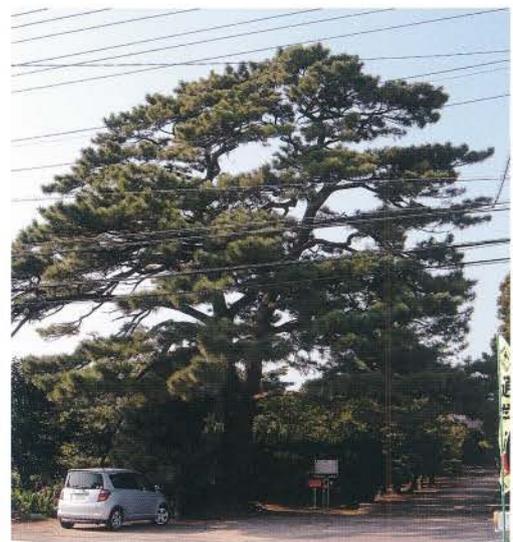
保 護 の 方 法:所有者による消毒や剪定作業を行っている。

活 用 、 普 及 事 業:-

課 題:近年、指定地周辺でも松くい虫の被害が確認されており、それを食い止めるための手立てをどうしていったらよいのか。



境内の松並木



山門前の古木



指定範囲とマツの生えている地点



実相寺境内図（元禄5年）

『実相鎮国禅寺全境内図』西尾市岩瀬文庫所蔵

とう かい どう なみ き 東海道のマツ並木

安城市

指 定 区 分：市指定天然記念物（昭和45年3月16日指定）

員 数、指 定 面 積：安城市内の東海道一帯

所 在 地：安城市今本町ほか

所 有 者：安城市

管 理 者：安城市

保護活用にかかる事業費：1,000,000円

保護活動実施期間：マツクイムシ防除薬注入

補 助 金：-

委 託 団 体：-

保護・整備の報告書：-

条 例 ・ 規 則：- 公開状況：外観のみ

交 通 手 段：名古屋鉄道本線「新安城」駅から徒歩7分～50分

連 絡 先：〒446-0026 安城市安城町城堀30番地

安城市教育委員会 文化財課 電話：0566-77-4477

概要、指定理由：徳川家康は、慶長6年（1601）東海道に宿駅を定め、つづいて慶長9年（1604）には街道に一里塚を設置して道の両側に並木を植えさせた。さらに慶長17年（1612）の道路の補修、並木敷地等の定めをして街道を直接管理した。本市の東海道は市域北部を南北約5kmにかけて存し、明治期以降も重要幹線国道として管理が続けられてきたが、現在の国道1号線ができた後は市道に移管された。往時のマツ並木は近年の風害や枯死等のため、その数を減らしているが、現存する200本近くのうち大きいものは、樹齢200～250年と推定されている。

保 護 の 方 法：-

活 用 普 及 事 業：-

課 題：市道となった現在においても交通量が多く、アスファルト舗装等により根系への影響が見受けられ、それが腐朽の原因の一つにもなっている。また、維持管理についても市道であることから、文化財担当部局で行っていない。したがって、積極的な保護対策が取りにくく、風害等による倒木を回避するため伐採されてしまうことも少なくない。一方、昨今は沿線の土地利用の変更も多く、乗り入れ等にマツ並木が障害となるケースも増えてきているため、根本的な道路計画を検討しない限り、並木として保護していくことが困難になると想定される。



東海道のマツ並木全景



舗装工事と根系状況

た が じん じゃ しや そう 多賀神社の社叢

常滑市

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (昭和48年11月26日指定)

員数、指定面積: 11番地のうち3,189㎡

所 在 地: 常滑市荊屋洞ノ脇11番地

所 有 者: 多賀神社

管 理 者: 多賀神社

保護活用にかかる事業費: -

保護活動実施期間: 5月～9月 草刈り、下刈り

4月～3月 見回り

補 助 金: -

委 託 団 体: -

保護・整備の報告書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 常時公開

交 通 手 段: 国道247号線、西浦南小東交差点から南に140m

連 絡 先: 多賀神社 社務所

電話: 0569-34-2153

概要、指定理由: 社叢の構成樹種としてオガタマノキが数十株あること。愛知県はその北限・東限に近く、一樹林中にこのように多数育成するのは特記すべきことである。

保 護 の 方 法: -

活 用 普 及 事 業: -

課 題: 社叢中最大のオガタマノキが拝殿横にあるため、参拝者に地面を踏み固められる踏圧害により、樹勢が弱くなっている。



多賀神社の社叢近景

樹木医制度とは？

巨木・古木の保存活動に“樹木医”という肩書きを持った方が登場することがあります。このようなニュースを通して、天然記念物の保護に関わる者でなくても、樹木医という職業は随分広く知られるようになってきたと思います。樹木医とは一言で言うと樹木を診てくれる樹木のお医者さんです。でも、樹木医ってどういう資格？どのように取れるの？など、案外知らないのではないのでしょうか？

1 樹木医とは

樹木医は、樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家のことです。財団法人日本緑化センター（以下日本緑化センターと表記）が商標登録している資格で、日本緑化センターが実施する樹木医資格審査に合格し、登録されることによって初めて樹木医になることができます。医師や獣医師とは異なり、樹木医は民間機関による民間資格です。

2 樹木医制度のこれまで

樹木医制度は、林野庁の緑化推進施策の一環としてふるさとの樹保全対策事業が予算化され、平成3年度に日本緑化センターの新規事業として樹木医制度が始まりました。都市化の進展や樹木の生育環境の悪化により各地の巨木・古木の樹勢が衰え枯死するものが増え、樹勢回復・樹木の保護の必要性が求められるなか、樹木の状態を総合的に診断し処方箋を書ける総合医としての樹木医を養成しようというのが制度創設のねらいであったようです。平成4年には樹木医の会員組織である日本樹木医会も組織されました。

平成8年には民間技能審査事業認定制度に基づく農林水産大臣認定による樹木医認定事業となり、平成12年度まで実施されました。ところが政府の規制緩和方針により平成13年度以降は日本緑化センターの民間資格となりましたが、樹木医養成の考え方や募集、認定・登録の手続きなどはそのまま継承されています。なお平成9年に「樹木医」「日本樹木医会」が商標登録されました。また、樹木医の知名度の高まりを背景に今後の活躍が期待されることから平成14年度から研修受講者枠が80名から120名に拡大されています。

3 樹木医になるには

樹木医になるには、まず樹木医研修申込書と業務経歴証明書を提出し、筆記試験及び業績審査による第1次審査、次に講義と実習による研修、筆記試験及び面接による第2次審査が行われ、その結果に基づき樹木医審査委員会により合格者が決定します。

樹木医研修受講の応募者には樹木の診断、治療等に関する業務経験が7年以上という資格要件が求められます。これでは大学等で樹木医になる勉強をしても受講資格を満たすことができません。そこで学卒者等を対象とした樹木医補制度の創設が検討され、平成16年度から導入されました。この制度は、日本緑化センターが定めるカリキュラムを整備した大学等の教育機関が資格養成機関として登録し、履修科目の成績証明書を添えて日本緑化センターに申請することで、樹木医補として認定を受けるものです。これにより、樹木医補は1年以上の実務経験で樹木医研修受講資格を満たすことができるようになりました。

また、平成11年には樹木の保護育成に係る業務についていない者でも樹木の診断・治療に係る業務経験の実績を積むことができる「緑サポーター養成事業」という制度も整備されました。

4 樹木医のこれから

樹木医制度が創設されて20年。この間多くの樹木医が誕生していますが、活動状況や経験により技術能力に格差が生じているのではないかとの懸念があるようです。今後ますます巨木・古木の保護への関心が高まり、樹木医の活躍に期待が寄せられることでしょう。個々の樹木医の技術・知識の向上が図られることは勿論のこと、関係諸団体の連携により、診断・治療データの蓄積・樹木医全体の技術の向上及び標準化への取組みが図られ、巨木・古木の保護に活かされることを望みます。

（横井さつき：津島市教育委員会）



シラタマホシクサ群落

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (平成4年2月28日指定)

員数、指定面積: 32,332㎡

所 在 地: 豊橋市岩崎町字長尾・南山

所 有 者: 豊橋市

管 理 者: 豊橋市

保護活用にかかる事業費: 600,000円 (単年度)

保護活動実施期間: 通年

補 助 金: -

委 託 団 体: 葦毛湿原植生調査団・保護の会

保護・整備の報告書: 愛知県1978『葦毛湿原調査報告書-1978-』

豊橋市教育委員会1990『葦毛湿原調査報告書』、1994『葦毛湿原調査報告書Ⅱ』、
2000『葦毛湿原調査報告書Ⅲ』、2005『葦毛湿原調査報告書Ⅳ』、2010『葦毛湿原調
査報告書Ⅴ』

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 随時見学可能

交 通 手 段: 豊橋駅より豊鉄バス飯村岩崎線「岩崎・葦毛湿原」下車、徒歩15分。駐車場有。

連 絡 先: 〒440-0801 豊橋市今橋町3-1

豊橋市美術博物館 電話: 0532-51-2879

概要、指定理由:

(1) 現状

葦毛湿原は、愛知県と静岡県の県境をなす弓張山地の西側山麓、標高凡そ70m前後の傾斜面に成立した湿原である。約25度の傾斜をもつ後背山地が、8度乃至4度の緩傾斜地に移行する遷移点に当たり、流下する雨水や湧水によって常時豊かな水分に恵まれている。湿原の中心部の基盤はチャートで、その上を黒色のシルト・粘土層が薄く掩っており、したがって帯水層の厚さはきわめて薄く、地下部に植物遺体の堆積をもっていない。植相の上から見ると湿原内各所にオオミズゴケが生育し、併せて遺存寒地植物とみられる北方系の植物も温存しており、一見、高層湿原の様相もみせるが、地下部に厚い泥炭層をもつ高層湿原とは明らかに異なっており、一方、低地の河川域にみられる河川湿原や、平地の凹みに生ずる平地湿原等ともそのフロラ構成の上で異なっており、よく中間湿原の名で呼ばれる、きわめて特徴ある湿原となっている。現在のところ豊富な水分条件と、今までに人為による攪乱もあまりうけなかったために、湿原の自然状態は比較的良好に保たれている。

現在、行政上の保護としては、石巻山多米県立自然公園の中に含まれており、なお昭和62年11月26日付で豊橋市指定の天然記念物となっている。地元研究者による研究報告書も多数出版されている。

(2) 湿原の特徴

湿原及びその周辺には約250種の植物が生育しており、その中には分布の上できわめて貴重な種も含まれている。例えば周伊勢湾地域に固有なミカワバイケイソウ、シラタマホシクサ等、また周伊勢湾地域を主たる産地としている準固有的な植物としてミカワシオガマ、ミカワシンジュガヤ等、和名にミカワの名を冠した植物も生育している。また氷期に低緯度地域まで分布した寒地系の植物で、その後の地球の温暖化にもかかわらず、冷涼な湧水地域のみ取り残されたと考えられる。いわゆる遺存寒地植物の例として、ヌマガヤ、ミカズキグサ等があり、これらは湿原内群落の主要な構成要素となっている。その他、湿原を彩るものとしてサギソウ、カザグルマ、ミズギク、ミズギボウシ等も生育し美観を呈する。また食虫植物もモウセンゴケ、コモウセンゴケ、イシモチソウ、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、タヌキモの仲間等、種類が多い。動物相においても、ハッチョウトンボ、ヒメヒカゲ、その他約200種の昆虫、鳥類としても約50種が記録され、自然度の高い豊かな生態系が成立している。

(3) 湿原の貴重性

県内はもとより、全国的にみても湿原という一つの自然植生は急速に消滅しつつある。湿原というのは今までに何の生産価値も伴わなかっただけに放置され結果的に残り得たものであるが、現在では土木工事としても容易につぶすことができ、つぶせばすぐに役立つ土地に改変できるということ、それだけでなく湿原周辺の都市化で、水脈の切断、汚水の流入などで急速に失われてゆく。このような社会情勢下において、葦毛湿原は山麓傾斜地に成立して特徴ある湿原のタイプをもち、そこに豊富な生物相、わけでも植物相においては他地域にみられぬ国有的なもの、準固有的なものをも含む学術的にきわめて価値の高い湿原であり、指定することによって緊急に保護を図る必要があると考えられる。

(4) 指定についての留意点

湿原の存続はそれを取りまく環境の微妙なバランスの上に成り立っており、水分一つとっても年間を通じて、水量の上からも、水温の上からも、また水質的にも恒常性が保たれる必要があり、保護については慎重な配慮が望まれる。

- (ア) 植物の持ち去り、又は他からの持ち込みの厳禁、そのためには巡視、監視体制を確立する。
- (イ) 学術研究、教育、知的レクリエーションの対象として利用されるべきで、単になる観光資源として徒な誘客行為を避ける。
- (ウ) 来訪者の利便のための過剰施設を作らない。
- (エ) 湿原内の水路の再確認。

- (オ) 湿原周辺の環境維持、殊に湿原に接し水源となっている後背地国有林への配慮要請。
- (カ) 湿原は動的な存在で、乾燥化に伴う侵入植物の繁殖は避けられない自然現象であるが、湿原の現状保持のためには、慎重かつ適当な排除や手当が必要であり、地元研究者の協力のもとに処置されるべきである。

保護の方法:

本湿原は、常時公開による市民への周知をはかることで、保護意識の醸成を進める方針がとられている。湿原自体の管理は文化財保護サイドが主体となるが、木道や解説板・駐車場・トイレなどハード面の整備は市商業観光課が行っている。文化財保護サイドでは年2回、夏と冬に植生回復作業を行ない、乾燥化の象徴ともいえるマツやイヌツゲの伐採、ヌマガヤの除去作業のほか、外国産植物や持ち込み種の抜き取りを随時行っている。またパンフレットを作成したほか、注意看板も設置し、見学者のマナー向上を目指している。

活用、普及事業:市民への周知と保護意識の醸成を目的に、春（4月）と秋（9月）に観察会を開催しており、市の広報ほかで参加を呼びかけている。

課題:植生回復作業の中心となっている保護の会の会員数が減少し、高齢化しているため、今後保護活動を担っていただける方を確保して行くことが課題になっている。

指定等の経緯と保護・活用までの道程:

- 1965年 湿原の重要性を認識した地元研究者らが湿原の一部を購入。
- 1967年 豊橋山岳会により遊歩道が設置。
- 1974年 解説板、案内板、ベンチ等が設置。
- 1976年 県により遊歩道沿いに保護柵が設置。
- 1985年 長尾池の北側に接して、ベンチ・植栽・フェンス等が設置され、「憩いの広場」が完成。
- 1987年 湿原が公有地化され、11月26日に豊橋市指定天然記念物に指定。
- 1992年2月28日 愛知県指定天然記念物に指定。
- 1995年 葦毛湿原パンフレットを作成。
- 1995年 葦毛湿原保護の会が結成される。
- 2009年 新しい葦毛湿原パンフレットを作成、配布開始。
- 2010年 愛知県指定天然記念物「葦毛湿原」展－里山の多様な生物と人間－を開催（豊橋市美術博物館）
- 2010年 『写真集愛知県指定天然記念物 葦毛湿原の記録』を刊行

専門委員会と職員体制:専門委員会はなし、職員は植生回復作業等に随時参加。

現在の管理体制:豊橋市教育委員会教育部美術博物館が管理を担当し、植生回復作業や植生調査を植生調査団に委託して行っている。この他、保護の会等による自主的なパトロールが行われている。



観察会



植生回復作業



トキシウ



ノカンゾウ



ミカワバイケイソウ



クロミノシゴリ



トウカイコモウセンゴケ



ミズギク



シラタマホシクサ

葦毛湿原の植物

いっ ちよう だ しつ ち しょく ぶつ ぐん らく 壱町田湿地植物群落

武豊町



壱町田湿地植物群落（B湿地風景）

植物／湿地・湿原

指 定 区 分：県指定天然記念物（昭和59年3月30日指定）

員数、指定面積：11,000㎡

所 在 地：愛知県知多郡武豊町字壱町田90番地2

所 有 者：知多郡武豊町

管 理 者：知多郡武豊町

保護活用にかかる事業費：693,000円（単年度）

保護活動実施期間：通年

補 助 金：-

委 託 団 体：壱町田湿地を守る会

保護・整備の報告書：武豊町教育委員会『壱町田湿地植物群落調査報告書（1990）』

条 例 ・ 規 則：-

公 開 状 況：年5回のみ（7月から9月の期間で）

交 通 手 段：名鉄電車=上ヶ駅（普通のみ停車）から3km、徒歩40分、
武豊駅（特急停車）から4km、徒歩55分、タクシー利用可
JR武豊駅から4.5km、徒歩60分、タクシー利用可

連 絡 先：〒470-2336 武豊町字山ノ神20番地1
武豊町歴史民俗資料館 電話：0569-73-4100

概要:

(1) 現状

壱町田湿地は、武豊町の北西部に位置し、海拔40～50mのなだらかな丘陵地帯にあり、周辺は昭和30年代前半の沿岸埋め立て用土取り場として採土され、その地形は急変しました。

昭和57年から武豊北部地区89haが農業基盤整備事業として農地開発されるにあたり、武豊町は湿地を含む11,000㎡を保護地に指定し、周囲がフェンスで囲われ貴重な植物群落を保護しています。

(2) 湿地の特徴

湿地（保護地）の自然環境は、クロマツ・ヒサカキを中心とした樹木が周辺を囲み、中央には小さな沢があって、低温弱酸性の湧出水が流れています。

中心となるA・Bの面積は合せて570㎡ほどで、その中に国内稀産のシロバナナガバノイシモチソウと東海地区特産種で、一時は絶滅したといわれていたヒメミミカキグサをはじめモウセンゴケ・トウカイコモウセンゴケ・ミミカキグサ・ホザキノミミカキグサ・ムラサキミミカキグサの7種類の食虫植物のほか、カモノハシ・ノグサ・ミカワシンジュガヤ・サワヒヨドリ・サワシギク・ハルリンドウ・オオミズゴケ・ショウジョウバカマ、三河湾・伊勢湾特産のシラタマホシクサ・寒冷地性のイワショウブ・ヌマガヤ・ウメバチソウ・ミズギクなどが生育しています。

沼地状のD湿地には、ミズギボウシ・コウホネ・ヒメコウホネ・イなどの水生植物が生育しています。また、保護地内には絶滅の恐れのあるカキラン・キンラン・エビネなども見られ、愛知県内とその周辺及び兵庫県の一部にしかないといわれる水辺の昆虫ヒメタイコウチが生息しています。

(3) 指定までの経過

壱町田湿地では、多くの有識者により自然環境保全調査や樹木・草木の調査が行われ、湿地そのものは小面積ですが低温酸性の湧水を生ずる地形、地質も特異であり、国内でも稀産種の7種類の食虫植物をはじめ東海地方特有の植物や寒冷地性の植物群が混生する特色ある地域と確認され、自然保護の重要性を認識しました。

武豊町は調査結果を基に保護策を検討し、湿地を守るため11,000㎡の周囲をフェンスで囲い、保護地に指定し、昭和59年3月30日に県指定天然記念物に指定されました。また、残された自然を保全していくため、壱町田湿地は平成11年2月26日には「愛知県自然環境保全地域」の指定も受けています。

(4) 湿地保護とボランティア活動について

①湿地の保護活動は県指定と同時に保存会（現名称：壱町田湿地を守る会）が結成され、一般公開日の見学者への対応や毎月1回程度の作業を行っています。作業の主な内容は、草取りや植物の害虫であるトリバガなどの害虫駆除、湿地の清掃等を行っています。また、年1回の研修会や湿地サミットへの参加などにより研鑽を積んでいます。

②さらに、壱町田湿地には「壱町田湿地小・中学生ボランティア体験学習の会」も活動を始め、自然保護の大切さを学ぶ場所として、環境教育の場として湿地を活用しています。また同時に「教職員ボランティア」も組織され小・中学生の活動のサポート役を担っています。

この小・中学生が将来、湿地保護の一員となるよう希望しています。



小・中ボランティア作業風景

③保護活動の課題としては、当面保護活動を担ってくれる湿地を守る会の会員確保が困難であること。循環用に使用しているため池に粉状の有機堆積物がたまってきたので除去し、水質環境の保全を図る必要があります。

(5) 一般公開について

一般公開は毎年5回（7月から9月の間）のみ公開をしています。

公開時には、湿地を守る会の会員が湿地植物などの解説役をつとめ、小・中学生が受付や案内役を受けもっています。



一般公開風景（B湿地）

- ※・公開時間は午前9時～午後2時30分
（ただし、入場は2時まで）
- ・入場無料
- ・駐車場あり（40台）
- 〈雨天中止〉

(6) 壱町田湿地における施策及び工事内容について

- 1983年 町指定文化財（天然記念物）に指定
- ♪ 第1期フェンス工事
- ♪ 壱町田湿地植物群落保存会結成
- 1984年 県指定天然記念物に指定
- ♪ 第1期観察路設置工事
- ♪ 第1回一般公開の実施。（8月11から9月24日までの9日間）=現在は5日間
- 1985年 第2期フェンス工事
- 1986年 湿地植物説明板設置
- 1987年 便所設置工事（指定地域外）
- 1988年 湧水対策工事
- 1990年 壱町田湿地調査報告書作成
- ♪ 第2期観察路改修工事
- 1992年 壱町田湿地植物群落研究会（名称変更）結成
- 1997年 第3期観察路改修工事
- ♪ 湿地植物説明板設置（坂文種報徳会の資金活用）
- 1998年 県自然環境保全地域の指定。（平成11年2月26日指定）
- 1999年 第8回湿地サミット武豊町で開催
- 2000年 壱町田湿地を守る会（名称変更）結成し、現在に至る
- 2001年 愛知県の「農村自然環境整備事業」=ビオトープ事業でフェンス全面改修工事、腐葉土除去工事の実施。
- ♪ 「壱町田湿地を守る小・中学生ボランティア体験学習の会」開始。
同時に「壱町田湿地を守る教職員ボランティア」も結成。

- 2003年 愛知県の「農村自然環境整備事業」=ビオトープ事業で
湿地西側駐車場整備工事の実施。
湿地の環境管理のため百葉箱の設置
- 2004年 愛知県の「農村自然環境整備事業」=ビオトープ事業で
雑木林内の間伐工事実施。



ササユリ



シロバナナガバノイシモチソウ



ヒメミミカキグサ



シラタマホシクサ

主な湿地の植物

くろ かわ しつ ち しょく ぶつ ぐん らく 黒河湿地植物群落

田原市

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (昭和46年2月8日指定)

員数、指定面積: 5,462㎡

所 在 地: 田原市大久保町黒河

所 有 者: 田原市

管 理 者: 田原市

保護活用ににかかる事業費: 毎年 管理委託料120,000円 湿地内除草222,772円 (H21年度) 駐車場借地

保護活動実施期間: 1月～2月 湿地内除草 5・6・9・11 駐車場草刈り

毎月 1回 巡回 (地元老人会)

補 助 金: -

委 託 団 体: 地元老人会 (指定地外周辺の駐車場、道路等草刈及び巡回)

保護・整備の報告書: 田原町教育委員会『愛知県指定天然記念物 黒河湿地植物群落植生調査報告書 (1992)』

田原市教育委員会『黒河湿地植物群落植生調査報告書 (Ⅱ) (2007)』

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 遊歩道からの観察

交 通 手 段: 豊橋鉄道渥美線 三河田原駅下車 ぐるりんバス大久保線極楽下車 徒歩15分

豊鉄バス伊良湖支線 黒河下車 徒歩5分

連 絡 先: 〒441-3492 田原市教育委員会 文化財課

田原市田原町南番場30番地1 電話: 0531-23-3635

概要、指定理由: シデコブシ・シラタマホシクサなどこの地方に特徴的な湿地植物が見られる。特に寒冷地植物のヤチヤナギの生息地として貴重である。またトウキョウサンショウウオ、ハッチョウトンボなどの動物が生息する。このような湿地が低地であるのは珍しい。

保護の方法: 指定地周囲を柵等で囲んでいる。遊歩道を設置し、湿地内に足を踏み入れないように保護している。平成元年の大雨により、湿地内に大量の土砂、隣接の住宅からの排水が流れ込み、帰化植物などの植物が湿地内に入り込んだ。そのため、土砂を取り除く工事を実施した。

活用普及事業: 『愛知県指定天然記念物 黒河湿地植物群落』リーフレット (初版2005 改訂2006)

課 題: 近隣地域はもとより、広く田原市民にも親しまれているものの、十分な保全状態となっておらず活用されているとは言い難く、また活用方法を検討する必要がある。

比較的自由に見学できるので、心無い見学者の湿地への悪影響が心配される。特に、夏のハッチョウトンボ飛来の時期には、撮影のため湿地内に三脚を入れるカメラマンが見られる。また、湿地植物の貴重さの認識が乏しいため、湿地に生える植物を無造作に触るなどの行為が見られる。これらは、短期的には注意看板の整備、監視等の強化地、長期的には地道な普及活動が必要になろう。保護の方法については、草の除去が行われているのみであるが、保存管理計画等を作成し、計画的に実施するとともに、その成果を検証する必要がある。



シラタマホシクサ群落



モウセンゴケの花



理想的な湿地の状態



夏の湿地

植物／湿地・湿原



湿地内のようす 遊歩道

とう しち ばら しつ ち しょく ぶつ ぐん らく 藤七原湿地植物群落

田原市

指 定 区 分:市指定天然記念物 (平成3年3月22日指定)

員数、指定面積:5417.67㎡

所 在 地:田原市田原町字衣笠・椿沢

所 有 者:個人

管 理 者:田原市

保護活動にかかる事業費:毎年 管理委託120,000円 除草委託70,172円 (H21年度実績)

借地料 431,896円

保護活動実施期間:1月～2月 湿地内の草刈 5・7・11・3 駐車場草刈り

毎月1回 見回り

補 助 金:-

委 託 団 体:地元自治会

保護・整備の報告書:『藤七原湿地植物群落調査報告書』(1994)

『藤七原湿地植物群落調査報告書(Ⅱ)』(2005)

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:遊歩道を設置

交 通 手 段:豊橋鉄道渥美線 三河田原駅下車 ぐるりんバス西部線 藤七原湿地前 下車

連 絡 先:〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市教育委員会 文化財課 電話:0531-23-3635

概要、指定理由:衣笠山の東北斜面に成立した湿地で、チャートの礫が堆積し、そこはシデコブシ群落中心の低木林になっている。所々にヌマガヤ群落、ヒトモトススキ群落があり、ヌマガヤ群落にはミズギク、ノハナショウブ、サワシロギクなども自生する。シデコブシの株数は1500余を数え、群生地として有数の規模を誇る。

保護の方法:指定地内に遊歩道(コンクリート擬木による足場)、柵(コンクリート擬木とロープ)等を設置し、湿地内に直接立ち入れないように保護している。地元の地区に監視を委託し、異状時には連絡を受ける。

活用普及事業:藤七原湿地植物群落リーフレット(初版2005 改訂2006)を発刊。駐車場を借地で整備している。遊歩道の設置により、気軽に指定地内の湿地の見学が可能である。また、看板を設置し、湿地の植生の説明、それぞれの植物の開花時期などを紹介している。シデコブシ開花時の3月中旬から4月上旬には見学者が多く訪れる。周辺の山は県内のハイカーに人気が高く、湿地もコースに組み込まれている。

課 題:無条件に開放しているため、心無い見学者による湿地への悪影響(撮影のために湿地内に立ち入るなど)がある。またシデコブシのみに関心が寄せられているため、管理委託している地域との温度差があり、湿地全体の保護として偏りがある。湿地の価値を再整理し、保護・整備の方法について見直す必要がある。

地域にとっても誇りと愛着がある湿地なので、活用面での協同が必要である。



藤七原湿地植物群落遠景

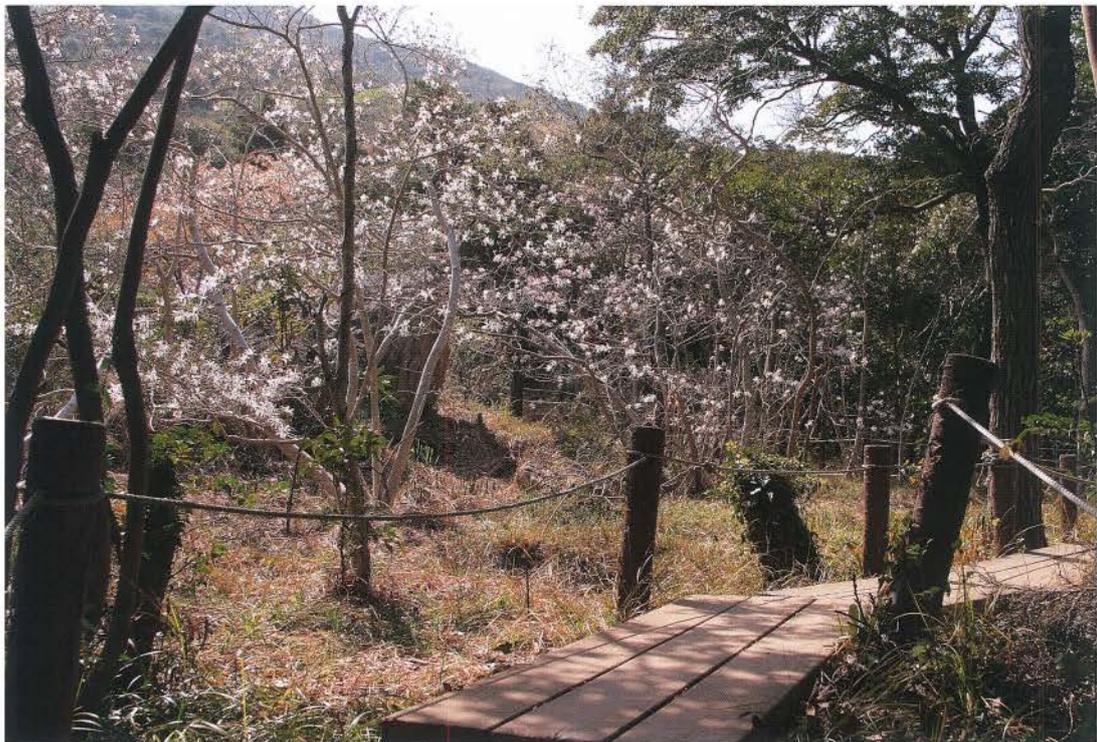


湿地入り口に整備された看板

植物／湿地・湿原



駐車場 ベンチも設置してある



湿地内のような 遊歩道とロープ

なが やま しつ げん
長の山湿原

新城市

指 定 区 分:県指定天然記念物 (昭和48年11月26日指定)

員数、指定面積:44,084.23㎡

所 有 者:新城市

管 理 者:新城市

保護活用にかかる事業費:毎年 163,000円 + a

保護活動実施期間:1月～2月 草刈り、柵杭の更新
4月～3月 見回り

補 助 金:-

請負団体・業者:作手自然愛好会、個人

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:外観のみ (指定地内は立ち入り禁止)

交 通 手 段:東名高速道路豊川ICより国道301号を經由して車で60分

連 絡 先:〒441-1392 新城市字東入船 6 - 1

新城市教育委員会 文化課 電話:0536-23-7655

概要、指定理由:標高500m前後の高原地帯に分布し、中間湿原の特徴をよく示すものである。また、ここに生息する動植物にも分布上貴重種が多い

保 護 の 方 法:指定地周囲に柵等で囲み、湿原内を保護している。

活用普及事業:-

課 題:活用方法を検討する必要がある。

植物 / 湿地・湿原



湿原の近景

指 定 区 分:市指定天然記念物（平成15年7月1日指定）

員数、指定面積:2,290㎡

所 在 地:豊明市沓掛町大狭間、皿池上

所 有 者:個人

管 理 者:豊明市

保護活動にかかる事業費:毎年 682,000円（借地料）+ a

保護活動実施期間:年中 除草作業、見回り等

補 助 金:-

委 託 団 体:豊明二村山自然観察会

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:8月および9月の数日間一般公開を実施

交 通 手 段:名鉄前後駅より名鉄バス勅使台口下車徒歩10分

連 絡 先:〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1

豊明市教育委員会 生涯学習課 電話:0562-92-8317

概要、指定理由:

東海層群矢田川累層の砂礫層に涵養された湿地で、昭和40年代頃より放棄水田となり湿地化し現在に至る。湿地にはトウカイコモウセンゴケ・モウセンゴケ・ミミカキグサ・ホザキノミミカキグサなどの食虫植物やシラタマホシクサ・ミズギボウシなどの地方固有種、ミカツキグサ・イボミズゴケなどの北方系の種など様々な湿地植物が生育している。また、水生昆虫のヒメタイコウチ・タイコウチや世界最小の部類に入るハッチョウトンボをはじめとした約25種類のトンボ、メダカ、イモリ、ドジョウ、アメリカザリガニ、イシガメなどの動物も生息しており、市内に僅かに残る貴重な湿地である。

保 護 の 方 法:指定地周囲を柵等で囲み、湿地内を保護している。

活 用 普 及 事 業:-

課 題:平成21年より一般公開を開始したが、市民へのPRや市内小中学校への教材としての活用などソフト面での充実が必要である。湿地までの通路および観察橋、防護フェンスなど老朽化等による改修が必要である。また、周辺の開発による湿地内への影響、地下水の確保などの問題もある。



湿地の近景



シラタマホシクサ

いた やま たか ね しっ ち
板山高根湿地

阿久比町

指 定 区 分:未指定

員数、指定面積:11,560.04㎡

所 在 地:阿久比町

所 有 者:個人

管 理 者:阿久比町

保護活用にかかる事業費:毎年度 約1,500,000円

保護活動実施期間:通年

補 助 金:-

委 託 団 体:-

保護・整備の報告書:『高根湿地自然環境基本調査報告書 (平成13年度)』

『高根湿地自然環境基本調査報告書 (平成14年度)』

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:年数回の観察会のみ

交 通 手 段:-

連 絡 先:〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50

阿久比町教育委員会 社会教育課 電話:0569-48-1111

概 要:湿地周辺の地質は水を通しにくい常滑層を基層とし、その上に水を通しやすい加木屋層が分布している。そのため、降雨が加木屋層に浸透し、地下水層を形成し、不透水層である常滑層の上面を地下水が流れる。その結果、低地部に湧水し、平坦面に停滞することで湿地帯を形成している。また、ハッチョウトンボやシラタマホシクサなど貴重種が生息している。

保 護 の 方 法:周囲をフェンスで囲み保護し、湿地内はボランティアが、草刈等をしている。

活 用 普 及 事 業:原則非公開ではあるが、夏(7月)と秋(9月)に観察会を開催し、町の広報等で参加を募集している。

課 題:今後、湿地をどのように保護していくかを検討中。



板山高根湿地の近景



ハッチョウトンボ

曬稿の松（国指定天然記念物）

昭和8年4月12日指定 昭和38年4月24日指定解除

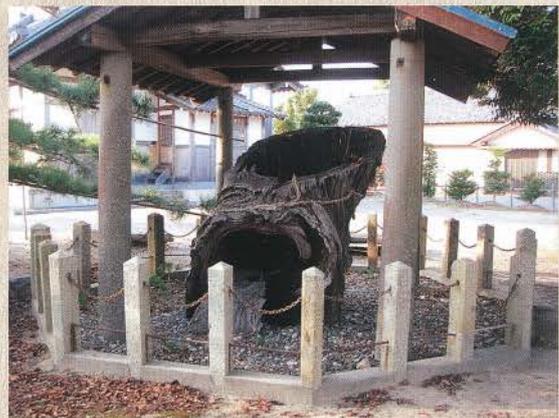
吉良町大字中野の曬稿社境内にはかつて、曬稿の松（通称中野の大松）と呼ばれるクロマツの巨木があった。慶安三年（1650）の検地水帳に「毘沙門ノ松」の記載があり、江戸時代から樹形の美しい名松として知られていた。

幹の地上約1.8mのところから東南へ直径4.5mの大枝が横に向かって伸びており、主幹は地面と30度の角度をなして約3m伸びた後、屈曲、蛇行して四方へ枝を分かちながら梢に至る。幹は目通り径約6m、樹高13m、枝の広がりこずえは東西31m、南北29mの範囲に及んだ。

曬稿の松は地元住民が支柱を設置するなどして大切に保護されてきたが、昭和32年の集中豪雨で大枝が裂ける被害が生じ、費用捻出のために「曬稿松保存会」が結成された。昭和34年の伊勢湾台風、36年の第二室戸台風によって枯死が決定的になり、昭和37年に伐採され、現在も切株が現地に保存されている。



曬稿の松 昭和初期の絵はがき



曬稿の松切株（現在）

■勝楽寺のクロマツ（県指定天然記念物）

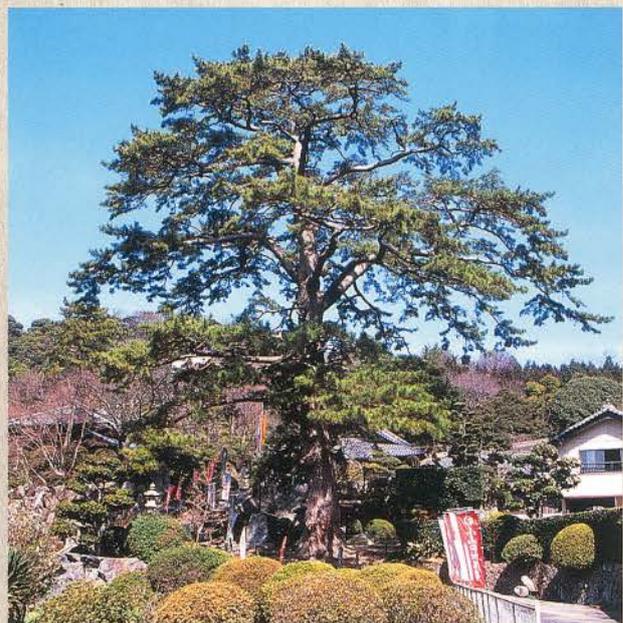
昭和43年7月12日指定 平成18年2月10日指定解除

足利尊氏のお手植えとの伝承をもち、枯死前には当時東海地方一といわれた大松であった。根回り7.8m、目通り5.3m、樹高約30mで、幹は力強くほぼ垂直に伸びていた。

平成9年に樹勢に衰えがみられたため、林進岐阜大学教授（当時）の指導を得て、平成10年に県費補助事業として保護増殖処置を実施した。幹から半径8m以内のアスファルト・石垣等を撤去し、土壌を入れ替え植物活性剤の散布を行って、根系の育成を図った。この処置の結果、樹勢は回復したが、平成16年の秋ごろから葉の色に衰えが見えはじめ、枝先から枯れた枝が目立つようになった。その後、樹勢回復処置を行ったものの葉の変色が止まらず、平成17年夏には樹木のほぼ全体の葉が茶色の状態となり、平成19年1月19日に伐採処分となった。

勝楽寺のクロマツは、記録が確認できたところでは平成3年度以降、毎年マツクイムシ防除のための薬剤樹幹注入が実施されてきた。専門家からは、度重なる薬剤注入のための穴が幹を傷つけ、樹木に悪影響を与えた可能性が指摘されている。特に老松の場合には損傷部分の回復に時間がかかる場合があり、薬効が長い薬剤を選択するなどの注意が必要と思われる。

（三田敦司：吉良町教育委員会）



こ つつみ にし いけ ぐん らく 小堤西池のカキツバタ群落

刈谷市



カキツバタ群落

指 定 区 分:国指定天然記念物(昭和13年8月8日及び昭和47年11月24日)

員数、指定面積:小堤西池20,330㎡、東側丘陵地43,114.3㎡

所 在 地:刈谷市井ヶ谷町小堤西

所 有 者:刈谷市

管 理 者:刈谷市

保護活用にかかる事業費:5~6,000,000円(単年度)

保護活動実施期間:通年

補 助 金:-

委 託 団 体:小堤西池のカキツバタを守る会

保護・整備の報告書:刈谷市教育委員会『小堤西池カキツバタ群落調査報告書Ⅰ~Ⅻ』、
『小堤西池カキツバタ群落の20年』

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:随時見学可能

交 通 手 段:名鉄バス(名鉄知立駅前から)「三好」又は「日進駅」行きで「上ノ郷」バス停で下車、
池まで徒歩10分。

刈谷市公共施設連絡バス(無料)

「西境線」で「洲原公園北口」下車、池まで徒歩15分。

連 絡 先:〒448-8501 刈谷市東陽町1-1

刈谷市教育委員会 生涯学習部 文化振興課 電話:0566-62-1037

概要、指定理由:

(1) 現状

小堤西池は刈谷市井ヶ谷町の東側、南北にはしる洪積層の丘陵の西のふもとにある面積20,330㎡の水田かんがい用の池で、京都・太田の沢、鳥取・岩美町の唐川と並び国の天然記念物に指定された日本三大カキツバタ自生地の一つである。

小堤西池にはカキツバタをはじめ水生・湿生の植物が数多く自生している。また、多くの動物の生息も確認され、刈谷市内でもっとも自然が豊かな地域として、とくにカキツバタの開花期には市内外から多くの人が見学に訪れる。

「小堤西池のカキツバタを守る会」が池の除草作業をはじめとする保護活動を継続的に行っているほか、専門家による「小堤西池カキツバタ群落保存対策調査委員会」が群落の調査を続けている。

その調査の結果、近年の周辺環境の変化により、豊かだった動植物相に減少傾向がみられるようになってきた。このため刈谷市教育委員会では「小堤西池カキツバタ群落保存管理計画」を策定し、群落の保存に努めている。

(2) 小堤西池の特徴

小堤西池には、カキツバタをはじめ多様な水生・湿生植物が生育している。3月にはカキツバタは枯れた葉の間から新芽をのぞかせる。通常5月上旬に開花がみられるが、花の最盛期は5月中、下旬。6月上旬には池の北側の岸辺でハナショウブの原種であるノハナショウブが咲き出す。6、7月頃に目立つ花は池の北東部でみられる橙赤色のノカンゾウである。8月、池の東南部では淡青色のミズギボウシの花が咲き出す。秋にはスイランの黄色の花が池の各所でみられる。

また、小堤西池にはゆたかな自然が残っているため、数多くの動物も見られる。池やその周辺にはカルガモ、サギの仲間、ケリ、キジなどの野鳥がすんでおり、その他、池にはメダカ、カメ、カエル類、オオタニシなどがすみ、トンボ類も多く見られる。また、池の土手や湿地にはマムシがいるので注意が必要である。

この池のカキツバタ群落は我が国で他に例をみない大規模なもので、大変貴重なものである。しかし最近、この池から姿を消す植物がみられるようになってきており、現在カキツバタ群落と池の周辺に残る希少植物の保存・復元に取り組んでいる。

(3) 指定の経緯と保護・活用までの道程

小堤西池は日本のほぼ中央部にあって、カキツバタ分布の中心帯に位置する。この地方に多くあった湿原、池沼帯のなごり、生きのびる姿として学問的に貴重であり水湿地固有の植物を保護する意味で、昭和13年8月、国の天然記念物に指定された。その後、昭和30年代はじめまで放置され、池の南西部一帯にアンペライが大繁殖してカキツバタをおおいかくすほどひろがったが、昭和36年以来、地元の中学生、青年団員ほか多くの人々の努力でアンペライ退治がすすめられ、昭和51年から「小堤西池のカキツバタを守る会」をはじめ多くのボランティアがヨシ、アンペライなどの除去にあたり、カキツバタ群落がみごとに復活した。

東側丘陵地は、標高約17mの池の面から高低差約20mの斜面をコナラ林や竹林などが覆っている。小堤西池には用水は流入しておらず、この丘陵地等に降った雨の表流水、地下水が池の主な水源となっている。刈谷市は国・県の助成をえて、池の水源であるこの東側の丘陵斜面約43,000㎡の買収をし、昭和47年に国の追加指定をうけ保護している。

小堤西池から南に続く洲原公園一帯は昭和45年6月に県の衣浦東部都市計画風致地区に指定された。また昭和53年3月には、小堤西池と東側丘陵地の約5.83 ha が県の自然環境保全地域にも指定された。

(4) 保護活動について

小堤西池のカキツバタ群落は天然記念物であるので必要以上には手をかけず、できるだけ自然のまま維持できるように「小堤西池のカキツバタ群落保存管理計画」に基づき、カキツバタばかりでなく小堤

西池や東側丘陵地の多様な動植物を守るため活動をしている。

保護活動には多くのボランティアの協力をえて、調査委員会の指導のもと主に次のことを実施している。

①池内におけるヨシ、アンペライなど必要最小限の除草作業

②池の水源として重要な東側丘陵地を適正に管理・保全するための竹等の伐採

(5) 活用・普及事業

カキツバタの開花時期には守る会のメンバーが見学者に対して案内や説明を行っている。また、近年はカキツバタの開花時期に普段は立ち入りを禁止している東側丘陵地に入って、池や丘陵地を見学する自然見学会を試験的に実施している。

(6) 課題

長年にわたる継続的な調査・保護活動にもかかわらず、池の豊富な動植物相は年々失われ単純化の傾向を示している。また近年の池水の減少や丘陵地における竹の繁茂が植生や動植物相へ及ぼす影響が懸念されている。

保護体制として守る会、調査委員会ともに高齢化が進んでいるため、新規会員の開拓や後進の育成が早急に求められている。

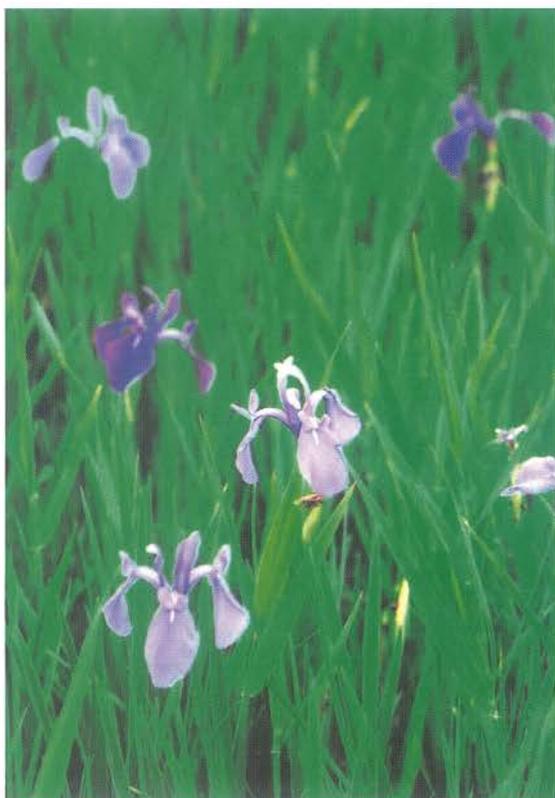
(7) 保護・活用の専門委員会と職員体制

昭和59年には専門家による「小堤西池カキツバタ群落保存対策調査委員会」を設立しており、植物群落の生態、水質等の保全に関する調査研究を行っている。

職員は調査委員会と守る会との連絡調整や保護活動に随時参加している。

(8) 現在の管理体制

刈谷市教育委員会文化振興課が管理を担当し、除草作業や丘陵地の整備、開花時期の案内などを「小堤西池のカキツバタを守る会」に委託して行っている。除草作業や丘陵地の整備には多くの市民・企業ボランティアの協力もえている。



カキツバタ



小堤西池



指定の標柱と表札



ノハナショウブ



カンガレイ



ミズギボウシ



ノカンゾウ



スイラン



ヒレタゴボウとモンシロチョウ



ウチワヤンマ



ダイサギ



チョウトンボ

写真提供：浜島繁隆、鈴木達夫（小堤西池カキツバタ群落保存対策調査委員）他

とよ あけ
豊明のナガバノイシモチソウ

豊明市



植物／群落・自生地

指 定 区 分:県指定天然記念物（昭和43年11月4日指定）

員数、指定面積:277㎡

所 在 地:豊明市沓掛町小廻間

所 有 者:豊明市

管 理 者:豊明市

保護活用にかかる事業費:500,000円 + α

保護活動実施期間:通年

補 助 金:-

請負業者、委託団体:-

事 業 報 告 書:豊明市教育委員会「豊明市史 資料編補7 自然編」、平成15年

条 例 ・ 規 則:豊明市文化財保護条例、豊明市文化財保護条例施行規則

公 開 状 況:一般公開時のみ見学可（8月）

交 通 手 段:名鉄名古屋本線前後駅から名鉄バス乗車 勅使台下車徒歩15分

連 絡 先:〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1

豊明市教育委員会生涯学習課 電話:0562-93-8317

概要、指定理由:

(1) 現状

「豊明のナガバノイシモチソウ」自生地付近の丘陵地は、第三紀鮮新世の東海層群と第四紀更新世の八事層の境界付近に位置している。湧水に涵養される貧栄養地であるために、競争力の強い富栄養性の高茎草本には侵入されることなく、貧栄養的な環境でしか育たない食虫植物などの生活圏となったと考えられる。地表近くを水脈が流れる裸地に近い状態の所で、農耕的な価値の低い土地であったことから開発の手が入らず自然な状態が保たれていた。しかし昭和30年代以降、高度成長に伴う自生地付近の開発などによって水脈が断たれるなど湿地は減少していき、わずかに残るのみとなった。現在の自生地の状態は、年間平均気温16.1℃・最高気温37.1℃・最低気温-3.9℃である。(平成10年～19年、豊明市消防署調べ)。湧水が断たれた以降は、タンクに貯水し、タイマーで湧水時の状態を人工的に行っている。水素イオン濃度はpH7.0前後である。表土については、毎年、高茎植物・陸生植物の除去及び耕起をし、富栄養化した土壌を取り除き、ナガバノイシモチソウに適した貧栄養土壌にするため実権客土も部分的に実施している。客土は、八事層土のpH5.0を使い、発芽率も高い値を得ている。

(2) 形態

ナガバノイシモチソウは、湧水のある貧栄養湿地に自生するモウセンゴケ科の1年生食虫植物(Carnivorous Plants)である。学名はヘイシソウ目(Order Sarraceniales)モウセンゴケ科(Family Droseraceae)モウセンゴケ属(Drosera)ナガバノイシモチソウ(Drosera indica L.)という。

オーストラリア・インド・スリランカ・インドネシア・フィリピンなどに広く分布している。これらの熱帯地方では多年生で一年中成育し、地域によって花の色や植物体そのものにも変異が多い。オレンジ・ライラック・ピンク等があり、植物体も真っ赤になるタイプも発見されている。日本産のものは、白花と紅花であり、特に紅花は現在、本市と豊橋市(佐藤町)の2か所しか日本では確認されていない。白花については、宮崎県(川南町)、武豊町(壱町田)、千葉県(成東町)、栃木県(栃木市)などで手厚く保護されている。

本市のナガバノイシモチソウは、茎はほとんど分枝することなく単体で直立するか、アリノトウグサ・コケオトギリソウ・ヤマイなどの他の植物に寄り掛かり、10～35cmほどに成長し、表面は微毛が密生している。根は短く柔軟で淡い緑色をしている。葉は、茎に互生し、葉身は、3～10cmの長さで幅は0.5～3mmと細く先は尖っている。表面に腺毛が密生し、分泌する粘液は粘着力にすぐれ、かつ誘引臭を出し昆虫をおびきよせ捕虫する。裏面には腺毛はない。葉柄はよく観察しないと判別しがたいほどで5～15mmと短く腺毛はない。先に近い若い葉はシダの仲間のように巻いていて、成長とともに展開する。花茎は茎の途中に葉と対生するか、あるいは葉と葉の間に互生したように4～12cm伸び、茎に近い方から順次花を咲かせる。その数は5～10で平均1日おきに咲き、午前中で閉じてしまう(半日花)。花茎は1個体で3～5本を成長につれて伸ばす。花は径10mmほど、狭楕円形の萼片は5で外は短毛でおおわれている。淡紅紫色の五弁花は、へら状楕円形で長さ6～8mm、幅3～4mmである。雄しべは5本で3～5mm、葯はやり形をしている。卵円状楕円形の子房は高さ1.5～2.0mm、花柱が3本あり、基部で2つに分かれ糸状になっている。先はじゅう毛状の柱頭で2mmほどである。果の弁片は円状楕円形であり3つに裂開する。種子は、卵円形で種皮は黒く表面は網目模様の凹凸があり、1つの果の中に平均140粒ほど入っている。

(3) 希少性および指定

ナガバノイシモチソウが自生できる環境は、低湿地であり、特に丘陵地と沖積地の接するところや地層が地表に露出しているところに多く現れる。また大部分の群生地は、規模も小さく、場所も数年から数十年で移動する。地質的には、湿原に見られる泥炭化した堆積は、あまり見られない。元来、ナガバノイシモチソウが自生してきた低湿地は、比較的人の生活域に近い割には湧水地を含むため湿度も高く、経済的

に利用価値の低い土地であった。しかし、高度成長期による都市化の波の中で、他の湿地とともに埋め立てられ、工場・宅地・公園等になってしまった。わずかに残された低湿地も、土地改良事業や排水路整備による水脈の切断等により乾燥化、生活雑排水の侵入による富栄養化等の影響を受け、低湿地をとりまく環境は、前途多難な現況にある。その中で大正9年愛知県発行の「愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告書」の中で豊明で自生するナガバノイシモチソウが報告されており、80年以上も前からナガバノイシモチソウの貴重性、紅花の希少性、及び保護の必要性が指摘されていたことと、昭和30年代頃からの自生地周辺の変化により絶滅の危機に瀕していたことから、昭和43年11月4日に愛知県指定天然記念物となり、保護されていくこととなった。

保護の方法: 1年を通して雑草の除去作業、水の管理のほか、冬期には土起こしにより埋土種子の発芽にも力を入れている。

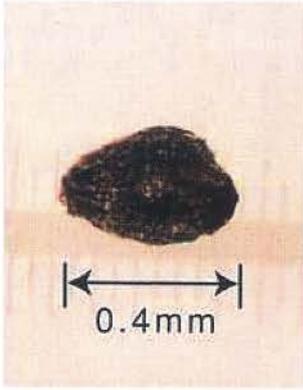
活用・普及事業: 市民への周知と保護意識の醸成を目的に開花最盛期である8月に一般公開を実施している。

課題: 今後保護活動を担っていただける後継者の確保。平成元年頃の株数激減の打開策として取り入れた組織培養の個体に起因するとみられる奇形種の増加と、クローン個体による遺伝子の多様性の崩れに対して自然の状態に戻す作業が課題となっている。

指定等の経緯と保護・活用までの道程:

- 1920年 愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告書で報告される。
- 1922年 中野久仁彦氏（元市文化財保護委員）が小学校1年生の時、小廻間湿地で見る。
（「教育愛知」より）
- 1924年 豊明村史において「長葉茅膏菜」という名で紹介される。
- 1940年 植物学者牧野富太郎博士が豊明のナガバノイシモチソウを見るために来村する。
- 1968年 11月4日に愛知県指定天然記念物に指定される。
自生地保護のため防護フェンスを設置する。
- 1975年 指定地内外の雑草の伐根と張芝、フェンス扉の補修及び木造の観察橋を設置する。
- 1978年 一般公開（第1回）を実施する。（8月19～23日の5日間、計144名）
- 1981年 観察橋老朽化に伴う修理工事を実施する。
- 1982年 自生保護地について所有者（5名）より寄付を受ける。
- 1989年 増殖研究を民間業者へ委託し、組織培養による補植を実施する。
- 1990年 貯水タンクを設置し、タイマーによる自動給水を開始する。
- 1991年 観察橋の修理を実施するとともに、パンフレットを作成する。
- 1997年 組織培養による弊害とみられる多弁花が目立ち始める。
遺伝子解析によるクローン個体の除去を開始する。
- 2000年 観察橋の修理を実施する。
- 2002年 第4回国際食虫植物会議において「愛知県指定天然記念物豊明のナガバノイシモチソウの保護とその対策」について発表する。

保護・活用の専門委員会と職員体制: 文化財保護委員会の自然分野担当の委員と文化財保護担当職員



種子



発芽



成長



一般公開の様子



一般公開の様子



紅花のナガバノイシモチソウ（五弁花）

ナガバノイシモチソウ^{じ せい ち}自生地

豊橋市



ナガバノイシモチソウ

指 定 区 分:市指定天然記念物
(平成5年12月3日指定)

員数、指定面積:2,500㎡

所 在 地:豊橋市佐藤町字池下4-1

所 有 者:豊橋市

管 理 者:豊橋市

保護活用にかかる事業費:600,000円(単年度)

保護活動実施期間:通年

補 助 金:-

委 託 団 体:ナガバノイシモチソウ植生調査団・保護の会

保護・整備の報告書:豊橋市教育委員会1993『豊橋市ナガバノイシモチソウ自生地群落調査及び回復実験報告書』、1994『豊橋市ナガバノイシモチソウ自生地群落調査及び回復実験報告書Ⅱ』、2001『豊橋市ナガバノイシモチソウ自生地群落調査及び回復実験報告書Ⅲ』

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:年2~3回開花期に合わせて観察会を開催

交 通 手 段:豊橋駅より豊鉄バス西口線「佐藤東」下車、徒歩5分。駐車場有。

連 絡 先:〒440-0801 豊橋市今橋町3-1

豊橋市美術博物館 電話:0532-51-2879



自生地

概要、指定理由：

ナガバノイシモチソウは、モウセンゴケ科の一年生の食虫植物で、種子は大変小さく5月に芽生え、その後15～20cmに成長する。細長く伸びた葉の表面には密生した腺毛があり、この先端から粘液を分泌して小昆虫を捕らえる。花期は7～10月頃で、桃色の小さな花をつける。

熱帯系の植物で、東南アジアには広く分布するが、国内での分布は、関東、愛知、宮崎の一部と限られている。現在、関東での自生地は千葉県成東町つくば市だけであり、成東町は国の天然記念物に指定されている。また、宮崎県川南町でも自生が確認されており、これも国の天然記念物に指定されている。愛知県内では、豊明市と武豊町に自生地があり、いずれも県の天然記念物に指定されている。(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会発行の「我が国における保護上重要な植物種の現状」(レッド・データブック)で、絶滅危急種(絶滅寸前)と位置づけられ、早急に保護を要する植物とされている。

豊橋市佐藤町地内の長三池北側に自生しているナガバノイシモチソウは、以前から研究者や植物愛好家には知られていたが、近年、公園整備や道路築造による周辺環境の変化により急激に株数が減少してきており、このままでは絶滅の恐れがあるので、天然記念物に指定して保護する必要がある。

保護の方法：ナガバノイシモチソウ自生地は、全体をフェンスで囲んで保護している。市民に公開するのは、年2～3回の観察会のみであるが、説明看板を設置している。植生の維持は、ナガバノイシモチソウ植生調査団および保護の会に委託して行っている。

活用、普及事業：市民への周知と保護意識の醸成を目的に、夏(7～8月)に観察会を開催しており、市の広報ほかで参加を呼びかけている。

課題：植生回復作業の中心となっている保護の会の会員が減少し、高齢化しているため、今後保護活動を担っていただける方を確保していくことが課題になっている。

指定等の経緯と保護・活用までの道程：

- 1971年 星野清治により自生地が発見される。
- 1993年 『豊橋市ナガバノイシモチソウ自生地群落調査及び回復実験報告書』
- 1993年 12月3日 市指定天然記念物に指定。
- 1994年 全体をフェンスで囲う。
- 1994年 『豊橋市ナガバノイシモチソウ自生地群落調査及び回復実験報告書(Ⅱ)』
- 1995年 植生回復作業3回、自然観察会3回を行い、以後毎年実施している。
- 2000年 ナガバノイシモチソウ自生地パンフレットを作成。
- 2001年 『豊橋市ナガバノイシモチソウ自生地群落調査及び回復実験報告書(Ⅲ)』
- 2001年 説明看板設置、散水施設設置

専門委員会と職員体制：専門委員会はなし、職員は植生回復作業等に随時参加。

現在の管理体制：豊橋市教育委員会教育部美術博物館が管理を担当し、植生回復作業や植生調査をナガバノイシモチソウ植生調査団に委託して行っている。



植生回復作業



ナガバノイシモチソウ

ヒトツバタゴ^{じ せい ち}自生地

犬山市



開花時のヒトツバタゴ自生地

植物／群落・自生地

指定区分:国指定天然記念物(大正12年3月7日指定)

員数、指定面積:1841.4㎡

所在地:犬山市字西洞

所有者:個人

管理者:犬山市

保護活用にかかる事業費:472,000円

保護活動実施期間:3月～11月

補助金:-

委託団体:個人

保護・整備の報告書:-

条例・規則:-

公開状況:常時公開(開花時期は例年5月上旬から中旬頃)

交通手段:名鉄犬山駅より岐阜バスコミュニティ明治村線「犬山駅東口」～「神尾」下車。

徒歩10分

中央道小牧東ICより車で5分

連絡先:〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

犬山市教育委員会 歴史まちづくり課 電話:0568-44-0354

概要・指定理由:

ヒトツバタゴは、モクセイ科の落葉樹で、別名ナンジャモンジャと呼ばれる。ヒトツバタゴという名称は、葉の形状がタゴの木に似ているが、タゴの複葉に対して、単葉であることから、一つの葉のタゴの意味で名付けられたと考えられている。花は5月頃咲き、花冠は4枚の籠の形をして、満開時には雪が降り積もったようにさえ見える。自生地には現在7本のヒトツバタゴが生えているが、その中で最も大きな樹木は、樹齢300歳を超えると推測されている。

ヒトツバタゴの本州における自生地は、木曾川流域のごく一部に限られており、集団で自生するものは珍しい。その貴重な自生地を表示して、学術、研究に資する必要があることから、国の天然記念物に指定された。

保護の方法:

基本的には、地下水位の変化などがないように、現状の環境を保全することを第一に保護施策を行っている。その一環として、平成8年には自生地に隣接する田を買収したが、年1回除草作業を実施するのみで、環境の保全に努めている。

買収した隣接地にボランティアにより竹垣を設置してもらい、自生地への立入を防ぐとともに、見学者の来訪により樹木周辺の地面が踏み固められることのないよう配慮している。

専門家に委託して、3月～4月及び10月に自生地内に植生している笹等の下刈りを行い、カミキリムシ類の防除作業を実施している。11月頃に樹勢及び病害、虫害の調査を実施するとともに、風雨等による落下枝の片付けや枯枝の除去剪定等の作業を行っている。

また、自生地の湿地植生の保全に対して、乾地化及び富栄養化の防止策を講じている。

活用普及事業: 開花時期には、市のホームページで開花状況に関する情報を公開している。

課題:

指定地内の樹木の状況は現在のところ安定しているが、自生地内での更新が進んでいない。何本かの株に結実は見られるものの、実生による稚樹の発生は確認されておらず、実生更新できる土壤の研究が必要である。

自生地内へのセイタカアワダチソウ、アメリカセンダングサ等の帰化植物の侵入、笹の繁茂による湿地植生の変化やそれに伴う乾地化の進行が危惧されており、対応策として市有地となっている水田への灌水などの措置を検討する必要がある。

開花時期には、遠方からバスで団体客が見学を訪れるなど多くの来訪者があるが、周辺には駐車場がない。見学者は周辺の道路脇に駐車している状況であり、一時的に付近が混雑する場合がある。



ボランティアによる竹垣の設置

おお ぐさ じ せい ち 大草のマメナシ自生地

小牧市



マメナシ自生地

指 定 区 分:市指定天然記念物（平成20年3月26日指定）

員数、指定面積:指定時のマメナシ個体数は、隣接地から移植した1本を含めて21本、4,767.89㎡

所 在 地:小牧市大字大草字太良

所 有 者:小牧市

管 理 者:小牧市

保護活用にかかる事業費:約980,000円（単年度）

保護活動実施期間:通年

補 助 金:-

請 負 業 者:シルバー人材センター、造園業者

事 業 報 告 書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:外観のみ随時見学可能

交 通 手 段:名鉄小牧線小牧駅又は味岡駅よりこまき巡回バス「東部工業団地」下車、徒歩3分

連 絡 先:〒485-8650 小牧市堀の内1-1

小牧市教育委員会文化振興課 電話:0568-76-1189

概要、指定理由：

マメナシは、バラ科ナシ属に属する落葉高木で梨の原種といわれる。4月中旬頃に小さな白い花を咲かせ、夏に直径1cm前後の実をつける、愛知県のレッドデータブックで絶滅危惧種ⅠA類（CR）に指定されている植物である。

本自生地は、愛知用水の利水機能を担う太良上池東岸の池敷と池畔に位置し、4から7本単位の群落が3箇所に分かれて分布している。各個体は、病害虫によってやや衰弱をみせる個体はあるものの、生育状況は概ね良好である。

市内では大字大草字年上坂地区の溜池周辺に数か所の自生木の群落があったが、近年の開発の進行に伴って消滅し、現在は本自生地のマメナシ群落が唯一のものとなっていて貴重である。

保護の方法：

本自生地は平成11年に確認されたが、この時のマメナシは、蔓性植物や高木類による影響等により、一部に枯死や枝枯れが目立つ状態であった。このため、自生地内の笹、雑木の伐採、高木類の枝打ち作業のほか、根腐れ防止のため排水溝の開削等を実施して保護対策を始めた。

平成14年度からは自生地内の除草作業を開始し、平成18年度には個体の日照阻害要因となっていた高木類約50本の伐採を実施し、樹勢回復作業としてマメナシの樹幹等の腐朽箇所の除去、腐朽防止剤の塗布を行い、病害虫防除の薬剤撒布を開始した。平成19年度には、隣接の敷地2,750㎡の伐開作業を行って自生地の生育環境の向上を図った。現在は、除草作業と病害虫防除の薬剤撒布を継続して実施している。また、平成20年6月に愛知県文化財保護審議会委員（植物担当）の現地指導の際に、自生地東側の隣接地が工業団地として造成されたことで、地下水位の継続観察をする必要があることの指導を受け、翌年度に自生地内3か所に地下水位観測計を設置した。この水位計と隣接する池水位の観察を月1回行っている。

活用普及事業：

平成17年度から、マメナシ個体の世代交代を図るため、現地採種による実生幼木を栽培して試験的な現地補植を行っているほか、貴重な植物種の周知啓発のために地元中学校等へも配布し、校庭に植付けたマメナシの観察を実施してもらっている。

課題：

散策路の設置等自生地内の公開方法や活用方法を検討する必要がある。マメナシ個体については、東側隣接地が工業団地として造成されて雑木林が消滅し、その影響による地下水位の変化や病害虫の発生が懸念される。平成21年10月には台風によって1本のマメナシが根から倒れた。自生地の表土は薄いため、根が張れる環境を作っていく必要がある。



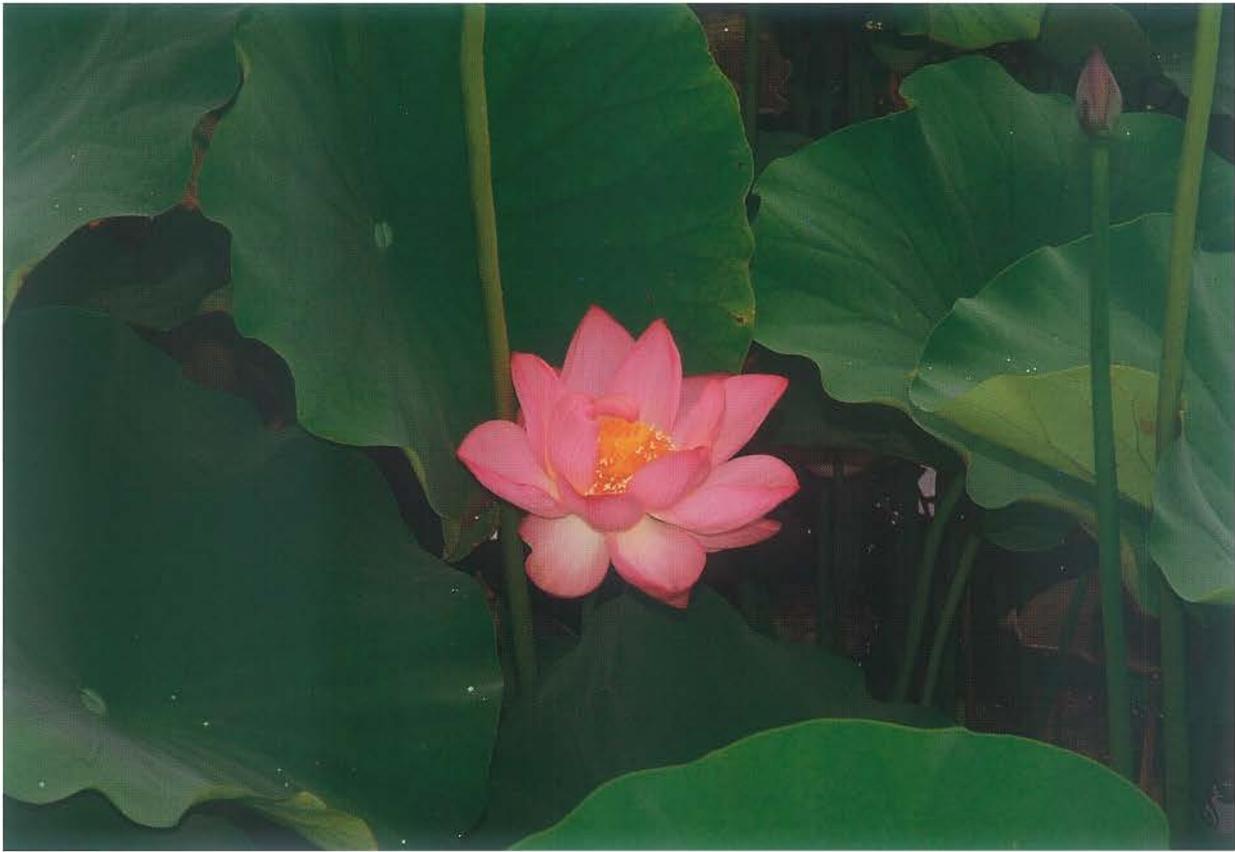
マメナシの花



マメナシの実

たつ た あか れん こん
立田赤蓮根

愛西市



立田赤蓮

指 定 区 分:市指定天然記念物（昭和56年7月1日指定）

員数、指定面積:－

所 在 地:愛知県愛西市小茂井町保古原19番地5
赤蓮保存田

所 有 者:愛西市

管 理 者:愛西市

保護活用にかかる事業費:424,300円（単年度）

保護活動実施期間:通年

補 助 金:－

委 託 団 体:赤蓮研究会

事 業 報 告 書:－

条 例 ・ 規 則:－

公 開 状 況:随時見学可能

交 通 手 段:[鉄 道] 名鉄津島線津島駅からタクシーで15分。

近鉄名古屋線・JR関西本線弥富駅からタクシーで20分。

[自動車] 東名阪自動車道弥富インターから15分。駐車場有。

連 絡 先:〒496-8044 愛西市江西町宮西30-1

八開郷土資料室 電話:0567-37-4181



赤蓮保存田

概要、指定理由：

立田赤蓮は、赤蓮の中でも紅に近い色の花卉をもち、花托が土色になる特徴がある。花卉数は18枚前後である。内弁は先がとがり、1枚か2枚は変形している。花卉の条線は鮮明な蓮である。

こうした特徴がある立田赤蓮は、天保期（1830～1843）に海西郡戸倉村（愛西市戸倉町）真宗大谷派陽南寺の住職平野龍天が育てたことに始まると伝えられている。

水郷地域としての土地や環境の特性をよく反映した植物で、蓮根は『尾張名所図会』に見られように古くから名産として親しまれている。しかし、外来種の移入や品種改良によりその生産量は減少したが、立田赤蓮はこの地特有の貴重な品種であり保護を行っていく必要があるとして、市の天然記念物に指定された。

保護の方法：

保存田を設置して、立田赤蓮を含めて合計32種の品種の保護し、種の存続を行っている。保存田の中は、品種ごとに細かく区域を設定している。赤蓮研究会によって保存田の整備、肥料の散布などが行われている。概要は次のとおりである。

3・4月 重機による整備・肥料を散布

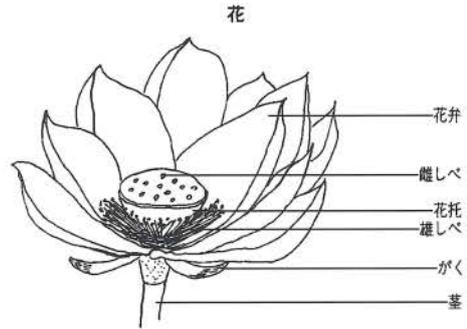
5月 草刈（9月まで）など

6月 肥料を散布

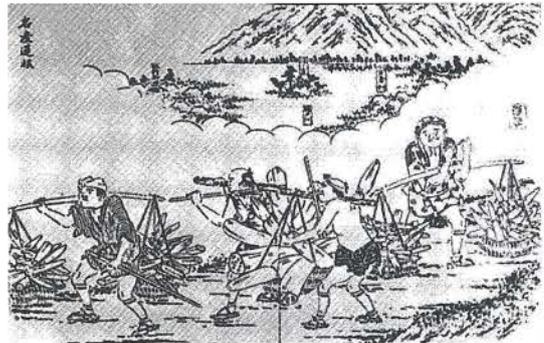
その他に農薬の散布や仮設トイレの管理などを行っている。

活用、普及事業：愛西市では、『蓮の図鑑』を作成して配布し、立田赤蓮を含めて保存田の各品種の蓮を紹介して普及活動を行っている。また、蓮見の会が森川花はす田で開催され、多くの方々にぎわう。

課題：近年、保存田内において区域を越えて他の品種の蓮が生育していることが判明し、課題となっている。その他に、農家の離農や後継者育成が大きな問題となっている。立田赤蓮を含めた貴重な品種の継承のために対応を検討する必要がある。



蓮の花構造



『尾張名所図会』



蓮の図鑑



蓮見の会

かわ う れ じ せい ち 川宇連ハナノキ自生地

豊根村



川宇連ハナノキ自生地と伊良親王像

指 定 区 分:国指定天然記念物 (大正11年10月12日指定)

員数、指定面積:2,211㎡

所 在 地:豊根村坂宇場字御所平

所 有 者:川宇連神社

管 理 者:豊根村

保護活用にかかる事業費:昭和53年度 500,000円

平成13年度 2,409,485円

保護活動実施期間:必要に応じて実施 (枝払い・倒木防止対策・支障木伐採など)

補 助 金:昭和53年度 300,000円

平成13年度 1,369,000円

委 託 団 体:法人・個人

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:随時見学可能

交 通 手 段:JR飯田線東栄駅より東栄町営バス・豊根村営バスを乗り継ぎ、豊根村営バス坂宇場線

「茶臼山口」下車、徒歩20分。駐車場有 (グリーンステージ花の木)

連 絡 先:〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蔵平2

豊根村教育委員会 電話:0536-85-1611

概要、指定理由:

(1) 現状

川宇連ハナノキ自生地は、愛知県と長野県の県境で県内最高峰茶臼山の東南麓、標高900mの川宇連神社に隣接している。境内を含む指定区域内には10数本のハナノキが自生しており、スギ・ヒノキ・モミ等の針葉樹と混生している。昭和53年と平成13年に枝払い・倒木防止対策・支障木の伐採等の保護事業を実施している。平成19年の台風4号の強風によって、自生地内のハナノキ1本が根元から倒れてしまったが、その他のハナノキに大きな影響はなく、自生地の自然状態は比較的良好に保たれている。

(2) 親王伝説

自生地内のハナノキは川宇連神社の御神体の尹良親王伝説にまつわるものとして、神聖視されており、特に氏子によって大切に扱われてきた。その昔、後醍醐天皇の皇子「尹良親王」が食事をされた箸を挿したものが根付いたとの言い伝えがある。

(3) 自生地の貴重性

本自生地は、愛知県下唯一の自生地であり、最大のものは胸高囲3.5m・樹高25mに及び、個体サイズの大きさが特徴である。また、茶臼山から染み出す冷涼で豊かな水量の沢筋にあり、他県の自生地の例と同様に冷水湿地に自生しており、学術的な価値は高い。

保護の方法:本自生地は、周辺一体を「グリーンステージ花の木」として、ビジターセンターの建設をはじめ、約1万本のハナノキを施設内に植栽するなど、観光施設整備を行った。文化財保護面では、ハード的な予算は配分されておらず、目視による巡回を行っている。

活用普及事業: -

課題: 自生地の保護意識を浸透させる必要がある。また、今後の保護活動に対し、専門家の意見を取り入れ、より有効な対策を講じる必要がある。



川宇連ハナノキ

ちく すい いけ じ せい ち 築水池のシデコブシ自生地

春日井市

指 定 区 分:市指定天然記念物 (平成15年3月24日指定)

員数、指定面積:8,500㎡

所 在 地:春日井市廻間町字馬不入1102-1

所 有 者:春日井市

管 理 者:春日井市

保護活用ににかかる事業費:42,000円 (通年)

保護柵設置費464,940円

(平成21年度)

保護活動実施期間:通年

補 助 金:-

委 託 団 体:春日井自然友の会

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:随時見学可能

交 通 手 段:JR中央線高蔵寺駅から名鉄バス「植物園」行きで「植物園」下車。

連 絡 先:〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

春日井市教育委員会 文化財課 電話:0568-33-1113

概要、指定理由:

(1) 指定理由

シデコブシは、日本固有の遺存種で自生地も限られている。かつては春日井市の東部丘陵や瀬戸市、岐阜県東濃地方の湿地で、群生が数多く確認されていたが、開発、湿地の減少や生育環境の悪化で絶滅が危惧されている。現在、築水池南側の廻間町字馬不入は、100株以上の群生が見られる市内最大の自生地として貴重な存在である。

(2) 概要及び保全の取り組み

自生地は、少年自然の家の敷地内築水池南側に位置し、3月下旬の開花時期には多くの市民で賑わっている。

かつては、谷底部の湧水湿地も明るく、シデコブシと共にハルリンドウの花が春を彩ったが、湿地周辺のアカマツやコナラ等が大きく成長し、湿地の縁部にまで侵入したため、サクラバハノキやイヌツゲ等が茂り、シデコブシは競争力の強い植物に覆われ、枯死も多くシデコブシ群落の劣化が進んでいたが、植物の専門家である春日井自然友の会により、日当たりの良さを第1条件とし、湿地草本植物に影響の少ない冬季にシデコブシを覆う樹木やイヌツゲ・サカキ等常緑樹の除伐と下刈りにより年間を通じて保全され、毎年多くの花々を見ることができる。

保 護 の 方 法:指定地周囲を保護柵等で囲み、自生地を保護している。

活 用 普 及 事 業:-

課 題:保護団体の高齢化により、除伐や下草刈り等が困難になってきている。



シデコブシ自生地



シデコブシ保全風景

なぐさ 椛のシデコブシ

田原市

指 定 区 分:国指定天然記念物
(昭和45年6月19日指定)

員数、指定面積:399.3㎡

所 在 地:田原市伊川津町椛

所 有 者:個人

管 理 者:田原市

保護活用にかかる事業費:毎年50,000円(シルバー人材センターによる草刈)

保護活動実施期間:1月～2月 草刈り

補 助 金:－

委 託 団 体:－

保護・整備の報告書:－

条 例・規 則:－

公 開 状 況:外観のみ観察可能(柵内は立入禁止)

交 通 手 段:豊橋鉄道渥美線 三河田原駅下車
豊橋鉄道バス伊良湖本線 伊川津下車 徒歩40分

連 絡 先:〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1



田原市教育委員会 文化財課 電話:0531-23-3635

概要、指定理由:

椛のシデコブシ群落は、山麓湿地に200株ほどが自生しており、樹高2～3m、胸高周囲は10cm内外である。またその周辺には、ヒノキ植林とハンノキ群落があり、山林側にはウラジロ群落が、谷筋寄りにはヤブツバキ、ミズバイ、イヌガヤ、イヌツゲなどが見られ、草本類としてショウジョウバカマ、ヌマガヤ、サワシロギク、ヒメシロネ、アブラガヤなどの湿地性の植物が見られる。なお、近くには、県指定天然記念物「伊川津のシデコブシ」群落があり、半島内にはここ以外にも群落が見られ、毎年、3月の開花時期には多くの見学者が訪れる。

保護の方法:

指定地内を簡易な柵等で囲み、シデコブシの生育地に立ち入れないように保護している。随時、シルバー人材センターに草刈を委託している。

活用普及事業:－

課 題:指定してから40年も経過し、シデコブシの分布範囲、生育状況、周囲の環境等指定当時の状況と変わっていることが考えられる。設置されている柵についても簡易なもので、保護上、景観上好ましいとは言えない。草刈については、保護の観点というより、見学者の利便性(花の様子が観察しやすい)が重視されがちで、根本的な考え方の整理が必要である。今後は地形、シデコブシの分布、植生等の総合的な調査を実施し、現状を把握した上で、シデコブシだけでなく周辺環境を含む保護、活用の方針を立てる必要がある。

天然記念物と保存管理計画・保護団体について

1 保存管理計画とは

国指定の史跡・名勝・天然記念物の保護にあたり、指定域が一定の広がりをもっている場合、地域区分や現状変更行為の取扱い基準、関係者の役割分担などを定めるため、地方公共団体が国庫補助事業（補助率：1/2）として保存管理計画を策定することができる。

愛知県下では、豊川市所在の御油のマツ並木（昭和53年度策定・平成17年度改定）及び刈谷市所在の小堤西池カキツバタ群落（平成19年度策定）の保存管理計画が、それぞれの管理団体によって策定されているほか、類似した計画として、名勝木曾川の管理計画（犬山市）、名勝・天然記念物木曾川堤（サクラ）の保存管理マニュアル（愛知県）が策定されている。

2 保存管理計画策定の流れ

保存管理計画策定にあたっては、基礎データの確保が前提となるため、史跡の場合補助メニューにある地図の作成や、別途確認調査を行うことが多いが、天然記念物の場合、通常は環境調査を実施し、バッファゾーン（周辺地域）も含めた記念物の状況を十分に把握しておく必要がある。

次に、広範な関係者の協議を通じて天然記念物の保護の方針を定めるために、専門家や関係者等からなる委員会を設置して計画内容の検討を行うが（通常2か年）、関係者の共通理解を得るのは必ずしも容易ではない。例えば御油のマツ並木の場合、所有者であり県道の道路管理者でもある愛知県（東三河建設事務所）にとって、並木の保護は道路行政と相容れない部分も多いため、保存管理計画の改定の際には、策定委員会とは別に関係機関の担当者からなる作業部会を設け議論を尽くし、立場の違いを超えて意見集約が図られるようにした。

保存管理計画が定められると、冊子を作成し公表することにより計画として認知される。指定地の取扱い上の地域区分と許容される行為の内容、生育（生息）環境の維持方策と具体的措置、措置を講じる際の役割分担等が明文化されることにより、文化財保護部局にとって、現状変更案件について整合性のある指示・指導を行うことが可能となるほか、各種施策の計画・実施の根拠となり、また関係者間で役割分担が継承されるようになるといったメリットがある。

3 保護団体の育成

天然記念物の保護にあたり地元で保護団体がある場合は、通常、環境調査等の段階から保護団体にも参加を要請し、保存管理計画の策定委員会にも代表者を加えるなど、市民との協働にも重点を置きながら保存管理計画を策定することが多い。

保護団体のメンバーが専門家を交えた協議や作業に参加することは、計画策定後の施策を実践する上で重要であり、天然記念物をきめ細かく保護・管理していくのに、地元保護団体の協力は欠かせない。業者委託が必要な特殊な作業は別として、天然記念物の日常管理は、専門家の指導のもと保護団体や所有者といった主に地域住民に委ねられるのが理想であり、管理コストも安価で済む。

このように、行政が天然記念物の保護団体への支援を行うシステム構築のためにも、保存管理計画の策定は有効といえる。現行では国指定物件しか補助制度はないが、県指定や市町村指定の天然記念物についても、関係機関の利害調整や保護団体育成のため、市町村教育委員会が主体となって保存管理計画を策定してみたらどうだろうか。

（前田清彦：豊川市教育委員会）

オオサンショウウオ – 瀬戸市の保護のとりくみ – 瀬戸市



蛇ヶ洞川のオオサンショウウオ

指 定 区 分:国特別天然記念物（昭和27年3月29日種指定）

所 在 地:瀬戸市下半田川町

（愛知県では、ほかに木曾川流域の犬山市犬山頭首工で生息が確認されている）

管 理 者:愛知県（河川管理者）

保護活用にかかる事業費:年間1,000千円（瀬戸市予算）

保護活動実施期間:平成18年度～

補 助 金:文化庁補助金（天然記念物緊急調査:平成18～20年度）

保護・整備の報告書:「愛知県瀬戸市 特別天然記念物オオサンショウウオ生息分布調査報告書」

2009年3月 瀬戸市

条 例 ・ 規 則:なし

公 開 状 況:なし

交 通 手 段:名鉄瀬戸線尾張瀬戸駅から車で約20分。国道248号線を多治見方面へ、
下半田川交差点を左折して蛇ヶ洞川へ

連 絡 先:〒489-0876 瀬戸市白山町1-46

瀬戸市交流活力部文化課文化財係 電話0561-21-1951

1 指定理由・概要

(1) 指定理由

オオサンショウウオ（学名*Andrias japonicus*、英名 Japanese Giant Salamander）は、地域を定めない「種」として昭和27年に国の特別天然記念物に指定されており、現存する世界最大の両生類である。その生息分布は岐阜県以西の本州、四国、九州の一部とされている。愛知県内では、犬山市（木曾川）と瀬戸市（蛇ヶ洞川）で生息が確認されている。

指定名称である「オオサンショウウオ」は英名の和訳からきており、日本では「ハンザキ」「ハンザケ」「アンコウ」「ハザコ」等と呼ばれてきた。スイスの約3000万年前の地層から化石が発見されヨーロッパでは絶滅生物とされてきたが、19世紀にシーボルトがオオサンショウウオを日本からオランダに持ち帰り、日本では現存していることが知られるようになった。「生きている化石」と本種が呼ばれるのはこうした経緯による。なお、類種としてチュウゴク（中国）サンショウウオ、アメリカサンショウウオがあり、チュウゴクサンショウウオとオオサンショウウオは交雑が確認され、ミトコンドリアDNA調査でも比較的最近の分岐であることが判明している。

(2) 生態

オオサンショウウオは河川の上流域に生息し、ほとんどを水中で過ごす。河岸の横穴や岩の隙間などを日中の隠れ家とし、夜間に活動し、エサ場へと移動する。狩りは待ち伏せ型で獲物が目の前に来るのを待ちかまえて捕食する。魚・水中昆虫その他を主なエサとするが、魚などを追いかけて捕食するほどの機敏性はなく、口の前に来たものは何でも捕食するとされる。

成体となった個体の平均体長は50～70cmで、1mを超えるものもあり、これまでに確認された最大のもは1m60cmとされる。体の背面から尾にかけて暗褐色で黒っぽい斑紋があり、個体によって異なる。扁平な頭とよく発達した尾を有し、目は小さく口は大きくさげ、歯は小さいが鋭く切れる。四肢は短く、前肢の指は4本、後肢の指は5本である。

オオサンショウウオの繁殖行動は8月下旬から9月下旬にかけて行われる。オスが産卵に適した巣穴を確保し、そこにメスが入って産卵する。この時期のオス同士は巣穴確保を巡っての闘争がみられ、闘争により負傷しさらには死亡する個体もある。卵は一頭のメスで500～700粒を産み、オスが精子をかけてそのまま巣穴に残り卵を守る。オオサンショウウオの外見上の雌雄の区別は通常では難しいが、この繁殖行動時期はオスの総排泄口周辺がドーナツ状に隆起するため区別することがある程度可能となる。

巣穴内の卵は約50日で孵化し、オスに守られ巣穴の中で成長し、約5cmになった翌年の1月から3月にかけて巣穴から出て川中へ散る。幼生にはエラがあり、川底の落葉や石の下に隠れ、小型の水中昆虫等をエサに成長する。4～5年で20～25cmに成長し、エラがなくなって成体となる。但し繁殖に参加するにはさらに数年かかり、この段階では半成体とされる。なお、本種の寿命は飼育下においても確認されておらず、80～100年程度は生存するものとされる。

2 瀬戸市蛇ヶ洞川における生息状況

(1) 生息調査の概要

蛇ヶ洞川は瀬戸市域の北東を流れる庄内川の支流で、瀬戸市北部丘陵の標高約460mを源として西流する。庄内川との合流までの全長は約8.7km、比高差は約380mである。河川沿いの沖積地は、上流側の上半田川町と下流側の下半田川町に分かれ、この間に造られた蛇ヶ洞ダムによって河川は分断されている。

蛇ヶ洞川におけるオオサンショウウオの生息情報は、文献としては瀬戸市理科教育研究会が昭和47年より実施している蛇ヶ洞川の水生物調査でその存在が確認されており、平成3年の報告書には2個体を確認したと記述されている。平成6年に蛇ヶ洞川において愛知県による河川工事が計画され、この事前調査では7個体のオオサンショウウオが確認された。特徴から日本固有種のオオサンショウウオと同定され、蛇ヶ洞川におけるオオサンショウウオの生息が初めて学術的に確認された。

その後、河川工事計画の中で継続して調査が行われ、中流域を中心として20個体以上の生息が確認された。また学術調査としては、名古屋市東山動物園による生息確認調査が平成12年から実施されている。

瀬戸市による調査は平成18年度より文化庁の補助を受けて実施された。調査は、蛇ヶ洞川におけるオオサンショウウオの生息個体数、生息範囲を把握し、オオサンショウウオが今後も継続して繁殖・生息していくために必要な河川環境について検討するための基礎資料とすることを目的とされ、平成21年3月に報告書が刊行された。

(2) 生息状況の概要

調査により、個体識別された個体は現在のところ54個体で、推計生息数は72個体とされている。生息範囲は大きく3か所（A～C区）に分かれ、各個体の行動範囲も各地区内に限定されている。確認された個体の全長は43cmから102cmで平均すると75cmである。

幼生調査では、下流部（A区）と中流部（B区）で幼生を確認し、直近の時期に繁殖が行われていたことを確認した。しかし、確認できたのは3ヶ年の調査で1ヶ年のみであり、継続して繁殖しているかどうかは不明である。また、全長40cm以下の成体もしくは半成体も確認されておらず、幼生が成長しているのかも不明である。

生息環境としては、エサとなる魚類調査、隠れ家の調査を行っており、オオサンショウウオが多く確認されている地点では、エサも隠れ家も多く確認されている。しかし、エサも隠れ家も比較的多く確認できる場所でもオオサンショウウオが確認できない地点もあり、生息に適した要件はほかにもあることが推測される。また、河口部分と上流部分では河床が砂や泥で覆われており、河川環境が極めて悪いことが明らかとなった。河口付近には土砂採集場、上流にはダムがありこれらが要因となって河川環境の悪化をもたらしているものと考えられる。

(3) 保護活動等の概要

河川工事を契機として地元や市民自然調査グループによるオオサンショウウオの保護活動が活発化した。平成9年よりNPO「名古屋市水辺研究会」による勉強会が下半田川町で始められ、ここから発展した愛護団体「瀬戸サンショウウオを愛する会」が平成11年に発足した。

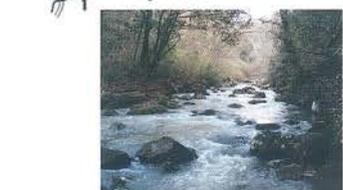
河川工事は平成13年度からオオサンショウウオ生息域に着手することとなり、それまでの調査成果や地元やNPOによる意見等を元に工事計画が一部変更された。特に人工巣穴の設置や河畔林の保全などについては、調査を実施している東山動物園の意見や広島県等の先進地域事例などが参考にされた。また工事に伴うオオサンショウウオの移動や一時保護については、「名古屋市水辺研究会」や「瀬戸サンショウウオを愛する会」が協力して行われた。平成13年度末には工事が完了し、平成16年には人工巣穴での産卵も確認されるに至った。

保護活動の一方で、上流域における産業廃棄物処理場による環境悪化が懸念されるようになり、オオサンショウウオ生息環境の保全が課題となっていった。瀬戸市教育委員会は、問題の把握と保護策策定のため平成14年度に、河川管理部局、環境対策部局、文化財保護部局、専門家、関係団体等による「瀬戸市オオサンショウウオ保護連絡会」を設置した。平成15年度第2回保護連絡会議では、蛇ヶ洞川に合流する七曲川沿いのフェロシルト埋め立て現場からの土砂流入が問題とされ、平成16年11月に大量の土砂がオオサンショウウオ人工巣穴の中にまで流入するに至って、大きな環境問題として注目された。フェロシルトについては、その後、産業廃棄物不法投棄事件となり全量撤去が行われることとなった。

しかし、地元の保護団体である「瀬戸サンショウウオを愛する会」は平成21年に解散し、その後は地元自治会と瀬戸市が主な保護活動の主体となり、人工巣穴の清掃や普及活動、河川清掃を行っている。今後は、こうした行事を通じて一般市民のオオサンショウウオ保護に対する関心を高め、保護活動へ参加してもらい、オオサンショウウオをシンボルとし、オオサンショウウオが継続して繁栄できる河川環境の復元を目指していく必要がある。



幼生



0 750m



オオサンショウウオの夜間調査



魚類調査

生息調査範囲河川図



夜間調査



人工巣穴清掃

う やま はん しよく ち 鶺鴒の山ウ繁殖地

美浜町

指 定 区 分：国指定天然記念物
(昭和9年1月22日)

員数、指定面積：120,555.6㎡

所 在 地：美浜町大字上野間字曾力他4字

所 有 者：美浜町

管 理 者：美浜町

保護活用ににかかる事業費：-

保護活動実施期間：-

補 助 金：-

請負業者、委託団体：-

調 査 報 告 書：愛知県教育委員会

「天然記念物鶺鴒の山のウ繁殖地緊急調査報告書（1982）」



鶺鴒の山ウ繁殖地

条 例 ・ 規 則：-

公 開 状 況：随時見学可能

交 通 手 段：電車 名鉄知多新線上野間駅下車、南東へ徒歩約20分

車 南知多道路美浜ICを出て出口信号交差点を右折し、上野間方向へ約2 Km

連 絡 先：〒470-2403 美浜町大字北方字十二谷125

美浜町生涯学習センター内 美浜町教育委員会事務局社会教育課

電話：0569-82-6464

概要、指定理由：

(1) 概要

美浜町上野間にある「鶺鴒の山ウ繁殖地」は昭和9年に国の天然記念物に指定された。

この山には、約10万㎡の松林にカワウが約10,000羽以上も生息しており、現存する日本のカワウの約90%がここに生息するほど、鶺鴒の山ウ繁殖地は全国最大である。

鶺鴒の山は、その名の通りカワウの繁殖地として美浜町のかげがえのない財産である。

(2) 歴史

指定当時の鶺鴒の山ウ繁殖地の説明は、「古来鶺鴒の蕃殖地トシテ著名ナリ、毎年4・5月に交松樹ノ上ニ巢ヲ築ミテ蕃殖ス其ノ採集セラル糞ハ多額ニ上ル」であった。

ウの糞は昭和38年ごろまで肥料として利用し、糞の売却収入は共有金として蓄積して学校建設や土木工事などに当てられていた。糞や営巣地は、観光資源としての役割も果たし、多くの見物客が訪れた。

しかし、化学肥料の進出で糞の利用がなくなると、積もった糞で木が枯れ、山は荒廃した。結果、70年代ウは周辺の山に移り、鶺鴒の山から姿を消してしまった。

町は、その後松などの苗木を植え、営巣台を設置し、90年代ようやく鶺鴒の山で再び営巣が確認され、今では約10,000羽が生息している。

(3) 指定理由

特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地のため指定された。

保 護 の 方 法：動物の捕獲、卵の採取、魚釣り、木竹の伐採等の行為をする場合は許可が必要となりますとの注意看板を設置している。

活用、普及事業：平成15年～16年にバードウォッチングボランティアガイド養成講座の開催、平成18年から21年までにバードウォッチングを毎年開催した。

課題：見学者のマナーの悪さが課題になっている。

指定等の経緯と保護・活用までの道程：

昭和9年 国指定天然記念物に指定

昭和43年 展望台設置

平成17年～21年 農村振興総合整備事業にて遊歩道整備

平成18年 農村振興総合整備事業にて展望台兼公衆便所改修

平成21年 農村振興総合整備事業にて観察所整備

保護・活用の専門委員会と職員体制：-

現在の管理体制：町にて利用保存施設（遊歩道、展望台兼公衆便所、観察所）の管理が行われている。



展望台兼トイレ



鶉の山ウ繁殖地①



鶉の山ウ繁殖地②



鶉の山ウ繁殖地③

おか ぎき はっ せい ち 岡崎ゲンジボタル発生地

岡崎市



ゲンジボタルの飛翔

指 定 区 分: 国指定天然記念物 (昭和10年12月24日指定、昭和47年 8 月25日追加指定)

員数、指定面積: 河川延長 約25km

所 在 地: 岡崎市須淵町ほか

所 有 者: 愛知県、岡崎市

管 理 者: 愛知県、岡崎市

保護活用にかかる事業費: 650,000円 (単年度)

保護活動実施期間: 通年

補 助 金: -

委 託 団 体: 岡崎ゲンジボタル河合保存会、生田螢保存会

保護・整備の報告書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 随時見学可能 (ホタルの飛翔は 6 月頃)

交 通 手 段: 国道 1 号線の大平橋付近から旧額田町までの乙川、男川と山綱川、竜泉寺川、鉢地川、古部川の一部の総延長25kmの範囲

連 絡 先: 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

岡崎市教育委員会 社会教育課 文化財保存管理班 電話: 0564-23-6177

概要、指定理由:

(1) ゲンジボタルと保護の歩み

日本には約40種のホタルが生息するとされているが、岡崎市で主に確認されている種は、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルの3種である。このうちゲンジボタルは、体が大きく、体長は雄13~16mmもあり、体全体が黒色だが、前胸背は淡赤色でよく目立つ。そして、この前縁部と正中部が中央に広がる暗色部分を持ち、肉眼ではこの正中部の黒紋が菱形に見える美しいホタルである。

岡崎のゲンジボタルは大平町一帯で大正から昭和初期にかけて、直径1~2mもの蛍の群舞、数百匹あるいは数千匹がかたまっても飛ぶ蛍合戦が見られたという。昭和8年には「蛍狩り電車」が東岡崎-藤川間で運転されており、このことから大量の蛍が生息したことがうかがえる。しかしながら、土地の開発、川砂利の採集、蛍の乱獲などにより蛍の数が一変して減少したという。これを憂慮した近藤良平氏が岡崎市長に蛍の保護を求め、これにより保護活動がスタートした。

保護活動は当初から地元小学校や青年団が活動にかかわっている。昭和10年に国の天然記念物に指定されるとその活動も勢いを増し、青年団による指定地の巡回監視や制札の設置などが行われた。また、対外的な保護措置として、市長から蛍保護の市民へ呼びかけのビラを各戸に配布したり、市内学校長宛の文書では、「公益上必要な場合以外は捕獲したり、発生を妨げることはしないように生徒児童に保護の趣旨を徹底する」ように通知が出されている。これらのことから、いかに蛍の乱獲を防ぐことが急務であったかが伺える。戦前の保護活動の特徴といえる。

戦後の保護活動は美合地区に発足した「生田蛍保存会」の活動により本格的にスタートした。保存会は市から保存会活動に対する補助金を受け、様々な保護活動を実施した。蛍祭りを毎年開催したり、文化講演会を開催するなどして啓発活動を牽引した。また人工飼育への取り組みを実践し、成果をおさめている。しかし、人工飼育の努力とは裏腹に、ゲンジボタルの減少はストップをかけることができず、ゲンジボタルの移動とともに保護活動も上流の河合地区に移動していった。人工飼育は施設の整備とともに保護のメイン活動として実施されることとなった。

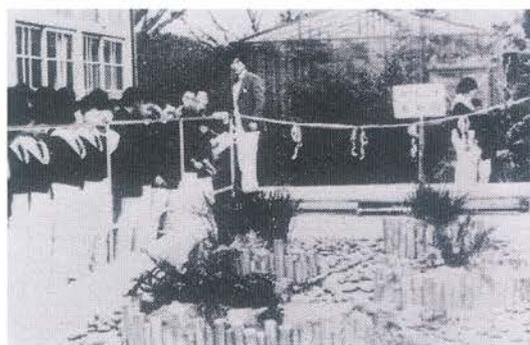
現在は美合地区では美合小学校に、河合地区では河合中学校にそれぞれ人工飼育施設が設けられ、保存会と学校児童による増殖活動など、保護活動が継続して行われている。

(2) ゲンジボタルの生息環境

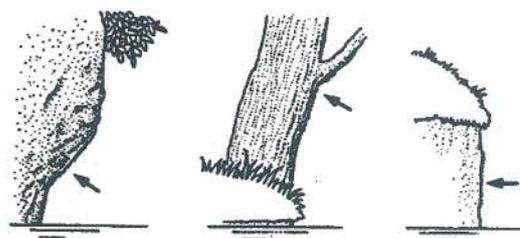
ゲンジボタルの発生している河川の調査によれば、川底は砂で、拳大の石や石灰岩質の岩が多く見られ、水流により石の下に砂層流がみられる所にカワニナとともに多く幼虫が生息しているということである。これは、水の美しい溪流ならばどこでも生息環境が整うというわけではないことをあらわしている。夜行性の昆虫であるゲンジボタルは、夜間に活動し、暗いところを好む。したがって民家や街灯の光を



ゲンジボタルの成虫



昭和53年 カワニナ飼育場の完成 (河合中学校)



ゲンジボタルの産卵場所

避けるように暗いところへ移動をする。また成虫は夜間、常に飛び続けているわけではなく、飛んではしばらく草や木の葉で休む。昼間も草木の葉裏で休むことから、まわりが暗く、川岸には適度な樹木が茂っていないと生息できない。また産卵場所は川岸の水際に近いところで、すぐ下に水面があり、日中でもほとんど陽が差し込まない場所である。

保護の方法:各保存会と小中学校が互助的に連携し、保護活動が行われている。一例として岡崎ゲンジボタル河合保存会の活動を大きくまとめると以下の通りである。

- ①地元住民に対する啓発活動
- ②河岸環境の保護および水系山地の保全
- ③幼虫の人工飼育と放流
- ④カワニナの調査・研究と飼料の散布
- ⑤ホタルの発生調査

活用普及事業:市民への周知と保護意識の高揚を目的に、文化財移動教室（年8回開催）のなかで保存会の施設を見学している。

課題:指定当初に多くのホタルが生息していた美合地区でのホタルの減少は、追加指定となった河合地区への生息地移動につながり、さらに現在では平成18年度に合併した旧額田町域がゲンジボタルの生息の中心になっている。旧額田町は町指定天然記念物として「ゲンジボタル」を指定してたことから、合併後の指定範囲の見直しが急務といえる。

指定等の経緯と保護・活用までの道程:

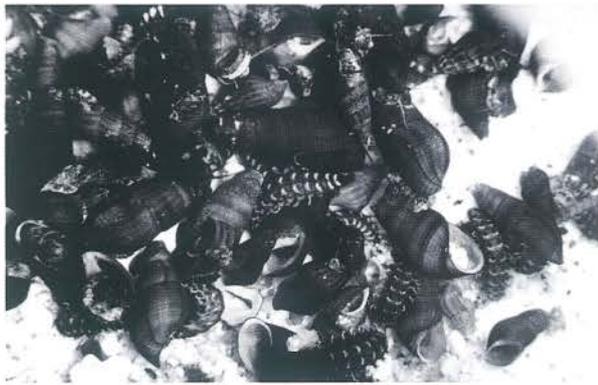
- 1934年 ○岡崎市岡町付近一帯に産する蛍を天然記念物指定にする申請の準備と提出
 - ・愛知県史蹟名勝天然記念物調査会に現地調査を依頼→調査員梅村甚太郎が現地調査を実施。
 - ・申請区域は、乙川美保橋上流付近より下流大平橋に至る流域兩岸より各10m、乙川支流の竜泉寺川、山綱川の岡町地内流域兩岸より各10mとされた。
- 1935年 ○岡崎ゲンジボタルの保護と天然記念物指定への運動
 - ・文部省宗教局保存課に現地調査、指定等について陳情。
 - ・東京帝国大学農学部教授鏑木外岐雄博士が現地調査を実施。
 - 「岡崎ゲンジボタル発生地」天然記念物に指定
 - ・12月24日、文部省告示第427号により、国の天然記念物に指定。
- 1940年 ゲンジボタル発生地を示す石柱標識の建設
- 1950年 「生田蛍保存会」が発足。
- 1955年 初の蛍の人工飼育を試みるが失敗。
- 1960年 栗田俊一郎氏を中心に本格的な人工飼育が始まる。
- 1967年 「岡崎ゲンジボタル河合保存会」が発足。
河合中学校で人工飼育の活動開始。
- 1972年 8月25日、文部省告示第126号により、追加指定。
- 1978年 美合小学校に屋外飼育場が完成。
「岡崎ホタル研究会」が発足。
- 1981年 『天然記念物岡崎ゲンジボタル発生地』の標識3基を建設。
- 1982年 『国指定天然記念物岡崎ゲンジボタル 保護・研究活動の歩み』を作成（岡崎ホタル研究会）
- 1989年 幼虫飼育室及び付属施設が現在の位置に移転・改築される（河合中学校）。
- 2007年 『岡崎ゲンジボタル～その生態と環境と保護活動～』を作成（教育委員会、河合中学校、岡崎ゲンジボタル河合保存会）。



標識の設置（1981年）



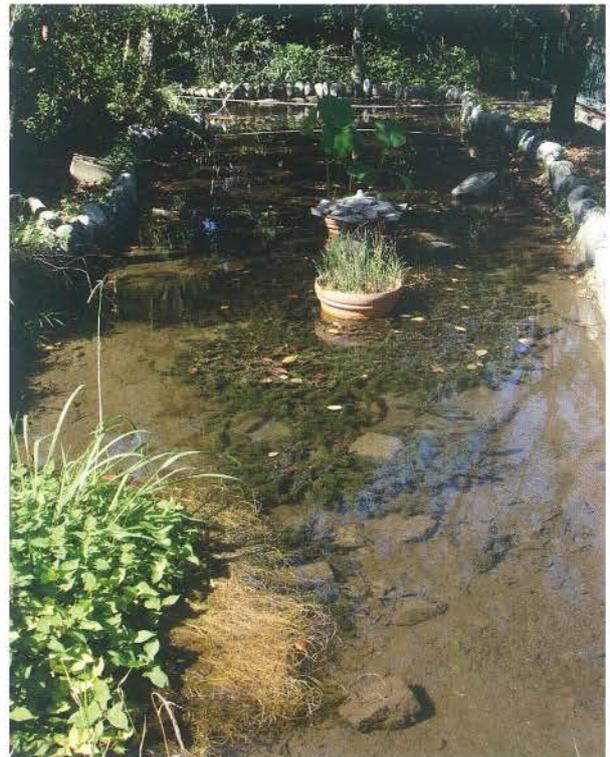
ゲンジボタル発生地



カワニナを捕食する幼虫



ゲンジボタルの卵



カワニナの飼育施設

にし お 西尾のヒメタイコウチ せい そく ち 生息地

西尾市

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (昭和43年12月11日指定)

員 数: 指定面積 2,100㎡

所 在 地: 西尾市八ツ面町山下

所 有 者: 個人

管 理 者: 西尾市教育委員会

保護活用にかかる事業費: -

保護活動実施期間: 通年

補 助 金: -

請負業者、委託団体: -

事業報告書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 常時公開

交 通 手 段: 名鉄西尾線桜町前駅下車 東へ約1.2km

連 絡 先: 〒445-0847 西尾市亀沢町480

西尾市教育委員会文化振興課 電話: 0563-56-2459



ヒメタイコウチ

概要、指定理由:

節足動物カメムシ目タイコウチ科に属する体長20ミリ程度の水生昆虫。この虫はその生息数が少なく、溜池などへの流れ込みの見られる湧水地に生息するが、開発や河川改修などによりその生息地や個体数が減少している。当該地は水田耕作には不適な八ツ面山北麓の低地で湧水がみられるなど生息に適した土地であることから指定地として保護した。

保 護 の 方 法: 周辺環境の整備や看板の設置による周知を行う。

活用、普及事業:

平成19年度から西尾市立八ツ面小学校4年生による総合的学習のひとつとしてテーマに取り上げて活動を行っている。春には自分たちでの生き物探し、専門家の先生を招聘して実際にヒメタイコウチを捕獲して生息確認をおこなう活動、秋には地元住民や地元企業の社員の協力で、周辺の竹やぶの伐採を行うなど、周辺環境の整備を行っている。20年度には周辺へのごみ投棄があり、注意を促す看板の設置をするなど、地域・学校挙げての活動を行っている。



生息地遠景

課 題: 地下水位の変動や周辺の竹林の繁茂による環境変化を見逃さないようにしていくこと。現地が幹線道路に近くなおかつ集落から離れており、ごみ投棄が行われないよう注意を促していくこと。



指定地位置図 (S = 1/2,500)



生息地での生き物探しの様子



専門家の先生による説明

(遠景以外の写真3点は西尾市立ハツ面小学校提供)

あ すけ 足助のヒメハルゼミ

豊田市

指 定 区 分: 県指定天然記念物
(昭和43年12月11日指定)

員数・指定面積: 2,550㎡

所 在 地: 豊田市岩神町

所 有 者: -

管 理 者: 豊田市教育委員会

保護活用ににかかる事業費: -

保護活動実施期間: -

補 助 金: -

委 託 団 体: -



保護・整備の報告書: 『平成18年度 通常砂防工事の内溪流環境調査業務委託 堂根沢 豊田市岩神町地内
報告書 ヒメハルゼミ調査』 豊田加茂建設事務所・株式会社ニック環境システム 平成19年 3月

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: -

交 通 手 段: 名鉄豊田線浄水駅より, とよたおいでんバス「足助病院」下車徒歩約3分
名鉄名古屋本線東岡崎駅より, 名鉄バス「足助大橋」下車徒歩約5分

連 絡 先: 〒471-0079 豊田市陣中町1-21

豊田市郷土資料館 電話: 0565-32-6561

概要、指定理由:

ヒメハルゼミは、体長はオスで約2.7cm, メスで約2.2cmのカメムシ目ヨコバイ亜科セミ科に属する小型のセミである。常緑広葉樹林, 特にシイ類・カシ類の古木と針葉樹が混生した鬱蒼とした林を好むとされる。このような植生環境が残る箇所はひじょうに限られ, 生息域も限定される。そのため, 分布の北限である千葉県鶴枝・新潟県能生・茨城県片庭では国指定の天然記念物となっている。愛知県内では豊田市足助町以外では新城市・豊川市・蒲郡市・岡崎市・春日井市の限られた場所でしか生息が確認されていない。

本指定地域は、クスギ・ホウノキ・ツバキ・サカキ・ヤマモミジ・シラカシ等約21余種に達する樹木がうっそうとして茂り、夏なお涼しい静寂な環境であってセミ類の生息に適している。このセミは、アブラゼミ・クマゼミなどのセミ類と違って生息地が少なく、殊に近年開発とともに、その数もしだいに減少しつつある。以上の観点から、足助町内に生息するヒメハルゼミを保護するために指定された。

保 護 の 方 法: 積極的には生息地を周知しないこと及び生息域の樹木を中心とした植生環境を保全すること。

活用・普及事業: -

課 題: セミは土の中で長い期間をすごして、年により羽化する数にばらつきが大きい。加えて地上にいる時間がひじょうに短いことから保護の方法が難しい。また、羽化の時期が梅雨と重なり、梅雨後半期の豪雨と重なるとダメージを受けやすい。

ネコギギ

—矢作川水系と豊川水系での保護のとりくみ—

指 定 区 分:国指定天然記念物

(昭和52年7月2日指定)

員数、指定面積:種指定(地域を定めず)

所 在 地:愛知県、岐阜県、三重県

所 有 者:-

管 理 者:-

保護活用にかかる事業費:-

補 助 金:-

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-



ネコギギ(写真提供:国交省設案ダム工事事務所)

概要、指定理由:ネコギギはナマズ目ギギ科の淡水魚である。昭和32(1957)年、三重県宮川産の標本に基づいて新種として発表され、当初ギギモドキと命名された。愛知県から三重県に至る伊勢湾及び三河湾に注ぐ河川の中上流域にのみ生息し、同属の種は朝鮮半島のウサギギギしか知られていないため、分類学上・生物地理学上貴重な種である。水質汚染のほか、河川改修やダム事業等により生息場所である河岸・河床部の空隙がなくなり、生息数が激減したため、昭和52年(1977)に国の天然記念物に指定された。環境省及び県のレッドデータブックでも、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種である絶滅危惧IB類と位置付けられており、種の保護とともにその生息環境も保全する必要がある。

本種はナマズ型のずんぐりとした体型で、体色は黄褐色、全体に暗褐色の斑紋がある。体長は10cm前後(最大でも15cm程度)で、メスよりもオスが大型になる。網などですくい上げると「グューグュー」と音を出すことが、標準和名の由来とされている。主に河川中上流域における礫質河床の平瀬から淵で、ある程度の深さを持つ流れの穏やかな水域を好み、植物の根や茎に覆われた川岸、岩の割れ目、浮き石や巨礫・大岩の間、植物の根や茎の間などの空隙がある場所に棲んでいる。典型的な夜行性で、水温が15℃を超える時期(5~9月)を中心に、夜間、活発な索餌遊泳を行う。繁殖期は6~7月頃であり、繁殖場所は礫間や石積み護岸の空隙で、繁殖期になるとオスは縄張りを持って他のオスへ攻撃行動をとる。オスは2歳で成熟し繁殖が可能だが、普通は体が大きくなる3歳以上で繁殖に参加するとみられる。総産卵数は800~1400粒程度であり、受精から約3日で孵化する。孵化直後の稚魚の全長は約5mmであり、オスが稚魚の保護行動をとる。

ネコギギが生息する場所はゲンジボタル、アユ、カジカガエルなども生息する自然豊かな場所であり、天然記念物や希少種としてばかりでなく、美しい清流を象徴する魚として重要な種である。

保護の方法:

(1) 碧南市海浜水族館の取り組み

生息状況調査:碧南市海浜水族館・碧南市青少年海の科学館では、平成3年(1991)以降、矢作川における魚類相調査を実施してきた。平成6年(1994)に矢作川水系乙川で一般市民によりネコギギが採捕され、当水族館に持ち込まれたことを契機に平成7年(1995)から継続的に個体採捕を伴う生息状況調査が実施されている。これにより、同水系におけるネコギギの生息・分布場所及び個体数変動の情報が得られ、ネコギギの生息場所の環境特性が明らかになるとともに、今後の保護のための貴重な基礎資料が蓄積されている。

飼育・繁殖実験:平成6年(1994)からネコギギの種の保存を目的に、飼育、繁殖活動が続けられてきた。平成13年(2001)には、ホルモン剤注入による産卵誘発によらない、自然産卵による繁殖に日本で初めて

成功している。近年では平成20年（2008）に繁殖に成功し、30個体以上の飼育個体が維持されている。今後も現在の飼育個体を利用し、種の保存が継続的に行われる予定である。

(2) 国土交通省の取り組み

現在、国交省により豊川における設楽ダムの建設が予定されている。ダム建設工事および完成後の運用により、ネコギギの生息環境が影響を受けることが予測されるため、設楽ダム工事事務所では、豊川水系におけるネコギギと生息環境の保全措置に取り組んでいる。しかし、本種の保全手法については未だ不明な点が多いため、設楽ダム魚類検討会（ネコギギ等希少魚類に係る環境保全措置等低減策の検討について指導、助言及びその実施状況の監視を行う）等を通じて専門家の指導、助言を得ながら、検討が続けられている。

生息状況モニタリング調査:平成7年（1995）から、事業による環境影響事前評価のため、豊川水系におけるネコギギの生息状況調査が開始された。特に平成11年度（1999）以降、ネコギギの生息する淵において生息個体数の変動を含めた各淵の状態を評価するために、個体数推定調査及び簡易環境観測が継続して実施されている。

飼育・繁殖実験:設楽ダム関連事業では、平成19年（2007）に愛知県水産試験場内水面漁業研究所三河一宮指導所で野外採集個体による人工繁殖に成功した。その後も実験は継続され、増殖した個体は同指導所、豊川市赤塚山公園ぎょぎょランド、国交省中部地方整備局豊川防災センターで飼育中であり、野外放流実験や公開展示に利用されている。

野外放流実験:環境保全措置の一つとして、現在はネコギギが生息していない場所を生息地として回復させることが計画されている。このため、豊川の野外実験淵にネコギギを放流し定着することができるか（世代の更新が可能か）を確認する野外放流実験が実施されている。これにより生息適地の評価をより確実なものにすることができる。豊川水系のネコギギは個体数が少ないため、人工繁殖実験により得られた個体を放流し、モニタリング調査が継続されている。

人工水路による隠れ家実験:ネコギギの普段（昼間）の隠れ家となる空隙としてどのような河岸・河床構造を好まれるか明らかにするため、人工水路を使用した隠れ家実験が実施されている。とくに河川の護岸脇等に設置することを前提として石積み形式を採用し、組み合わせる石の形状やサイズ、組み合わせ方等が検討され、情報が蓄積されている。

豊川上流域工事環境情報会議:設楽ダム工事事務所により、平成22年（2010）から豊川上流域におけるネコギギをはじめとした貴重種等の生息状況や保全対策等の情報共有を図るために、県建設部等関係機関が参加する会議が立ち上げられ、円滑な調整に向けて協議が進められている。

活用普及事業:碧南海浜水族館では、ネコギギ、ウシモツゴを始めする淡水産希少魚類が飼育展示されている他、矢作川水系に生息する魚類や希少種について一般に解説する教育普及講座が実施されている。また設楽ダム事業で飼育されている個体も、赤塚山公園ぎょぎょランド等適切な公開施設において展示公開されている。また国交省設楽ダム工事事務所ではパンフレット「ネコギギの保全」を作成している他、インターネット上でもネコギギ情報を提供し、普及啓発に取り組んでいる。

課題:本県では、上記事例の他、河川事業等に際し開発部局側が保護法遵守のため生息状況調査、保全対策等に取り組んだ事例は多々あるが、保護部局が主体的にネコギギ及びその生息環境の保全・活用に取り組んだ事例は今のところないと言わざるを得ない。隣県の三重県においては、県教育委員会が主体となって全県的な生息状況調査が実施された上、ネコギギの保護管理指針が策定されており、開発側との円滑な調整にも指針が寄与している。本県においても保護の体制を順次充実させていくとともに、普及啓発に努め、地域住民との協働による積極的な保全・活用が図られる状況を目指す必要がある。

イタセンバラ —日進市と木曾川水系での保護のとりくみ—

指 定 区 分:国指定天然記念物

(昭和49年6月25日指定)

員数、指定面積:種指定(地域を定めず)

所 在 地:富山県・岐阜県・愛知県・大阪府

所 有 者:-

管 理 者:-

保護活用にかかる事業費:-

補 助 金:-

保護・整備の報告書:-



イタセンバラ

(写真提供:愛知県名古屋東部丘陵工事事務所)

愛知県教育委員会1979『国指定天然記念物イタセンバラ生息状況調査報告』

建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所1979『木曾川のイタセンバラ』

日進市教育委員会2009『平成18～20年度 国指定天然記念物イタセンバラ保護事業報告書』

条 例 ・ 規 則:-

概要、指定理由:イタセンバラはコイ科タナゴ亜科に属する日本固有の純淡水魚である。主な生息地は、大阪府(淀川水系)、愛知県・岐阜県(木曾川水系)、富山県(氷見市周辺)で、高度成長期の急激な環境悪化により生息数が激減し、絶滅が危惧されたため、昭和49年(1974)に国の天然記念物に指定され、法による保護を受けることになった。また、平成7年(1995)には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」による国内希少野生動植物種に指定されている。その後、環境省及び県のレッドデータブックでは、絶滅危惧ⅠA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)に位置付けられている。

体長10cmになる大型のタナゴ類で、体は薄くて体高が高く、本種を表す尾張・美濃地方の方言が標準和名の由来とされている。河川のワンドや池沼・水路等、流れがないか緩やかで水生植物が繁茂する水域に生息する。寿命は1～2年で、9月～11月頃に繁殖する。他のタナゴ類同様、イシガイ等の二枚貝に産卵する。稚魚は約1週間でふ化し、貝の中で越冬し、翌年4～5月に貝から泳出する。繁殖に必要な二枚貝も成長過程でヨシノボリ等の魚類に寄生するため、イタセンバラの保全を図るには、本種のみならず二枚貝やその宿主魚類との共生を含めた生息環境の復元と保全が必要である。

保護の方法:

(1) 日進市のイタセンバラ

生息の確認:平成8年(1996)、市内の天白川水系で生息が確認され、新聞報道等で一般に知られるようになった。県の調査(平成9・10年)で、主な生息繁殖地が確認され、そこから逸脱した個体が大下流河川で捕獲されたと判断された。なお、本市のイタセンバラは放流個体である可能性が指摘されている。

保護施策の策定:「天然記念物イタセンバラ保護連絡会(平成11・12年度)」により、市への提言(危険分散、地域の保護団体設立、普及啓発活動、保護増殖の推進)が行われた。「日進市イタセンバラ保護連絡協議会(平成13・14年度)」では個体数激減への対応が緊急課題となり、保護池の設置が決定された。以後も「日進市イタセンバラ保護会議(平成17～20年度)」で検討が続けられたが、平成20年(2008)を最後に会議は終了し、以後市教委による経過観察が続けられている。

生息環境悪化と個体数の減少:重要生息地の生息環境悪化は、水質悪化や底質の泥化、ヨシ・ガマの繁茂、外来種の増加が原因とみられる。対策が試みられたが効果は得られず、平成14年(2002)調査では延

べ確認個体数が稚魚6個体と激減した。平成15年（2003）5月に母貝ごと保護池への移植が試みられたが、泳出した稚魚2個体を最後にイタセンパラは確認されていない。

保護増殖の取り組み:平成14年、建設省の事業で保護池が築造されたが成果があがらず、母貝培養池で二枚貝の増殖が続けられた。また、県で捕獲された個体が碧南海浜水族館に搬入され、一時は100個体を超えたため施設内で保護増殖が試みられたが、現在では消失した。

民間の保護事業:民間の保護団体として、地域住民を主体とした愛護会が結成され、保護池の管理を行うなど市の調査・保護事業に協力活動が行われた。

今後の展望:現在も二枚貝やタナゴ類の生息がみられる地域があり、経過観察が続けられている。今後も行政と住民の協働による環境の保全、保護池の管理、意識啓発への取り組みが期待される。

(2) 木曾川水系のイタセンパラ

近年の生息状況:平成6年（1994）に建設省の河川水辺の国勢調査（魚類）で生息が確認されてから、公的機関による調査がくり返されたにも関わらず、10年以上にわたってイタセンパラの生息が確認されなかった。平成19年（2007）に学術調査で生息が再確認され、平成20年に実施された国交省や愛知県の調査で生息が確認された他、同年の河川水辺の国勢調査でも生息が確認されている。

生息環境の保全再生:木曾川中流域では、河岸の樹林化等環境の悪化、外来魚増加の影響が懸念されている。国交省では魚貝類の生息状況調査とともに、ワンド及び周辺の物理環境調査を行い、生息繁殖環境の再生保全等の方策について検討している。平成21・22年度には、愛知県側の一部のワンドで、底質改善のための浚渫、樹林の伐採、イタセンパラ及び二枚貝の一時捕獲・避難及び外来魚駆除の取り組みが実施され、専門家と関係機関による検討会で検証が続けられている。

イタセンパラの公開保護:密猟対策のため、希少種・天然記念物の生息情報は原則非公開とされてきたが、インターネット等で民間に情報が出回っているのが実情である。平成22年（2010）、愛知県警による密猟摘発を契機に、密漁対策、普及啓発等を目的とする「イタセンパラ保護協議会（事務局：環境省・国交省）」が組織された。同協議会では、より積極的な保全・活用のため公開保護を試みることで関係者が合意した。実践的取り組みとして、平成22年4月に関係機関による合同パトロールを、5月には一般参加（小中学生を含む）の勉強会と合同パトロールを木曾川河川敷で実施した。

生息域外保全の試み:「生物や遺伝資源を自然の生息地の外におき、場合によっては人間の管理下において保全すること」を生息域外保全（以下、域外保全）とよぶ。平成8年、国により「イタセンパラ保護増殖事業計画」が策定され、淀川水系及び氷見市で域外保全が実施された。平成19年に木曾川水系で生息が再確認されると、濃尾平野個体群に対する早急な実施が必要となった。平成21年（2008）、環境省により「イタセンパラ生息域外保全検討会」が組織され、飼育繁殖手法及び体制整備、種の保存、野生復帰を目的に検討が開始された。平成22年には、岐阜県世界淡水魚水族館「アクア・トトぎふ」を実施機関として、飼育繁殖及び精子の凍結保存等の取り組みが開始された。

活用普及事業:かつて生息が知られていた地域では、地元住民にイタセンパラの存在が記憶されているが、若い世代や子ども達にはほとんど意識がないのが実情である。先述のイタセンパラ保護協議会では、合同パトロールに際し、「国の天然記念物イタセンパラを守ろう」と題する普及啓発用チラシを作成し、木曾川河川敷を往来する人々に配布した。また、小中学生を含む一般参加による合同パトロールに際し、勉強会を開催するとともに、ロビー展示を実施して、普及啓発に取り組んだ。

課題:イタセンパラ及びその生息環境の保全について、行政の立場で主導的な役割を担っているのが環境省（中部地方環境事務所）及び国交省（木曾川上流河川事務所）であり、新聞報道等では地方公共団体の関わり方が追従的であるとの指摘もある。地方公共団体や地域住民が主体的に保護活動に参画できるように保護部局として取り組むことが必要である。

ニホンカモシカの保護と手続きについて

国指定特別天然記念物であるニホンカモシカ。豊田市教育委員会文化財課ではニホンカモシカについての業務を行っている。豊田市では、平成17年度に近隣6町村（旧藤岡町・小原村・下山村・足助町・旭町・稲武町）との合併により、ニホンカモシカ生息地である森林面積が増加し、その滅失届出件数も増大した。

ニホンカモシカの滅失件数を年度別に表すと表1のとおりである。平成18年度から年間15件前後の滅失を確認している。そのうち（ ）内の数字は旧豊田市域での滅失件数を表している。この表から、合併町村におけるニホンカモシカの滅失件数の多さがわかる。

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 11(1) | 21(3) | 19(2) | 15(2) |

表1 ニホンカモシカ滅失件数
（ ）は旧豊田市域

ニホンカモシカの業務とは、発見現場でのニホンカモシカの検死・死体処理と、愛知県・文化庁への滅失届進達である。検死とは、死亡したニホンカモシカの身体を測定し、年齢や性別、死亡原因などを確認する。ニホンカモシカの年齢については、角に刻まれた年輪から判断できる。年輪の数が個体のおよその年齢である。死亡原因については、その原因が明らかなものは職員が判断しているが、不明なものは警察や地元猟友会等の立会のもとで判断している。ちなみに、豊田市におけるニホンカモシカの死亡原因で最も多いものは交通事故であり、2番目は水路転落による溺死である。また、ニホンカモシカの死体を現地確認する際、密猟の可能性を考える必要もある。昨年度、角が切り落とされた死体が2件発見された。地元猟友会によれば、ニホンカモシカの角は漢方薬に使用されることがあるそうで、ニホンカモシカの死体を長時間放置しておくことは密猟につながる恐れがあるため、素早い対応が求められる。ニホンカモシカの死体処理については、基本的には豊田市清掃業務課に回収・運搬・処理・報告を依頼している。

昨年度、山林で白骨化したニホンカモシカの死体が発見された時には、事務処理後、白骨化した死体の頭蓋骨を学校教材として活用した例もあった。

ニホンカモシカの業務において難しいことは、通報のあった個体が本当にニホンカモシカであるのかどうかの見極めである。昨年度、豊田市稲武地区（旧稲武町）でニホンカモシカの死体発見の通報があった。片道約1時間半をかけて現地に向かい、個体を確認するとニホンカモシカではなく、ニホンジカであった。このように、発見者もその個体がニホンカモシカかどうか分からずに「ニホンカモシカの死体を発見した」と通報する例が年間数件ある。誤報は、時間と業務のロスにつながるため、今後取り組もうとしていることがある。それは合併町村地区の各支所と連携したニホンカモシカ業務である。合併町村地区でニホンカモシカが発見された場合、該当地区の支所職員に現場確認を依頼する。支所職員は、死体の写真撮影を行い、そのデータを文化財課へ送信し、文化財課職員がそのデータを確認する。こうすることで、ニホンカモシカかその他の動物であるかを確認した上で現地へ向かうことができ、ロスをなくすことができる。

これまで、ニホンカモシカの主な業務について紹介してきた。人間と野生動物の住む世界がますます近づいていく中で、今後様々なケースでニホンカモシカと関わっていくことになると思われる。市民や関係課と協力して、より正確にしてより迅速に業務を行っていきたい。

（井上直己：豊田市教育委員会）



ニホンカモシカ

三河地震による地割れ

蒲郡市



三河地震による地割れ（部分）

指 定 区 分：市指定天然記念物（昭和51年11月25日指定）

員数、指定面積：910㎡

所 在 地：蒲郡市一色町西山92-1他

所 有 者：宗教法人 宗徳寺

管 理 者：蒲郡市

保護活用ににかかる事業費：毎年 91,000円

保護活動実施期間：通年

補 助 金：-

請負業者、委託団体：市内造園業者

事 業 報 告 書：-

条 例 ・ 規 則：-

公 開 状 況：自由

交 通 手 段：名鉄三河鹿島駅から徒歩40分、見学者駐車場有

連 絡 先：〒443-0035 蒲郡市栄町10番22号

蒲郡市博物館 電話：0533-68-1881

概要、指定理由:

昭和20年1月13日午前3時38分頃、三河湾東北部を震源とするマグニチュード6.8の三河地震によって生じた地割れである。この地震では、隆起・沈降、場所によっては横ズレも伴った著しい地形の変化がみられた。この地割れは、深溝断層に沿って生じたもので、地震の凄さをよくとどめている。形原地区における断層上での隆起は1.5mにもなり、甚大な被害は主に断層線周辺でもたらされた。

この地震の災害状況は、約1ヶ月前の熊野灘を震央とする東南海地震と同様に、戦時下の情報統制により極秘扱いとされた。蒲郡の死者は、形原町・西浦町に集中し、237名にのぼった。発生時刻が、あいにく真冬の未明時であり、ほとんどの人が熟睡していたので、激しい家屋の倒壊によって就寝中に圧死した人が多かった。

深溝断層は、三河湾内の中央構造線から北へ延び、幸田町深溝で約90度西へ曲がり、三ヶ根山を迂回する形で延びている。深溝断層の活動周期は、最近の調査（平成10年、(財)電力中央研究所）で、数万年単位の長いものであることが分かってきたが、場所によっては、三河地震が起きる約4000年前の活動が推定される部分もあり、比較的短い周期で活動を起こす可能性も否定できない。

ここ宗徳寺本堂裏の地割れは、当時の様相をそのまま残しているもので、昭和51年11月25日、市の天然記念物に指定された。指定時の延長は41mであった。

保護の方法:昨今の防災意識の高まりから見学者が多く訪れるようになり、寺院や近隣住民に迷惑がかかるようになってきたため、「三河地震による地割れ」保存整備事業を実施した。当該地も宗徳寺と使用貸借契約を結び、管理を市で行うようにした。

平成10年度 見学者駐車場整備 (224㎡)

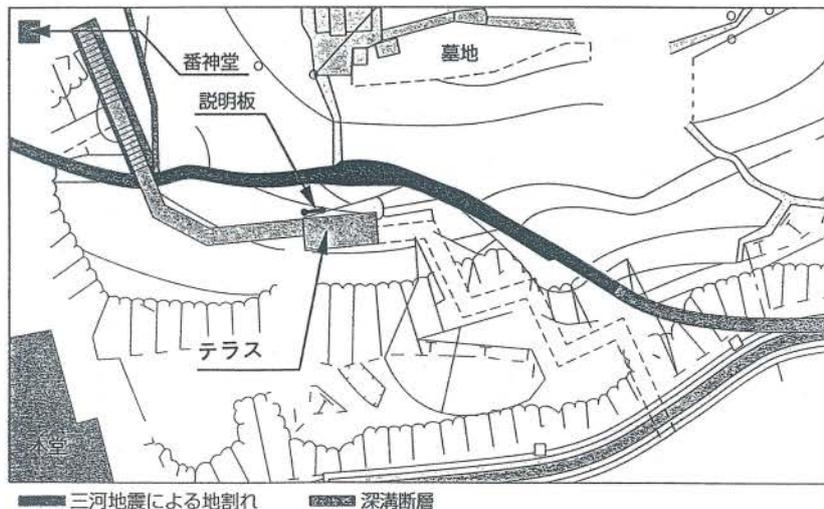
平成12年度 第1期工事:階段工

平成13年度 第2期工事:擁壁工、擬木フェンス工、客土吹付工

平成14年度 第3期工事:擬木テラス工、説明板(2基)、道路案内板(県道沿い2基)、地割れ復元工(埋没土砂の掘り出し)

活用、普及事業:-

課 題:上方が墓地になっており、そこからの土砂が地割れに流入して埋没気味になるため、随時掘り出しが必要となっている。



「三河地震による地割れ」整備平面図

三河地震による地震断層

幸田町

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (昭和50年12月26日指定)

員数、指定面積: 1,806㎡

所 在 地: 幸田町大字深溝字小井文字

所 有 者: 幸田町

管 理 者: 幸田町

保護活用にかかる事業費: 122,472円 (単年度)

保護活動実施期間: 通年

補 助 金: -

委 託 団 体: -

保護・整備の報告書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 随時見学可能

交 通 手 段: J R 三ヶ根駅下車、徒歩20分。駐車場有。

連 絡 先: 〒444-0192 幸田町大字菱池字元林 1 - 1

幸田町教育委員会生涯学習課 電話: 0564-63-5141

概要、指定理由:

昭和20年1月13日に起きた三河地震によって形成された地震断層。この地震断層は三河湾内から蒲郡市形原を通り幸田町深溝まで達する深溝断層と、吉良町宮迫からを西尾市志籠谷にかけての横須賀断層からなる。三河地震は直下型の地震であり、この地震によって断層の西～南側が最大で約1m水平移動し、垂直方向約1.5m隆起した。地震による被害は地盤が動いた西～南側に集中している。

地元の小学校に残る日誌には東京大学名誉教授津屋弘達氏など地震研究者が現地を訪れ調査をしたことが克明に記録されており、三河地震研究の貴重な調査資料として位置づけられていたことがわかる。なお、深溝断層は学術名であるが、これは津屋によって名づけられたものである。これらの学術的な背景を踏まえ、また地震の記憶を後世に伝えていくためという教育上の意義もあり指定となった。

保 護 の 方 法: 年に1回、草刈りや周辺の木々の伐採をおこない、指定範囲内が荒れないように注意をしている。

活用、普及事業:

現地には説明の看板と、隆起の状況が分かるように変位柱を設置し、見学者に備えている。また郷土資料館において三河地震コーナーを設置し、地震そのものを知ってもらい、改めて現地に脚を運んでもらえるように対応している。

課 題:

現地在山あいにあるため、常には人の目が届かない。それも現地の変化に素早い対応をすることが難しい。断層そのものがいたずらされることはないが、駐車場に停まった人々がゴミを断層内に廃棄する状況がたびたび見られる。三河地震の断層ということもあり、全国的な知名度はあるようだが、いまひとつ活かしきれていないのが実情である。

専門委員会と職員体制: 専門委員なし

現在の管理体制: 年に数回現地の草刈りなどを実施し、状況に変化がないようにしている。



深溝断層の様子



断層説明看板



断層に生きる希少植物 モウセンゴケ

高師小僧

豊橋市

指定区分：県指定天然記念物（昭和32年10月4日指定、平成12年11月21日追加指定）

員数、指定面積：165㎡ + 350㎡

所在地：豊橋市西幸町字浜池330

所有者：豊橋市

管理者：豊橋市

保護活用にかかる事業費：浜池公園屋外展示施設等整備

3,000,000円

とよはし高師小僧フェスタ

1,073,450円

保護活動実施期間：-

補助金：-

委託団体：-

保護・整備の報告書：-

条例・規則：-

公開状況：随時見学可能

交通手段：市立高師台中学校敷地内は見学不可。浜池公園は豊橋駅より豊鉄バス天伯団地線「サイエンスコア」下車、徒歩5分。近隣に駐車場有り。

連絡先：〒440-0801 豊橋市今橋町3-1

豊橋市美術博物館 電話：0532-51-2879

概要、指定理由：

高師小僧とは、地下水に溶けた鉄分が地中の植物の根や茎のまわりに水酸化鉄として付着した褐鉄鉱の管状・樹枝状のかたまりである。豊橋市南部に位置する高師原台地周辺の渥美層群中から豊富に産出され、その形から江戸時代より地元では「高師小僧」の名で呼ばれていた。明治28年（1895）に、鉱物学者の小藤文次郎によってその名が提唱され、一般名称として広く呼ばれるようになった。

同様な鉱物が産出される北海道名寄市と滋賀県日野町では、昭和10年代に国天然記念物の指定を受けている。しかし名前の発祥地である豊橋市では、昭和32年に顕彰的な意図のもと、わずか165㎡が県天然記念物に指定されたにすぎない。さらに旧指定地に隣接して先端技術企業団地であるサイエンスコアが造成される際に、用地内の一角にある浜池公園内の一部350㎡が平成12年に追加指定された。

現在は標識地として、高師台中学校校庭と浜池公園の一部が指定されているにすぎないが、高師小僧の実際の産出範囲はさらに西・南方の野依地区や植田地区、老津地区など広域に及んでいる。

保護の方法：

旧指定地は中学校の校庭内に柵で囲まれた状態で保存され、そこだけは造成を免れて旧地形が保存されている。一方浜池公園の追加指定地は、公園の余剰地を利用したもので旧地形は留めていない。ここでは断面に高師小僧が露出するなど、実際の産出状況をその目で見る事ができる。なお、高師小僧の表面採集は特段制限していない。

活用、普及事業：

浜池公園の造成に際して、豊橋市役所工業勤労課が豊橋市自然史博物館の協力を得て、高師小僧を含む土層はぎ取りの屋外展示施設、ならびに説明表示板を設置した。展示施設は、樹脂強化した土層のはぎ取り断面をアクリル展示ケースに収めて屋外展示したもので、旧指定地に自由に入出入りできない代わりに、



高師小僧

高師小僧の産出状態を断面で観察できる分かりやすいものである。

また平成18年度には、市民の高師小僧への関心をうながすことを目的に、豊橋市自然史博物館が「とよはし高師小僧フェスタ」を開催した。市民向けのシンポジウムをはじめ、高師小僧を使用した「たたら製鉄法」による製鉄実験、市民が採集した高師小僧を同館に出品・展示する「高師小僧コンテスト」、高師小僧の露出地を小学生と学芸員が探索する「高師小僧調査隊」など、さまざまな視点から高師小僧を取り上げたイベントが催され、事業の最後には報告書も刊行された。

課 題：

広域に産出する鉱物であるため、特別な保護措置を必要としない一方で、農用地等による造成工事によって旧地形が失われていく現状がある。「高師小僧」の名称の発祥地として、国昇格指定を含む広域保護をはかることが望ましい。



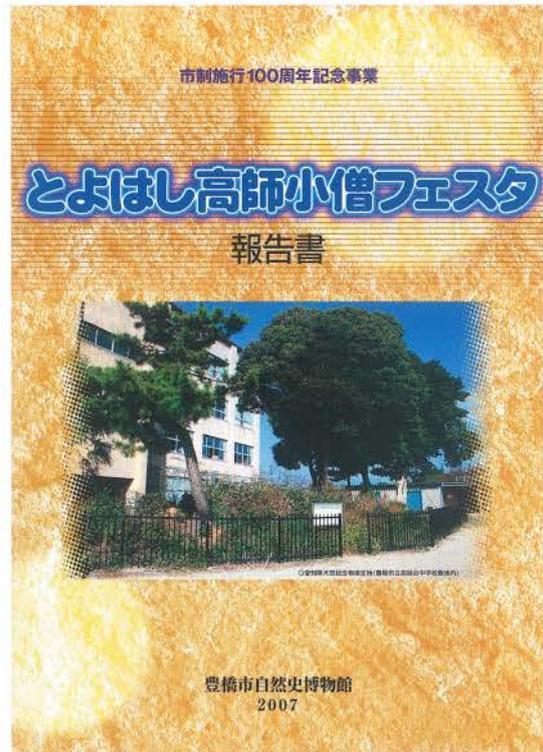
浜池公園の指定地



高師台中学校校庭の指定地



屋外展示施設



「とよはし高師小僧フェスタ」報告書

ちゅう おう こう ぞう せん なが しの ろ とう
中央構造線長篠露頭

新城市

指 定 区 分:市指定天然記念物 (平成19年 4月23日指定)

員数、指定面積:109㎡

所 有 者:個人

管 理 者:新城市

保護活用ににかかる事業費:平成20年度 497,000円

保護活動実施期間:平成20年度に遊歩道の整備や見学用テラスの設置

補 助 金:-

請負団体・業者:地元業者

保護・整備の報告書:-

条 例 ・ 規 則:-

公 開 状 況:常時、見学可

交 通 手 段:豊川ICより国道151号を北上し、車で40分

連 絡 先:〒441-1392 新城市字東入船6-1

新城市教育委員会 文化課 電話:0536-23-7655

概要、指定理由:中央構造線の外帯の三波川変成帯の結晶片岩の上に、内帯の領家変成帯の花崗岩源圧
砕岩が衝上し覆いかぶさっている様子の分かる、中央構造線の観察に非常に適した場
所である

保 護 の 方 法:-

活用普及事業:鳳来寺山自然科学博物館で見学会等を実施

課 題:活用方法を検討する必要がある。



近景 (上半部〔白色〕:内帯、下部〔黒色〕:外帯)

に ぶち およ あずか ぶち 煮え涪及び預り涪のポットホール 東栄町

指 定 区 分: 県指定天然記念物 (昭和63年11月11日指定)

員数、指定面積: 2 か所

所 在 地: 東栄町大字下田字川角及び東藪目字アセモ立地内

所 有 者: 東栄町

管 理 者: 東栄町

保護活用にかかる事業費: -

保護活動実施期間: -

補 助 金: -

委 託 団 体: -

保護・整備の報告書: -

条 例 ・ 規 則: -

公 開 状 況: 特に規制なし

交 通 手 段: JR飯田線東栄駅下車 町営バス利用常磐橋下車徒歩 5 分

連 絡 先: 〒449-0214 東栄町大字本郷字大森 1

東栄町教育委員会 社会教育係 電話: 0536-76-1266

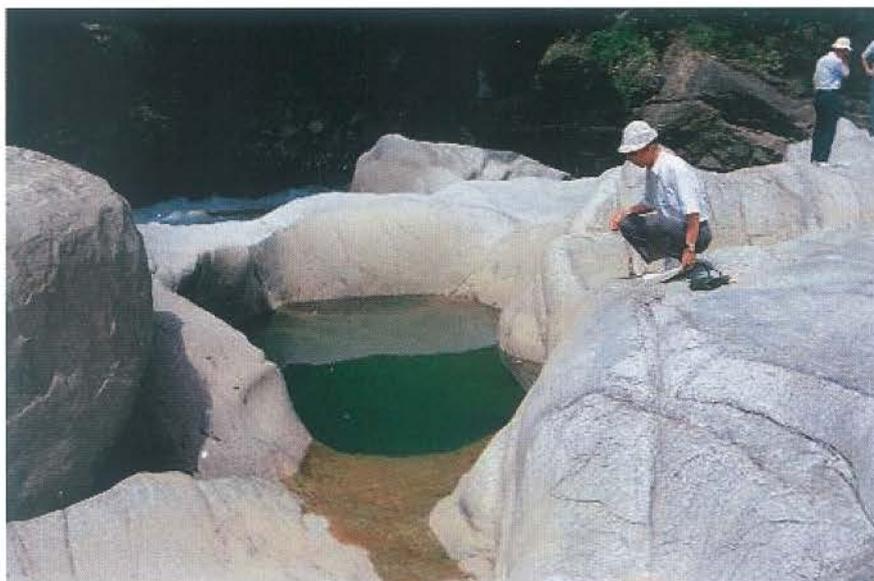
概要、指定理由: ポットホールとは河川浸食による地形の一種で、岩盤の窪みに入った石が水流によって回転し、長い年月の間に次第に円形の穴に拡大して生じたものである。

約 1 億年前に生成された花崗岩の岩盤上の節理や弱線に浸食作用が加わって生成されたもので、しかも生成の古いものから新しいものまで多数のポットホールを有しており、その過程の記録をよくとどめており、地質学的あるいは地形学的にも貴重なものである。

保 護 の 方 法: 町により吊り橋などが設置されると共に、清掃・除草など指定地周囲を定期的に管理・保護している。

活 用 普 及 事 業: -

課 題: 景勝の存在価値を広く P R する手段を検討中。



ポットホールの近景

1 飼育される天然記念物

「天然記念物」の語感からすれば、イメージ的には自然界で雄々しく育った植物や動物などが思い浮かびやすい。その一方で、誕生から成長、そしてその死にいたるまで、常に人間の手によって管理される天然記念物がある。ここでは、愛知県を代表する2つの「飼育される天然記念物」を紹介したい。

2 四尾の地金—県指定天然記念物:「人工調色」が行われる唯一の金魚—

「地金」とはもともとその地方で独自に改良された金魚のことをいう。「四尾の地金」の名は、他地域固有の金魚と区別するために付けられたもので、愛知県内では「地金」といえばとくにこの金魚を指している。

四尾の地金の特徴は、

- ①後ろから見た場合、蝶が羽根を広げたような優美な尾ひれ（孔雀尾という）を持つ
- ②白地に胸、腹、背、カジ、尾の各「ひれ」と口元、頬（えらぶた）だけが赤の特殊な文様構成

が代表的である。純白な体色と鮮やかな赤、そして孔雀尾が優美な姿を演出する独特の金魚で、一度その姿を目にすれば強い印象を受けることだろう。

ところで、地金の独特の文様構成は自然発色ではなく、人工調色によるものである。その方法は、色変わりしはじめた稚魚の鱗や皮をヘラや小指の爪などを使って素早くはぎ取るという、金魚にとっては過酷な方法である。はぎ取った部分には色がのらず、後に美しい白色を呈する。当然稚魚は弱るので迅速に仕上げなければならないが、その反面、飼育者には繊細な作業が求められることになる。余談になるが、筆者は高校生のころに調色作業を実見したことがあり、作業後の稚魚はフラフラになっているため養生させる必要があった。1週間から10日間ほどで色が落ち着くとのことだった。

その姿形ばかりでなく、調色法や飼育法を含めて、三河・尾張地方で伝統的に生み出されてきた金魚である。三河地方では金魚愛好者（「愛錦（金）家」ともいう）の団体があり、盛んに品評会が開催されている。まさに地域を特色づける文化遺産といっても過言ではないだろう。

3 蓑曳鶏—国指定天然記念物:後継者不足への悩み—

蓑曳鶏は、江戸時代の中ごろに三河地方の愛鶏家によって生み出された観賞用の和鶏である。中国産の小国鶏とタイ産の軍鶏（シャモ）の交配種と考えられてきたが、近年の遺伝解析によって東南アジア系の可能性が指摘されている。「蓑毛」と呼ばれる長さ50cmほどの尾羽が特徴で、ふさふさとした尾羽を引きずりながら優美に歩く姿が人々に愛され、昭和15年（1940）に国の天然記念物に指定された。体形は小型の軍鶏に近く、羽の色によって5種類に分けられている。

かつては三河と遠江地方を中心に愛好され、一時は三河地方だけでも1500羽が飼育されていた。しかし近年、遠江地方ではほとんど見られなくなり、三河地方でも飼育数は激減している。専用の鶏舎の設置や病気予防のための特殊な餌など、飼育に手間がかかるためといわれ、先ごろ後継者減に悩む豊橋市在住の愛鶏家の記事が新聞に掲載された（中日新聞東三河版平成22年6月1日記事「優美な地鶏を絶やさぬように 蓑曳鶏育てて」）。飼育の中心地だった東三河地方でも、現在は2人の愛鶏家によって30羽ほどが飼育されているにすぎない。



（岩原 剛：豊橋市教育委員会）

四尾の地金

◎名勝一覧表

尾張

| No | 頁 | 名称 | 所在市町村 | 指定区分 | 所有者 | 管理者 | 保護内容 | 調査 | 保存管理計画 | 活用内容 | 備考 |
|----|----|----------------------|-------|-------|---------|------|-------------------------------------------------------------------------------|----|--------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1 | | 名古屋城二之丸庭園 | 名古屋市 | 国 | 国 | 名古屋市 | 発掘調査後一部復元整備。現在整備のための調査進行中 | | | 一般公開 | |
| 2 | 9 | 鶴舞公園 | 名古屋市 | 登録記念物 | 名古屋市 | 名古屋市 | | | | 都市公園として活用 | |
| 3 | | 旧「年魚市潟」展望地 | 名古屋市 | 市 | 白毫寺 | 白毫寺 | | | | 一般公開 | |
| 4 | 13 | 木曾川堤（サクラ） ※江南市と共通 | 一宮市 | 国 | 国・一宮市 | 愛知県 | 樹木調査、樹勢回復作業、施肥、下枝剪定、環境整備、銘板設置、名札掛けなど | ○ | 作成中 | 春の花見に利用される | 名勝・天然記念物 愛知県教育委員会をはじめ、国土交通省など関係機関と調整して保護活動を実施 |
| 5 | | 石槌 | 瀬戸市 | 市 | 瀬戸市 | 瀬戸市 | | | | | |
| 6 | | 目鼻石 | 瀬戸市 | 市 | 国 | 愛知県 | | | | | |
| 7 | 17 | 内々神社庭園 | 春日井市 | 県 | 内々神社 | 内々神社 | 庭園管理と樹木の剪定 | ○ | | 看板設置、毎年「内津文化財祭」を開催 | |
| 8 | | 木曾川 | 犬山市 | 国 | 国・市・個人等 | 犬山市 | 名勝木曾川の管理計画に基づく現状変更許可 | | | 特になし | 管理計画は、保存管理計画には該当しない |
| 9 | 13 | 木曾川堤（サクラ） ※一宮市と共通 | 江南市 | 国 | 国 | 愛知県 | 愛知県教育委員会が管理マニュアルを作成、平成20・21年度に天然記念物保護普及啓発事業を実施。江南市では、平成21年度緊急雇用創出事業にて剪定作業を行った | ○ | ○ | 文化財であるサクラへの愛着や郷土の歴史への理解を深める目的で、平成21年度に、地元小学生に桜の樹種等を記したプレートを作成してもらい、取付けを行なった | 今後有識者を交えて江南市における「木曾川堤（サクラ）」の保存管理計画を策定する予定である |
| 10 | | 万葉の歌碑 | 東海市 | 市 | 諏訪神社 | 諏訪神社 | | | | 看板設置 | |
| 11 | | 聚楽園大仏及び境内地 | 東海市 | 市 | 大仏寺 | 大仏寺 | | | | 看板設置 | |
| 12 | 21 | 蓮華寺庭園 | あま市 | 県 | 蓮華寺 | 蓮華寺 | 蓮華寺による清掃、除草、剪定 | | | | 名勝・天然記念物 |

三河

| No | 頁 | 名称 | 所在市町村 | 指定区分 | 所有者 | 管理者 | 保護内容 | 調査 | 保存管理計画 | 活用内容 | 備考 |
|----|----|-------|-------|------|-------|-------|------------|----|--------|-----------------------------------|----|
| 1 | | 大滝 | 豊田市 | 市 | 愛知県・国 | 愛知県・国 | | | | | |
| 2 | 25 | 八橋伝説地 | 知立市 | 県 | 市 | 市 | 草刈、樹木の剪定 | | | ガイドボランティア団体による観光案内 | |
| 3 | 20 | 杜若池 | 知立市 | 市 | 無量寿寺 | 市 | カキツバタの育成管理 | | | 史跡八橋かきつばたまつりの実施ガイドボランティア団体による観光案内 | |
| 4 | 22 | 鳳来寺山 | 新城市 | 国 | 鳳来寺 | 鳳来寺 | | | | ガイドツアーの実施 | |
| 5 | 24 | 阿寺の七滝 | 新城市 | 国 | 財産区 | 財産区 | | | | 見学道の整備 | |
| 6 | 19 | 富賀寺庭園 | 新城市 | 市 | 富賀寺 | 富賀寺 | 復元整備 | ○ | | | |
| 7 | | 桜淵 | 新城市 | 市 | 新城市 | 新城市 | | | | 観光課管理 | |
| 8 | | 満光寺庭園 | 新城市 | 県 | 満光寺 | 満光寺 | 日常管理 | | | | |
| 9 | | 鮎滝 | 新城市 | 市 | 国 | 愛知県 | | | | | |
| 10 | | 鳴沢の滝 | 新城市 | 市 | 国 | 愛知県 | | | | | |
| 11 | 26 | 岩古谷山 | 設楽町 | 県 | 設楽町 | 設楽町 | | ○ | | 登山道整備 | |
| 12 | | 神田の三滝 | 設楽町 | 町 | 設楽町 | 設楽町 | | ○ | | | |
| 13 | 27 | つたの淵 | 東栄町 | 町 | 国 | 愛知県 | | | | | |
| 14 | | 瀬戸淵 | 東栄町 | 町 | 国 | 愛知県 | | | | | |
| 15 | | 明神山 | 東栄町 | 町 | 個人 | 個人 | | | | | |
| 16 | | 大入川溪谷 | 東栄町 | 町 | 国 | 愛知県 | | | | | |
| 17 | | 振草川溪谷 | 東栄町 | 町 | 国 | 愛知県 | | | | | |

※データは平成21年度末時点のもの

◎天然記念物一覧表 尾張

| No. | 頁 | 名称 | 所在市町村 | 指定区分 | 種別 | | | | | | | | | | 所有者 | 管理者 | 保護内容 | | | | | | 調査報告書 | 保存管理計画 | | |
|-----|-----|---------------------|---------|------|----|-------|------|----|-----|-----|------|------|--------|------|------------|------------|------|-----|-----|-----|---|--|-------|--------|--|-------|
| | | | | | 植物 | | 動物 | | 地質 | | 看板設置 | 支柱設置 | 樹木区等診断 | 回復作業 | | | 環境整備 | その他 | | | | | | | | |
| | | | | | 単木 | 並木・社叢 | 自然群落 | 湿地 | 自生地 | その他 | | | | | | | | | 生息地 | その他 | | | | | | |
| 1 | | 名古屋城のカヤ | 名古屋市 | 国 | ○ | | | | | | | | | | 名古屋市 | 名古屋市 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 2 | | オガタモノキ | 名古屋市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | |
| 3 | | 宝珠院のイヌナシ | 名古屋市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 宝珠院 | 宝珠院 | ○ | | | | | | | | | |
| 4 | | 大乃依神社のボダイジュ | 名古屋市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 大乃依神社奉賛会 | 大乃依神社奉賛会 | ○ | | | | | | | | | |
| 5 | | 村上社のクスノキ | 名古屋市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 八幡社 | 八幡社 | ○ | | | | | | | | | |
| 6 | | 木曾川堤(サクラ) | 一宮市 | 国 | | ○ | | | | | | | | | 国・一宮市 | 愛知県 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 7 | | 起の大イチョウ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 大明神社 | 大明神社 | | | | | | | | | | |
| 8 | | 起のヤマガキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 大明神社 | 大明神社 | | | | | | | | | | |
| 9 | | 河津のドウダン群 | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 10 | | 起のイブキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 11 | | 起のイブキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 12 | | 瀬江のイチョウ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 瀬江神社 | 瀬江神社 | | | | | | | | | | |
| 13 | | 西萩原のクロガネモチ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 神明神社 | 神明神社 | | | | | | | | | | |
| 14 | | 地蔵寺のイチイガシ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 地蔵寺 | 地蔵寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 15 | | 玉野のシラカシ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 八幡神社 | 八幡神社 | | | | | | | | | | |
| 16 | | 光願寺のコウヤマキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 光願寺 | 光願寺 | | | | | | | | | | |
| 17 | | 出先のムクノキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 神明社 | 神明社 | | | | | | | | | | |
| 18 | | 法信寺のタブノキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 法信寺 | 法信寺 | | | | | | | | | | |
| 19 | | 若宮のクロガネモチ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 神明社 | 神明社 | | | | | | | | | | |
| 20 | | 島村のクロガネモチ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 21 | | 長誓寺のカイズカイブキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 長誓寺 | 長誓寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 22 | | 長誓寺のシダレザクラ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 長誓寺 | 長誓寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 23 | | 三位のイチョウ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 遠治神社 | 遠治神社 | | | | | | | | | | |
| 24 | | 玉野のクロガネモチ群 | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 八幡神社 | 八幡神社 | | | | | | | | | | |
| 25 | | 加納馬場のムクロジ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 日吉社 | 日吉社 | ○ | | | | | | | | | |
| 26 | | 野見神社のスタジイ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 野見神社 | 野見神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 27 | | 西玉城のエノキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 神明社 | 神明社 | | | | | | | | | | |
| 28 | | 刈安賀のムクノキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 29 | | 東浅井のトチノキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | |
| 30 | | 小塞神社社叢 | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 小塞神社 | 小塞神社 | | | | | | | | | | |
| 31 | | 重吉のケヤキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 32 | | 慶園寺のカイズカイブキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 慶園寺 | 慶園寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 33 | | 常保寺のイチョウ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 常保寺 | 常保寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 34 | | 丸日市場のシャチャンボ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 白山社 | 白山社 | | | | | | | | | | |
| 35 | | 妙興寺のスタジイ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 妙興寺 | 妙興寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 36 | | 蓮浄寺のクスノキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 蓮浄寺 | 蓮浄寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 37 | | 宅美神社のヒツバタゴ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 宅美神社 | 宅美神社 | | | | | | | | | | |
| 38 | | あずらのクスノキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | |
| 39 | | 萩原緑地のサイカチ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 一宮市 | 一宮市 | ○ | | | | | | | | | |
| 40 | | 長誓寺のヤマガキ | 一宮市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 長誓寺 | 長誓寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 41 | 106 | オオサンショウウオ | 瀬戸市・大山市 | 国 | | | | | | | | | | | 種指定 | | | | | | | | | ○(瀬戸) | | ○(瀬戸) |
| 42 | | マルバラヨウ | 瀬戸市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 三社大明神社 | 三社大明神社 | | | | | | | | | | |
| 43 | 52 | マメナシ | 瀬戸市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 瀬戸市 | 瀬戸市 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 44 | | イブキ | 半田市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 摂取院 | 摂取院 | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 45 | | ムクノキ | 半田市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 津島天王講 | 津島天王講 | ○ | | | | | | | | | |
| 46 | | ソテツ | 半田市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 常福院 | 常福院 | ○ | | | | | | | | | |
| 47 | | クロマツ | 半田市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 白山神社 | 白山神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 48 | 103 | 薬水池のシデコブシ自生地 | 春日井市 | 市 | | | | | | ○ | | | | | 春日井市 | 春日井市 | ○ | ○ | | | ○ | | | | | ○ |
| 49 | | 下新田のフジ | 津島市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 50 | | 津島神社のイチョウ | 津島市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 津島神社 | 津島神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 51 | | 津島神社のホルトノキ | 津島市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 津島神社 | 津島神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 52 | | カジノキ群落 | 津島市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 津島市 | 津島市 | ○ | | | | | | | | | |
| 53 | | 宮川町のエノキ | 津島市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 県立津島高等学校 | 県立津島高等学校 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 54 | | 伊藤家のホルトノキ | 津島市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | |
| 55 | | 津島の透明蘭のギンパンナ(エベツサマ) | 津島市 | 市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 56 | 95 | ヒツバタゴ自生地 | 大山市 | 市 | | | | | | ○ | | | | | 個人 | 大山市 | ○ | | ○ | | ○ | | | | | △ |
| 57 | 67 | 多賀神社の社叢 | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 多賀神社 | 多賀神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 58 | | 常滑市大野町のイブキ | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | |
| 59 | | イブキ | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 大善院 | 大善院 | ○ | | | | | | | | | |
| 60 | | 防風林 | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 常滑市 | 横戸区 | ○ | | | | | | | | | |
| 61 | | クロマツ(しゃもほこ) | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 多摩区 | 多摩区 | ○ | | | | | | | | | |
| 62 | | 大野町のイブキ(北) | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 63 | | 大野町のイチョウ | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | ○ | | | | | | | |
| 64 | | 高嶺寺のツバキ | 常滑市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 高嶺寺 | 高嶺寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 65 | | 櫻 | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 前野天満社 | 前野天満社 | | | ○ | | | | | | | |
| 66 | | 紅梅 | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 67 | | いちいがし | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | (布袋)八幡社 | (布袋)八幡社 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 68 | | いちよう | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | (島宮)八幡社 | (島宮)八幡社 | ○ | | | | | | | | | |
| 69 | | むく | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 豊陀羅寺 | 豊陀羅寺 | ○ | | | | | | | | | |
| 70 | | あべまき | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 伊賀々原神社 | 伊賀々原神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 71 | | ぼだいじゆ | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 天神社 | 天神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 72 | | むくろじ | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 稲木神社 | 稲木神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 73 | | いすのき | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 大明神社 | 大明神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 74 | | あおはだ | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 大明神社 | 大明神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 75 | | くろがねもち | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 高屋神社 | 高屋神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 76 | | もっこく | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 天道社 | 天道社 | ○ | | | | | | | | | |
| 77 | | 彼岸桜 | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 豊陀羅寺 | 豊陀羅寺 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 78 | 44 | 彼岸桜 | 江南市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 久昌寺 | 江南市 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 79 | | 熊野神社の五枚岩 | 小牧市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 熊野神社 | 熊野神社 | ○ | | | | | | | | | |
| 80 | | 岩崎清流亭の藤 | 小牧市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 個人 | 個人 | | | | | | | | | | |
| 81 | | 日吉神社のクスノキ | 小牧市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 宇野宮神社 | 宇野宮神社 | ○ | | | ○ | | | | | | |
| 82 | | 小牧小学校校庭のクロマツ | 小牧市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 小牧市(小牧小学校) | 小牧市(小牧小学校) | ○ | | ○ | | ○ | | | | | |
| 83 | | 多気十二柱神社のシイノキ | 小牧市 | 市 | ○ | | | | | | | | | | 十二柱神社 | 十二柱神社 | ○ | | | ○ | | | | | | ○ |

※データは平成21年度末時点のもの

| No. | 頁 | 名称 | 所在 市町村 | 指定 区分 | 種 類 | | | | | | | | 所有者 | 管理者 | 保護内容 | | | | | | | 調査 報告書 | 保存管 理計画 | | | |
|-----|-----|----------------------|-----------|----------|-----|-----------|----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------|----------|----------|------------|----------------------|-----------------|-----|-----------|------------|--|-----------|---|
| | | | | | 植物 | | | | 動物 | | | | | | 地質 鉱物 | 看板 設置 | 支柱 設置 | 樹木医 等診断 | 回復 作業 保護 団体 | 環境 整備 その他 | その他 | | | | | |
| | | | | | 単木 | 並木 ・社叢 | 自然 群落 | 渚地 | 自生地 | その他 | 生息地 | その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 84 | 97 | 大草のマメナシ自生地 | 小牧市 | 市 | | | | | | ○ | | | | 小牧市 | 小牧市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 85 | | 貴船神社のアベマキ | 小牧市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 八幡社 | 八幡社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 86 | | 高野菩提樹 | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 大塚南区 | 大塚南区 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 87 | | 銀杏 | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 88 | | ムクロジ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 性海寺 | 性海寺 | | | ○ | | | | | | | | |
| 89 | | イブキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 性海寺 | 性海寺 | | | ○ | | | | | | | | |
| 90 | | ムクノキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 八幡社 (大塚北) | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 91 | | サザンカ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 92 | | シイノキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 八剣社 | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 93 | | イブキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 善福寺 | 善福寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 94 | | ムクノキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 95 | | サツキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 96 | | クロマツ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 大松保存会 | 大松保存会 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 97 | | シイノキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 塩江神社 | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 98 | | イチイガシ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 99 | | クロガネモチ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 天ノ宮神社 | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | |
| 100 | | モミジ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | |
| 101 | | モッコク | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 神明社 | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 102 | | オオムラサキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 大福寺 | 大福寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 103 | | ムクノキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 下津小学校 | 下津小学校 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 104 | | 祐善寺イチヨウ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 祐善寺 | 祐善寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 105 | | 金兵衛イチヨウ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 106 | | 弥生イチヨウ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 107 | | イブキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 108 | | ヒトツバタゴ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 中牧堂大明神 社 | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 109 | | シイノキの群生 | 稲沢市 | 市 | | ○ | | | | | | | | 布智神社 | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | |
| 110 | | ナギ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 経蔵寺 | 経蔵寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 111 | | クスノキ | 稲沢市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 八幡社(東城) | 神社管理者 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 112 | | つばらしい | 東海市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 観福寺 | 観福寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 113 | | 大榎 | 東海市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 大宮神社 | 大宮神社 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 114 | | 大榎 | 東海市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 観音寺 | 観音寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 115 | | マメナシ(イヌナシ) | 知多市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 稲荷神社 | 稲荷神社 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 116 | | マメナシ | 尾張旭市 | 市 | | | | | | ○ | | | | 尾張旭市 | 尾張旭市 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 117 | | アイナシ | 尾張旭市 | 市 | | | | | | ○ | | | | 尾張旭市 | 尾張旭市 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 118 | | 宮賀池渚地 | 尾張旭市 | 市 | | | | | | ○ | | | | 尾張旭市 | 尾張旭市 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 119 | 89 | 豊明のナガバノイシモチソウ | 豊明市 | 市 | | | | | | ○ | | | | 豊明市 | 豊明市 | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 120 | 82 | 大狭間渚地 | 豊明市 | 市 | | | | | | ○ | | | | 豊明市 | 豊明市 | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 121 | 121 | イタセンバラ | 日進市他 | 国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 保護池 設置 | ○ |
| 122 | 96 | 臥龍の松 | 日進市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 妙仙寺 | 妙仙寺 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 123 | 99 | 立田赤蓮根 | 愛西市 | 市 | ○ | | | | | | ○ | | | 愛西市 | 愛西市 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 124 | | 東保八幡社クロマツ | 愛西市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 東保八幡社 | 東保町 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 125 | | 西枇杷島小学校校庭のクロ ガネモチ | 清須市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 清須市教育委 員会 | 西枇杷島小学 校 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 126 | | 伊吹木 | 北名古屋 市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 松林寺 | 松林寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 127 | | 銀杏 | 北名古屋 市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 松林寺 | 松林寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 128 | | 亀甲竹林 | 北名古屋 市 | 市 | | ○ | | | | | | | | 松林寺 | 松林寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 129 | | クロマツ | 北名古屋 市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 長岳院 | 長岳院 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 130 | | ツブラシイ | 北名古屋 市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 高田寺自治会 | 高田寺自治会 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 131 | | とうかえで | 北名古屋 市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 西春中学校 | 西春中学校 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 132 | | 菩提樹 | 北名古屋 市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 西春中学校 | 西春中学校 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 133 | | 薬師寺の大榎 | 弥富市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 薬師寺 | 薬師寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 134 | 39 | おみよし松 | 弥富市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 弥富市 | 弥富市 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 135 | | 二つお宮の松 | 弥富市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 東郷区 | 東郷区 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 136 | | 森津の榎 | 弥富市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 弥富市 | 弥富市 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 137 | | 蓮華寺のカヤの木 | あま市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 蓮華寺 | 蓮華寺 | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | |
| 138 | | 下笠澤のフジ | あま市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 個人 | あま市 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 139 | | 七宝町のラカンマキ | あま市 | 市 | ○ | | | | | | | | | 八幡神社 | 八幡神社 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 140 | | クロナガモチ | 東郷町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 141 | | アベヌキ | 東郷町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 142 | | いちい榎 | 豊山町 | 町 | | ○ | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 143 | | 楠 | 豊山町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 千松寺 | 千松寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 144 | | マメナシ | 大口町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 天神社 | 天神社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 145 | | 山柿 | 大口町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 小口神社 | 小口神社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 146 | | 山茶花 | 大口町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 147 | | イロハモミジ | 扶桑町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 148 | | 山那神社のケヤキ | 扶桑町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 山那神社 | 山那神社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 149 | 54 | 須成藤照院イチヨウ | 笠江町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 龍照院 | 龍照院 | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 150 | | 舟入中部神明社イチヨウ | 笠江町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 舟入中部神明社 | 舟入中部神明社 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 151 | | 楠(2本) | 阿久比町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 宮津鶴田社 | 地元区長 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 152 | 83 | 板山高根渚地 | 阿久比町 | 町 | | | | | | ○ | | | | 未指 定 | 阿久比町 | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| 153 | | 極楽寺の榎 | 東浦町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 極楽寺 | 極楽寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 154 | | 伊久智神社大榎の森 | 東浦町 | 町 | | ○ | | | | | | | | 伊久智神社 | 伊久智神社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 155 | | 地藏院のイブキ | 東浦町 | 町 | ○ | | | | | | | | | 伝宗院 | 地藏院 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 156 | | 羽豆神社の社叢 | 南知多町 | 町 | | ○ | | | | | | | | 羽豆神社 | 羽豆神社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 157 | 110 | 鶴の山ウサギ地 | 美浜町 | 町 | | | | | | | ○ | | | 美浜町 | 美浜町 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 158 | | 阿奈志神社のホルトノキ | 美浜町 | 町 | | ○ | | | | | | | | 阿奈志神社 | 阿奈志神社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 159 | 73 | 巻町田沼地植物群落 | 武豊町 | 町 | | | | | | ○ | | | | 武豊町 | 武豊町 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 160 | 48 | 白山社のクロガネモチ | 武豊町 | 町 | | ○ | | | | | | | | 白山社 | 白山社 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 161 | | クスノキ群 | 武豊町 | 町 | | | ○ | | | | | | | 八幡社 | 八幡社 | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 162 | | ウバメガシ | 武豊町 | 町 | | ○ | | | | | | | | 教福寺 | 教福寺 | ○ | | ○ | | | | | | | | |

※データは平成21年度末時点のもの

◎天然記念物一覧表 三河

| No. | 頁 | 名称 | 所在 市町村 | 指定 区分 | 種 類 | | | | | | | | | | 所有者 | 管理者 | 保護内容 | | | | | | 調査 報告書 | 保存基 礎計画 | | |
|-----|-----|-----------------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|-------------|-------------|-----|-----|-----|------|---|---|---|---|---|-----------|------------|---|---|
| | | | | | 植物 | 動物 | 地質 証物 | 看板 設置 | 支柱 設置 | 樹木茎 等診断 | 回復 作業 | 保護 団体 | 環境 整備 | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 樹木 ・社叢 | 自然 群落 | 湿地 | 自生地 | その他 | 生息地 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | 石巻山石炭地植物群落 | 豊橋市 | 国 | | | | | | | | 石巻神社 | 石巻神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | お菓つきイチョウ | 豊橋市 | 県 | ○ | | | | | | | 龍源院 | 龍源院 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 3 | 128 | 高師小僧 | 豊橋市 | 県 | | | | | | | | 豊橋市 | 豊橋市ほか | ○ | | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| 4 | 69 | 霧毛温泉 | 豊橋市 | 県 | | | | ○ | | | | 豊橋市 | 豊橋市 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 5 | | 玉泉寺のナギ | 豊橋市 | 市 | ○ | | | | | | | 玉泉寺 | 玉泉寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | 春日神社のマキ | 豊橋市 | 市 | | ○ | | | | | | 春日神社 | 春日神社 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 7 | | 普門寺のオスギ | 豊橋市 | 市 | ○ | | | | | | | 普門寺 | 普門寺 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 8 | | 長菜のヒノキ | 豊橋市 | 市 | ○ | | | | | | | 長菜寺 | 長菜寺 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 9 | 93 | ナガバノイシモチソウ自生地 | 豊橋市 | 市 | | | | | | ○ | | 豊橋市 | 豊橋市 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 10 | 45 | 野依八幡社のシダレザクラ | 豊橋市 | 市 | ○ | | | | | | | 野依八幡社 | 野依八幡社 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 11 | 112 | 岡崎ゲンジボタル発生地 | 岡崎市 | 国 | | | | | | | ○ | 愛知県・岡崎市 | 愛知県・岡崎市 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 12 | | 寺野の大クス | 岡崎市 | 県 | ○ | | | | | | | 寺野薬師堂 | 寺野薬師堂 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 13 | | 切山のオスギ | 岡崎市 | 県 | ○ | | | | | | | 皇太神社 | 皇太神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | ごぼん山第三紀末波蝕巨礫群 | 岡崎市 | 市 | | | | | | | | 個人等 | 個人等 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | 聖徳寺のしだれ桜 | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 聖徳寺 | 聖徳寺 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 16 | | 白山神社の大きくす | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 白山神社 | 白山神社 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 17 | | 土呂障壁の松 | 岡崎市 | 市 | ○ | ○ | | | | | | 岡崎市 | 岡崎市 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 18 | | 法蔵寺の桜 | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 法蔵寺 | 法蔵寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | 藤川のまつ並木 | 岡崎市 | 市 | | ○ | | | | | | 岡崎市 | 岡崎市 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 20 | 42 | 奥山田のしだれ桜 | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 奥山田のしだれ桜保存会 | 奥山田のしだれ桜保存会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 21 | | 石神のちようせんがや | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 個人 | 個人等 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | 大樹寺のしい | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 大樹寺 | 大樹寺 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 23 | 50 | 五万石ふじ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 岡崎市 | 岡崎市 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 24 | | 見返りのオスギ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 天恩寺 | 天恩寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | 真山のオスギ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 諏訪神社 | 諏訪神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | 牛薬山第三紀末波蝕巨礫群 | 岡崎市 | 市 | | | | | | | | 薬師寺 | 薬師寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | 瓶井神社の大ケヤキ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 瓶井神社 | 瓶井神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | 才葉のイチイガシ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 白髭神社 | 白髭神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | 才葉のムクノキ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | 須淵薬師神社社叢 | 岡崎市 | 市 | | ○ | | | | | | 須淵薬師神社 | 須淵薬師神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | 法蔵寺のイヌマキ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 法蔵寺 | 法蔵寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 32 | | 浄光寺のイチョウ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 浄光寺 | 浄光寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 33 | | 切越の天徳ヒノキ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 須佐之男社 | 須佐之男社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 34 | | 茅原沢神明宮社叢 | 岡崎市 | 市 | | ○ | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 35 | | 山中八幡宮のヒメハルゼミ生息地 | 岡崎市 | 市 | | | | | | | ○ | 山中八幡宮 | 山中八幡宮 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 36 | | ゲンジボタル | 岡崎市 | 市 | | | | | | | ○ | 愛知県・岡崎市 | 愛知県・岡崎市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 37 | | 瑞雲寺クログネモチ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 瑞雲寺 | 瑞雲寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 38 | | 山中八幡宮のクスノキ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 山中八幡宮 | 山中八幡宮 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 39 | | 浄光寺のハマボウ | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 浄光寺 | 浄光寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 40 | 51 | とよとみ梨 | 岡崎市 | 市 | ○ | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 41 | | キノコウエトタテグモ生息地 | 岡崎市 | 市 | | | | | | | ○ | 岡崎市 | 岡崎市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 42 | | 牛久保のナギ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 豊川市 | 豊川市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 43 | 58 | 御油のマツ並木 | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 豊川市 | 豊川市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 40 | 宝門寺のシダレザクラ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 宝門寺 | 宝門寺 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 45 | | 砥鹿神社奥宮(本宮山)の社叢 | 豊川市 | 市 | | ○ | | | | | | 砥鹿神社 | 砥鹿神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 46 | | 砥鹿神社のケヤキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 砥鹿神社 | 砥鹿神社 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 47 | | 玉林寺のクス | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 玉林寺 | 玉林寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 48 | | 観音寺の大クス | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 観音寺 | 観音寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 49 | | 熊野神社のフジ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 熊野神社(御津町金野) | 熊野神社(御津町金野) | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 50 | | 宮路山コアブラツツジ自生地 | 豊川市 | 市 | | | | | | ○ | | 豊川市 | 豊川市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 51 | | 杉森八幡社のクスノキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 杉森八幡社 | 杉森八幡社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 52 | | 善住寺のヤマモモ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 善住寺 | 善住寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 53 | | 西明寺のモッコク | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 西明寺 | 西明寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 54 | | 帯川のホタル | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 大木区 | 大木区 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 55 | | 正法寺のワビスケ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 正法寺 | 正法寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 56 | | 正法寺のイヌマキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 正法寺 | 正法寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 57 | | 長福寺のヤマザクラ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 長福寺 | 長福寺 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 58 | | 関川神社のクスノキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 関川神社 | 関川神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 59 | | カシワ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 60 | | 江島神社のクスノキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 江島神社 | 江島神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 61 | | 砥鹿神社のツガ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 砥鹿神社 | 砥鹿神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 62 | | 富士神社のミツバツツジ自生地 | 豊川市 | 市 | | | | | | ○ | | 富士神社他 | 富士神社他 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 63 | | 広幡神社のヤマモモ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 広幡神社 | 広幡神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 64 | | 灰野のナシ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 65 | | 灰野のヤブニッケイ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 個人 | 個人 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 66 | | 松沢寺のヤマザクラ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 松沢寺 | 松沢寺 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 67 | | 御津神社のクスノキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 御津神社 | 御津神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 68 | | 大日如来堂のアベマキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 御津町広石越川組他 | 御津町広石越川組他 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 69 | | 財賀寺のヒメハルゼミと生息地 | 豊川市 | 市 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 70 | | 御津山のヒメハルゼミの棲息地 | 豊川市 | 市 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 71 | | 豊縁神社の社叢 | 豊川市 | 市 | | ○ | | | | | | 豊縁神社 | 豊縁神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 72 | | 財賀寺のツガ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 財賀寺 | 財賀寺 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 73 | | 美濃薬師神社のクスノキ | 豊川市 | 市 | ○ | | | | | | | 美濃薬師神社 | 美濃薬師神社 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 74 | | 西方寺のクロマツ | 豊南市 | 市 | ○ | | | | | | | 西方寺 | 西方寺 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 75 | | 豊浦神社のケヤキ | 豊南市 | 市 | ○ | | | | | | | 豊浦神社 | 豊浦神社 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 76 | | 広藤園のフジ | 豊南市 | 市 | | | | | | ○ | | 個人 | 個人 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 77 | 85 | 小堤西池のカキツバタ群落 | 刈谷市 | 国 | | | | | | | | 刈谷市 | 刈谷市 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ |

※データは平成21年度末時点のもの

愛知県 名勝・天然記念物 保護活用事例集

発行日◎平成23年3月11日

編集・発行◎愛知県史跡整備市町村協議会

印刷◎共和印刷株式会社

